

第3次 船橋市総合計画

基本構想・基本計画

令和4(2022)年度—令和13(2031)年度



船橋市長 松戸 徹

笑顔あふれるまちを目指して

船橋市は、千葉県北西部、東京都心から20km圏に位置し、沿岸部は貴重な干潟「三番瀬」に面し、内陸に向かって工業地や商業地、住宅地、農地、緑地が広がる都市と自然が調和した暮らしやすいまちです。

中核市最大の64万人を超える市民が暮らす本市は、文化・スポーツをはじめとした活発な市民活動が行われ、多彩な産業が発達するなど、全国有数のポテンシャルを有する大都市へと発展を遂げてきました。

これは、昭和12（1937）年の市制施行以来、どの時代においても、多くの方々が、諸課題の解決やまちの発展のためにご尽力いただいたおかげであり、社会が大きく変化する今、私たちもまた、将来に向けて取り組むことが、子供たちの豊かな未来をつくることにつながります。

一昨年来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返され、市民生活や地域経済など他方面にわたって様々な影響が生じており、まだまだ予断を許さない状況が続いています。

社会は今、大きな転換期にあります。デジタル技術の活用や、ゼロカーボンへの挑戦、多様性の尊重は、世界的にも重要なテーマです。また、激甚化が懸念される自然災害や、これからピークを迎える超高齢社会、子供たちやその家庭を取り巻く環境の変化といった課題に対しても、的確に対応していく必要があります。

こうした社会情勢を踏まえた対応とともに、本市の特徴を活かして、まちのにぎわいや暮らしやすさをさらに高める取り組みを進めていかなければなりません。

このような中で、この度、令和13（2031）年度を目標年次とする第3次船橋市総合計画を策定し、「人も まちも 輝く 笑顔あふれる船橋」を将来都市像として設定いたしました。これは、市民の皆様が自分らしく輝くとともに、都市としての輝きも創出することで、笑顔の輪が広がり、さらに活気あふれるまちを目指すものです。

本計画を指針として、人と人とのつながりを大切にしながら、市民の皆様と一体となって市政運営に取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご議論いただきました総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、市民会議やパブリック・コメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和4年3月





第3次 船橋市総合計画

目次

序論

1. 計画の概要	08
2. 本市の特性と現状	11
3. 本市を取り巻く社会経済情勢	27
4. 本市の発展の可能性	33
5. 本市が抱える重点課題	35

基本構想

1. 基本構想の構成	38
2. 将来都市像	39
3. めざすまちの姿	40
4. 基本姿勢	45

基本計画

1. 基本計画の体系図	48
2. 基本施策とめざすまちの姿の関係	50
3. 基本計画の見方	51

各基本施策

1 健康増進/2 地域医療/3 高齢者福祉/4 地域福祉・生活困窮者支援/5 障害福祉/6 国民健康保険・介護保険/7 子ども・子育て支援/8 学校教育/9 生涯学習/10 文化・スポーツ/11 防災・減災/12 消防/13 市民活動/14 多文化共生・男女共同参画・平和/15 住まい/16 生活安全・生活衛生/17 商工業/18 農水産業/19 計画的な都市づくり/20 道路・交通/21 污水处理/22 自然との共生/23 環境負荷の低減/24 広報広聴・魅力発信

資料編

1. 注釈(用語解説)	122
2. 計画策定の経過	128
3. 総合計画審議会	130
4. SDGs	136
5. 都市宣言	138
6. 市章・市の木・市の花	139

序 論

FUNABASHI CITY

1. 計画の概要

1 第3次総合計画策定の趣旨

本市では、昭和54（1979）年に「品格のある文化都市・船橋」をまちづくりの目標に掲げた基本構想を策定しました。その後、基本構想を実現するための基本政策を定めるものとして、昭和58（1983）年に「活力ある近代的都市」を都市づくりの目標とした基本計画を、さらに平成3（1991）年には「豊かで住みよい国際都市」を都市づくりの目標とした新たな基本計画を策定しました。これらに実施計画を加えた計画体系を第1次総合計画としています。

昭和54（1979）年以降、第1次総合計画に基づき、道路や下水道の整備、治水対策等、本市が立ち遅れていた都市基盤の整備とともに、医療施設の整備、産業経済の振興、スポーツの振興を通じた市民の健康づくり、福祉の充実、コミュニティの育成や国際交流の推進など、本市の基礎づくりに努めてきました。また、この計画期間の中で、昭和58（1983）年に「スポーツ健康都市宣言」、昭和61（1986）年に「平和都市宣言」、平成4（1992）年には「福祉と緑の都市宣言」を行いました。

平成12（2000）年には、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をまちづくりの目標とする基本構想を長期ビジョンとして策定しました。この基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に定めた基本計画については、平成12（2000）年に前期基本計画を、平成24（2012）年に後期基本計画をそれぞれ策定しました。これらに実施計画を加えた計画体系を第2次総合計画としています。

第2次総合計画期間中の平成15（2003）年に、千葉県で初めて中核市に移行し、保健、福祉、環境など市民生活に密着した分野の事務の権限が県から市へ移管され、これまで以上にきめ細かくて迅速な対応が可能となりました。また、後期基本計画では、平成23（2011）年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえた様々な災害対策に取り組んできたほか、福祉の分野では地域包括ケアシステムの構築や待機児童対策、都市基盤の分野では人にやさしい歩道づくりなどを推進するとともに、産業や文化、スポーツなど本市の魅力の発信にも積極的に取り組んできました。

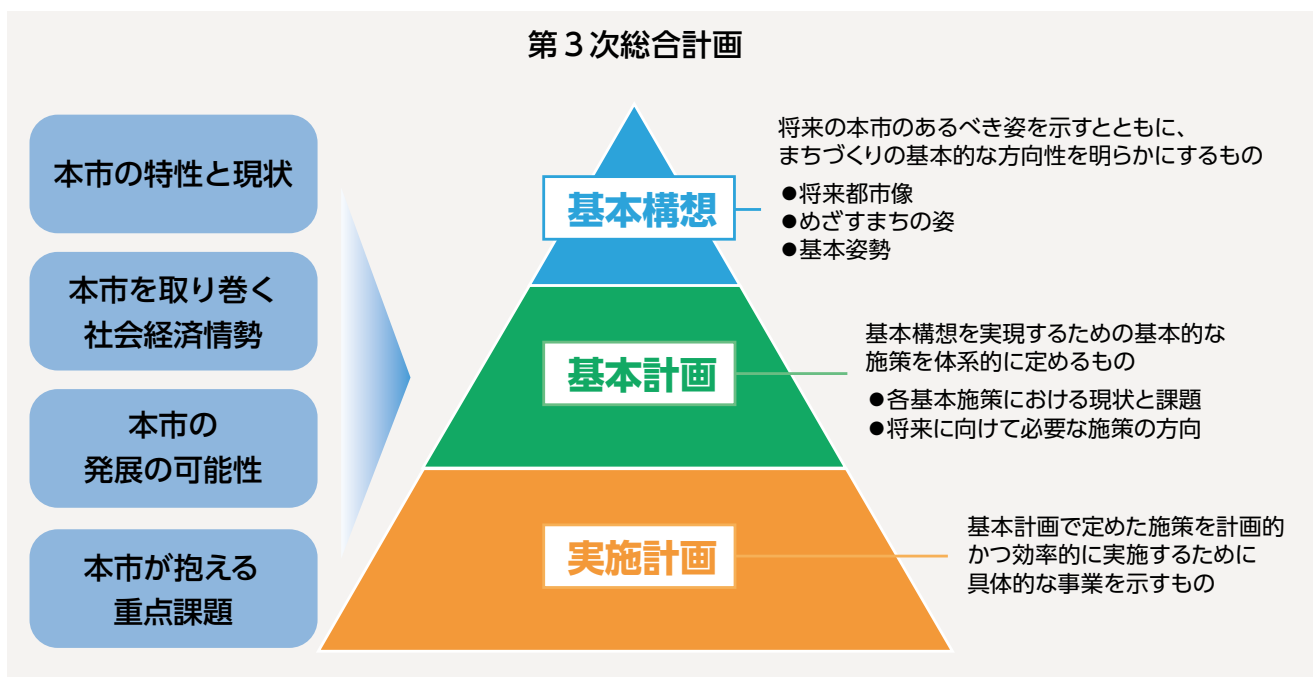
令和2（2020）年3月に新型コロナウイルス感染症の感染者が市内で初めて確認されて以来、本市でも感染拡大が繰り返され、市民生活や社会経済活動に甚大な影響を及ぼしています。今後の各分野の施策の方向を検討するにあたっては、新型コロナウイルス感染症による多方面にわたる影響を踏まえる必要があることから、第3次総合計画の策定期間を1年間延期し、令和4（2022）年度を始期とすることとしました。これに伴い、第2次総合計画の基本構想及び後期基本計画の計画期間を令和3（2021）年度末までに1年間延長しました。

このような状況下、市民の暮らしと健康を守るとともに、ポストコロナ時代を見据えながら、今後においても、本市が暮らしやすく活気にあふれ、さらに魅力あるまちへ発展を続けなければなりません。本市が将来に向けてめざすべき姿を市民と共有するとともに、複雑多様化する地域課題を克服し、本市の持つ強みをさらに伸ばす施策を展開していく指針として、第3次総合計画を策定します。

2 計画の構成と期間

計画の構成

第3次総合計画は、「基本構想－基本計画－実施計画」の3層構成とします。また、計画策定の前提として、本序論の中で、本市の特性と現状及び、社会経済情勢、そこから見えてくる発展の可能性（強み）と重点課題（弱み）を整理します。



基本構想

将来の本市のあるべき姿を示すとともに、まちづくりの基本的な方向性を明らかにし、市政運営の指針とするものです。

将来に向けたまちのイメージを市民と広く共有できるように設定する「将来都市像」、本市のまちづくりの基本的な方向性として掲げ、各分野横断的な目標とする「めざすまちの姿」、計画の推進に当たり、各分野のまちづくりにおいて共通して踏まえるべき事項となる「基本姿勢」を示します。

基本計画

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に定め、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくためのものです。施策体系を整理し、基本施策ごとに現状と課題を分析し、それを踏まえ、将来に向けて必要な施策の方向を示します。

実施計画

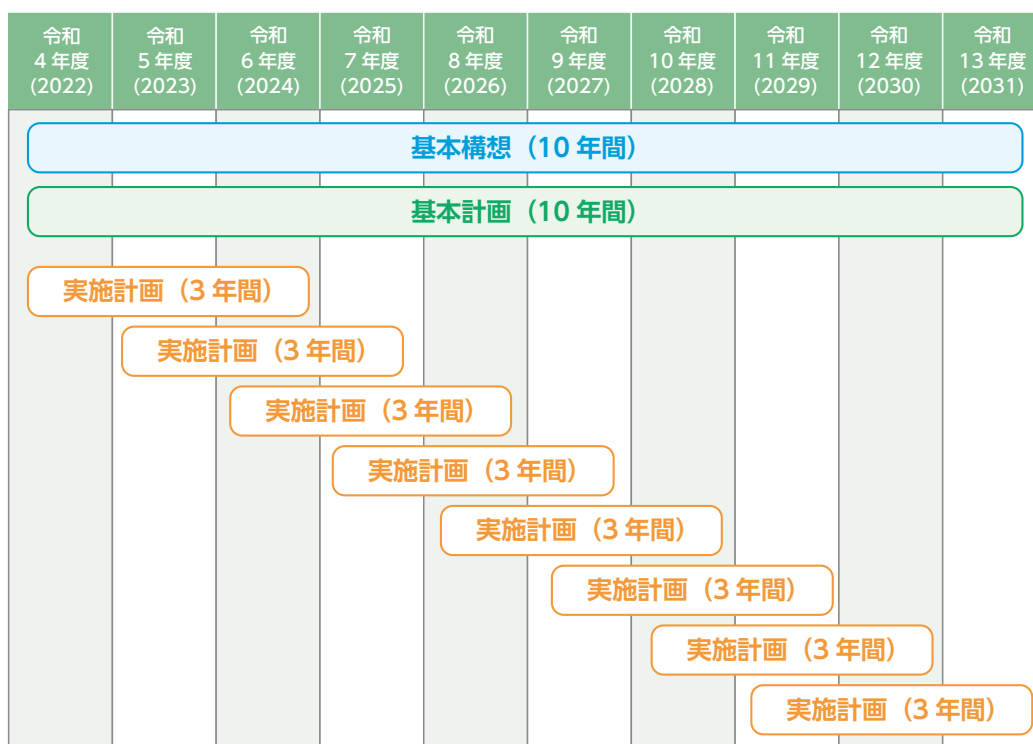
基本計画で定めた施策を計画的かつ効率的に実施するために具体的な事業を示すものです。

市の重点課題の解決や市の将来の発展に寄与し、重点的に推進する事業を中心に位置づけます。

計画期間

第3次総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

基本計画は計画策定後の市政運営の状況や社会経済情勢の変化等により、必要に応じ、見直しを行うものとします。また、実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度事業の追加や見直しを行うローリング方式とします。



進捗管理

第3次総合計画の進捗管理に当たっては、基本計画の施策単位で成果を測る指標及び目標値を別に設定し、施策の進捗の分析・評価の結果を3年に1度公表します。指標及び目標値は3年ごとに見直しを行います。



2. 本市の特性と現状

1 地勢

位置～都心近郊という恵まれた立地～

本市の面積は、85.62km²で、東西13.86km、南北14.95kmに広がっています。本市の位置は、千葉県の北西部、東京都心部から20km圏、千葉市中心部から15km圏という都心部と県都千葉市を結ぶ交通動脈上に位置しています。東は習志野市、八千代市、西は市川市、北は鎌ヶ谷市、白井市に接し、南は東京湾に面しています。

JR船橋駅から東京駅まで約25分、本市から羽田空港、成田空港まではそれぞれ約50分でアクセスすることができます。

船橋市の位置



コミュニティ区域

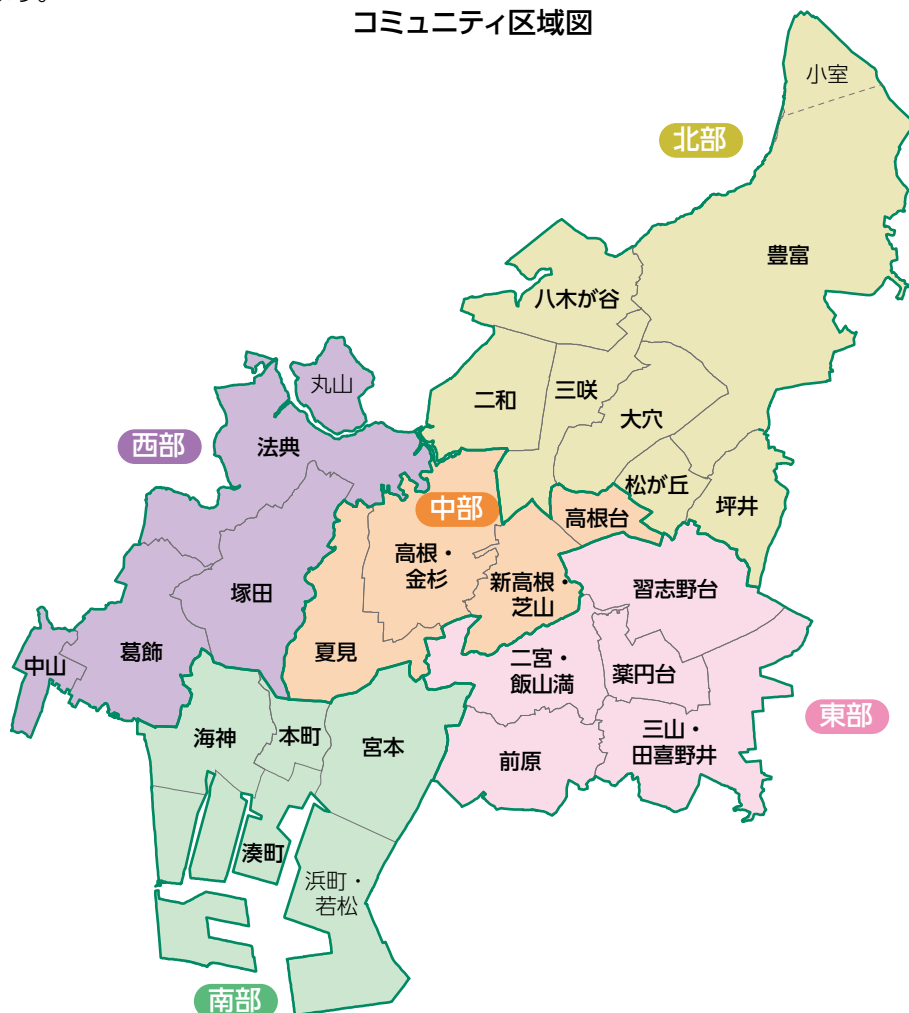
地区コミュニティ

- ▶ 「地区コミュニティ」は、地域的な視点にたって行政運営を行うとともに、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定する区域で、現在24の地区コミュニティが設定されています。
- ▶ これまで、既存の地区コミュニティから分割する区域として、小室、丸山、浜町・若松の3地区が想定されてきました。
- ▶ 今後は、住民の意思・地域条件・生活環境の状況といった地域特性を勘案し、住民の連帯意識に基づく主体的な活動を促進する範囲として適すると住民・行政ともに判断した場合に、新たな区域の設定について検討します。

行政ブロック

- ▶ 「行政ブロック」は、地区コミュニティを束ねる概念として、市域を東部、西部、南部、北部、中部の5つに分けて設定しています。

コミュニティ区域図



充実した鉄道網

本市は、9路線35駅という充実した鉄道網を有しています。東西方向にJR総武線・JR京葉線・東京メトロ東西線・東葉高速線・京成本線、南北方向にJR武蔵野線・東武アーバンパークライン・新京成線、北部地域には北総線といった鉄道網があり、市民の便利で快適な生活を支えています。

市内35駅における1日の平均乗車人数（令和2（2020）年度）は、72万人に達しています。各主要駅の1日の乗車人数は、JR船橋駅が約10万人、JR津田沼駅が約7.6万人、JR西船橋駅が約10万人、東京メトロ西船橋駅が約10万人です。

船橋市の鉄道網



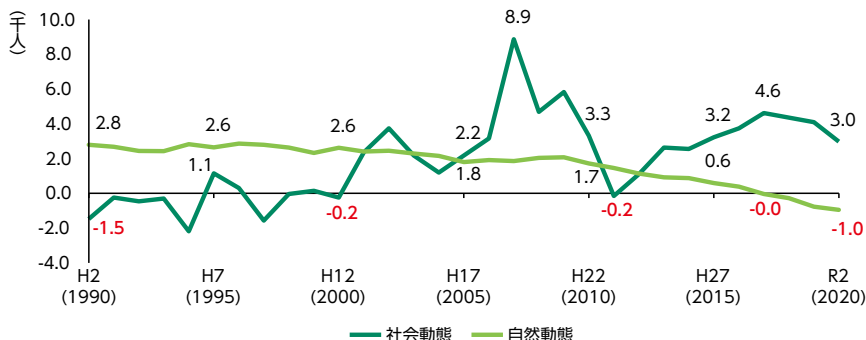
2 人口

堅調な人口増加

全国的に多くの地方公共団体が人口減少に転じる中、本市では、これまで堅調な人口増加が続き、令和3（2021）年4月現在の住民基本台帳人口は、中核市最大の64.5万人です。今後も、総人口は、令和15（2033）年の66.4万人まで増加すると見込んでいます。

人口動態を見ると、社会動態（転入者数－転出者数）は、近年プラス3千から4千人程度で推移していますが、自然動態（出生者数－死亡者数）は、平成29（2017）年からマイナスに転じています。

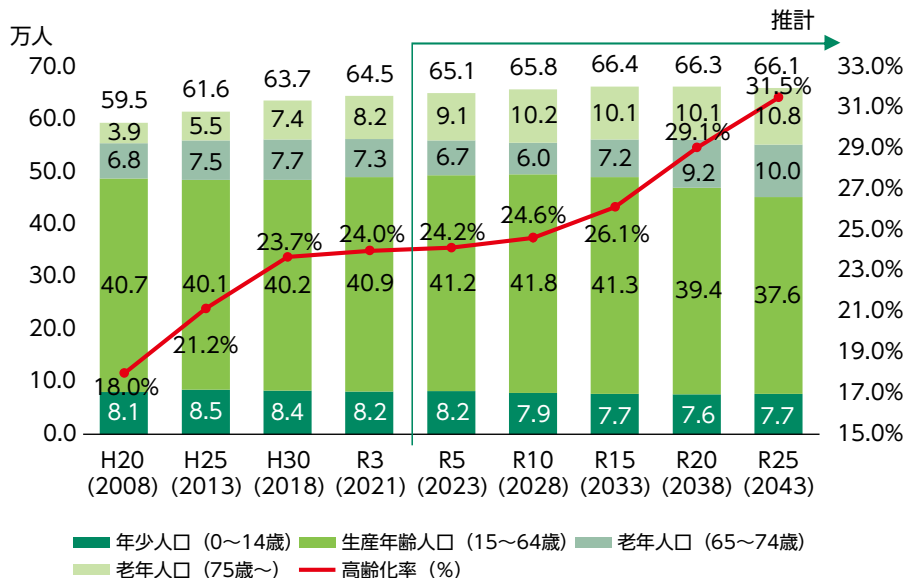
船橋市の社会動態及び自然動態の推移



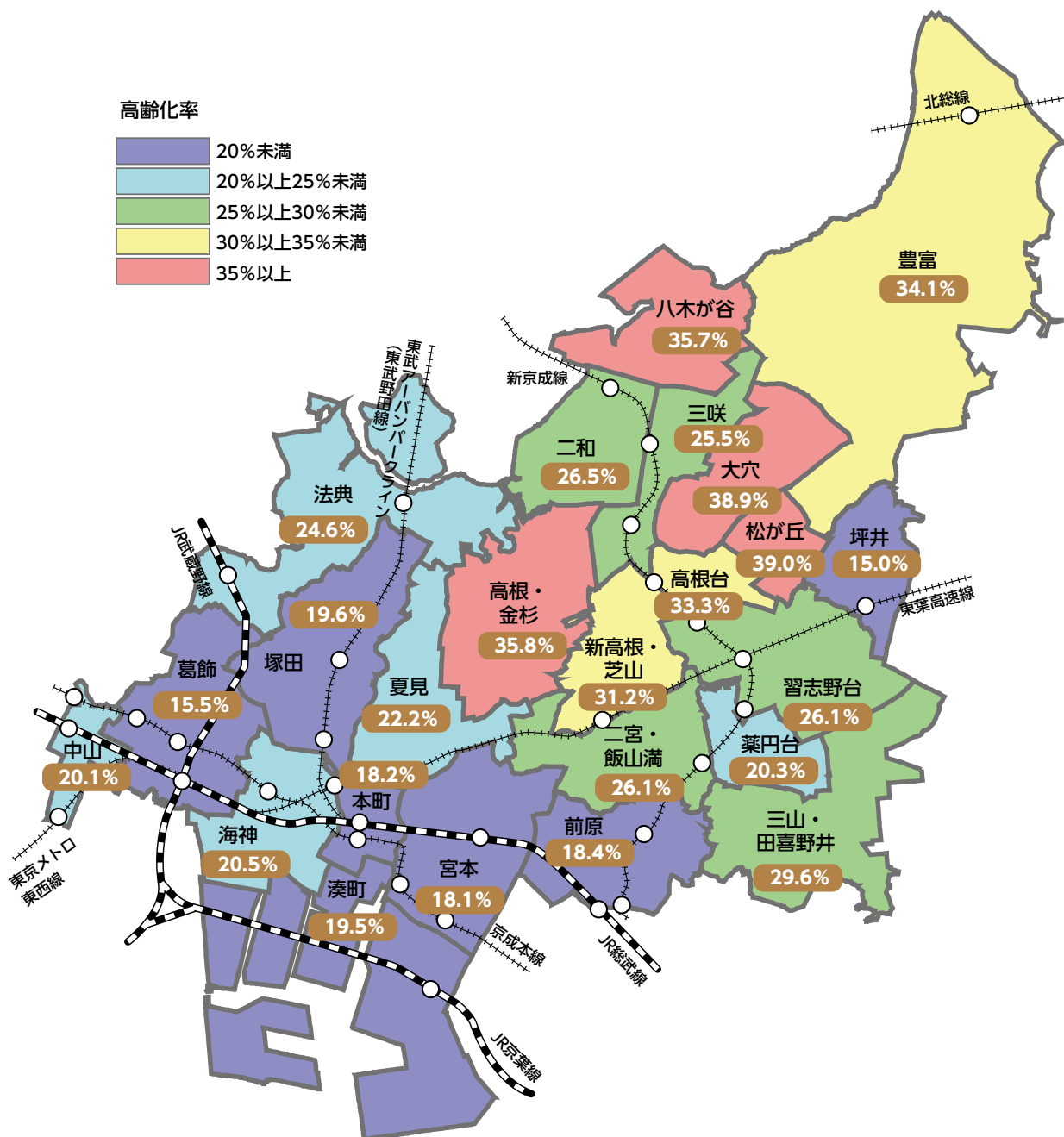
今後さらに変化する人口構造

本市の人口構造は、少子高齢化の進行により、今後さらに変化するが見込まれます。年齢区別の人口を見ると、年少人口（0～14歳）は、既に減少しており、今後その傾向が続きます。生産年齢人口（15～64歳）は、令和10（2028）年まで緩やかに増加し、その後減少します。老年人口（65歳以上）は、増加し続け、今後10年程度は特に75歳以上の高齢者の割合が増加する見込みです。

船橋市の年齢区別将来人口推計



24地区コミュニティ別の高齢化率（令和3（2021）年）



3 産業

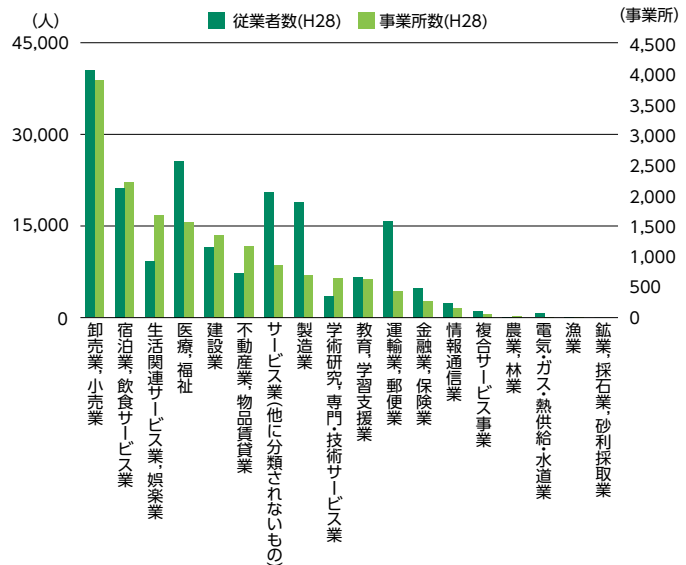
都心から20km圏という地理的優位性のほか、鉄道や高速道路等の交通アクセスの利便性の高さなどを背景に、本市では多彩な産業が発展してきました。平成28（2016）年の経済センサスの結果によると、本市の全産業の従業者数は189,232人と県内2位、全産業の売上（収入）は、約2兆7千億円と県内3位の規模です。

本市は、多くの大型商業施設が立地するとともに、駅を中心に広がる商店街が共存・共栄している県内有数の商都であり、卸売業と小売業の事業所数、従業者数はともに本市の全産業の中で最も多い状況です。

工業では、日本最大級の規模の食品コンビナートや高い技術力を誇る中小企業が立地しています。

また、漁業では、豊かな三番瀬の恵みを受けた伝統的な海苔養殖や採貝漁などが営まれているほか、農業では、特許庁の地域団体商標に登録されている「船橋のなし」や「船橋にんじん」をはじめ、小松菜や枝豆など幅広い品目を生産しています。

産業大分類別従業者数及び事業所数



総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」より本市作成

4 地域に根ざす文化・スポーツ

市内には、歴史と伝統ある文化財や約200か所の遺跡があり、近年、国内でも希少な約1万年前の縄文時代早期前葉の貝塚と集落跡である取掛西貝塚が発見され、本市で初の国史跡に指定されました。また、本市では、市民が主体となり、「音楽のまち」を掲げた様々な音楽イベントが開催されるなど、市域全体において音楽活動が盛んです。特に、市内の小・中・高等学校の器楽部や合唱部などが、全国的な大会でめざましい活躍を見せています。

スポーツを通じて市民の健康と連帯意識を高めるため、昭和58（1983）年に「スポーツ健康都市宣言」を行い、地域のスポーツリーダーの養成を目的としたスポーツ健康大学（現ふなばし市民大学）の開校のほか、気軽に軽スポーツを楽しめる「まちかどスポーツ広場」の設置等を進めました。また、市立船橋高等学校では、多くの運動部が全国を舞台に活躍しているとともに、国際大会やオリンピックで活躍する選手も輩出しています。さらに、プロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」やラグビーチーム「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」が本市を拠点に活動しています。

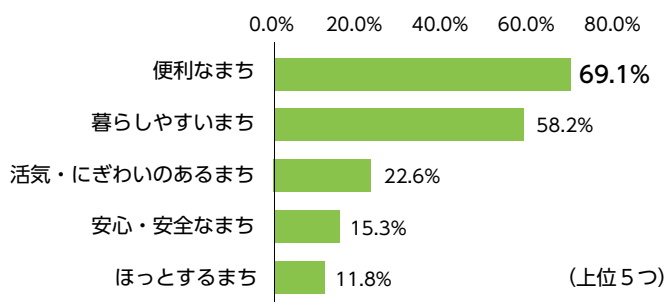
5 市民意向

船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査 (平成30 (2018) 年度)

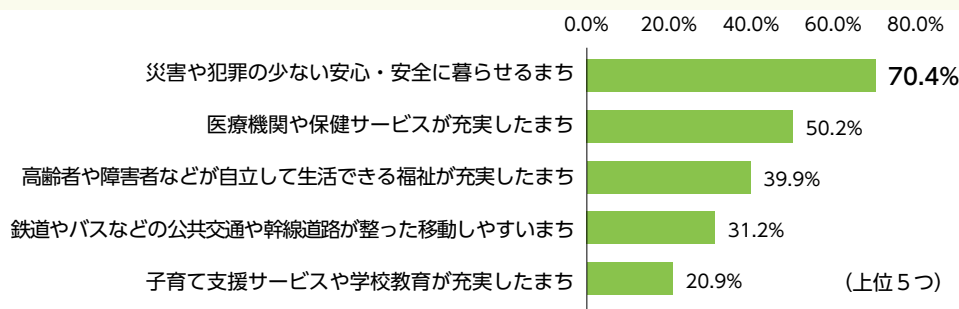
対象：本市在住の満18歳以上の6,000人 (無作為抽出)

- ▶ 本市のまちのイメージでは、「便利なまち」が69.1%と最も多く、次いで「暮らしやすいまち」が58.2%となっています。
- ▶ 10年後、20年後の船橋市にどのようなまちになってほしいと思うかという設問に対しては、「災害や犯罪の少ない安心・安全に暮らせるまち」が70.4%で最も多く、次いで「医療機関や保健サービスが充実したまち」が50.2%、「高齢者や障害者などが自立して生活できる福祉が充実したまち」が39.9%となっています。
- ▶ 今後特に力を入れてほしい施策分野では、「防災・減災」が48.5%と最も多く、次いで「道路の整備・維持」が46.3%、「防犯」が41.0%となっています。

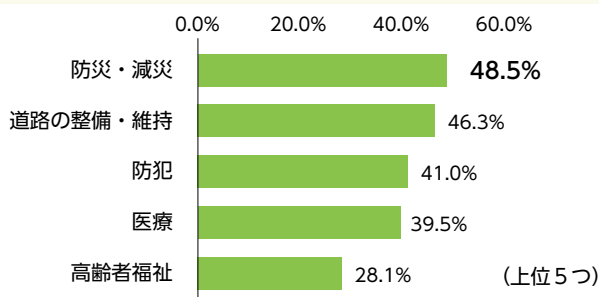
船橋市に対する「まちのイメージ」は次のうちどれですか。(3つまで)



10年後、20年後の船橋市にどのようなまちになってほしいと思いますか。(3つまで)



市が今後特に力を入れてほしい施策分野は次のうちどれですか。(5つまで)



24地区市民会議（平成30（2018）年度）

これからも活力あるまちを継続していくため、市民同士がまちをどのようにしていきたいかを自由に話し合い、総合計画をはじめとする様々な計画に意見を反映することを目的に、24地区コミュニティごとに市民会議を開催しました。

意見（総数1,993件）の中で最も多かった分野は、「都市基盤（道路・都市計画・市街地形成など）」（35%）であり、次いで「市民活動（市民協働・コミュニティなど）」（16%）、「安全（消防・防災・防犯）」（12%）の順となっています。

参加者から提案された分野別の主な意見（抜粋）

都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子供や高齢者が安全に歩ける歩道の整備 ▶ 交通渋滞の解消や道路の安全対策 ▶ マイカーに頼らない公共交通機関の充実
市民活動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 若者、現役世代、高齢者など多世代間交流の促進 ▶ ボランティアの人材確保、活動環境の整備 ▶ 外国の方との共生や交流の推進
安全	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災訓練や防災備蓄の充実 ▶ 災害時の市の役割、市民の役割の明確化 ▶ 防犯灯や防犯カメラの整備
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 元気な高齢者や活動する高齢者を増やすための施策の推進 ▶ 健康寿命を延ばす機会の確保 ▶ ひとり暮らし高齢者の見守りや支援体制の充実
行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SNSを活用した船橋市の情報発信と情報収集 ▶ 進化するIT・AI技術を活用した住民サービスの向上
教育・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子供たちが安心して学校生活を送れる体制づくり ▶ 特別な支援の必要な子供たちへの支援 ▶ 子育てに関する相談を気軽に行える場の提供
経済	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 買い物不便地域の解消 ▶ 商店街の魅力を高め、買い物しやすい環境の整備 ▶ 農産物の地産地消による魅力創出
環境	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公園や緑地の整備 ▶ 海のある環境を守る三番瀬の保全 ▶ 再生可能エネルギーの取り組みの継続
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域活動の拠点としての公民館の活用 ▶ 船橋の文化歴史の保護や宣伝 ▶ 千葉ジェッツや市船を中心に、スポーツのまちとしてのPR

公募型市民会議「ふなばSHIPミーティング」(令和元(2019)年度)

船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査(平成30(2018)年度)実施時の公募により29名の方に市民会議にご参加いただき、テーマごとにグループを組み、テーマに沿った本市の強みや弱みの洗い出し及びそれらを踏まえ、推進すべき基本的取り組み等について、市民の視点から検討していただきました。

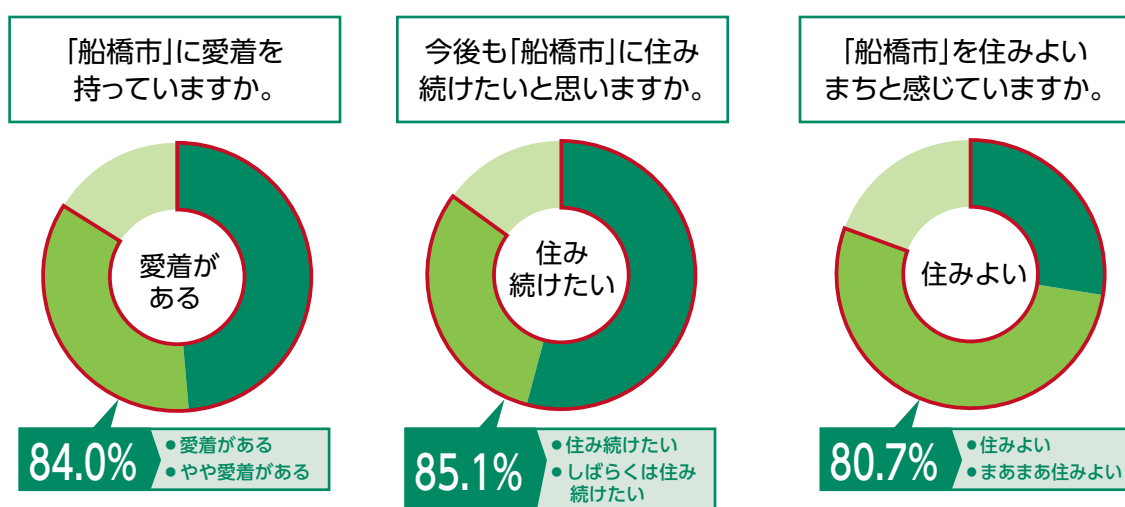
各グループから提案された基本的取り組み(抜粋)

健康福祉 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ひとり暮らし高齢者を支援する地域ぐるみの見守りと交流の活発化 ▶ 高齢者の外出支援や活動の場の拡大 ▶ 身近で安心して医療を受けられるホームドクター制度の導入 ▶ 就労し自立した障害者に対する自立後の支援の充実
教育・子育て グループ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ICTを活用した保護者と学校の連携強化 ▶ 質の高い教育の提供と教員の負担軽減を目的とした民間の力の活用 ▶ ワークライフバランスを実現する市内企業を支援する市独自の認定・表彰制度の創設 ▶ 高齢者施設等を活用した子供の新たな居場所の確保
市民活動・経済 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定期的な市(船橋マルシェ)の開催 ▶ 将来性のあるベンチャーやユニコーンなどの起業を支援の充実 ▶ SHIRASE5002等を活用した、ウォーターフロントの活性化 ▶ サラリーマンやマンション住人が参加しやすい地域活動のきっかけづくり
都市基盤・環境 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市計画道路等の幹線道路の整備や鉄道の連続立体交差化 ▶ 歩行者の安全を守る道路整備や信号システムの導入 ▶ 土地区画整理事業や官民連携による複合施設の整備などによる市街地再開発 ▶ 環境問題に関する積極的な情報発信
安全・安心 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間企業やNPO等と連携した防災体制や防災設備の充実 ▶ 市民の防災意識、防犯意識の向上 ▶ メールやSNSなどを活用した災害、防犯、交通安全に関する情報の発信強化

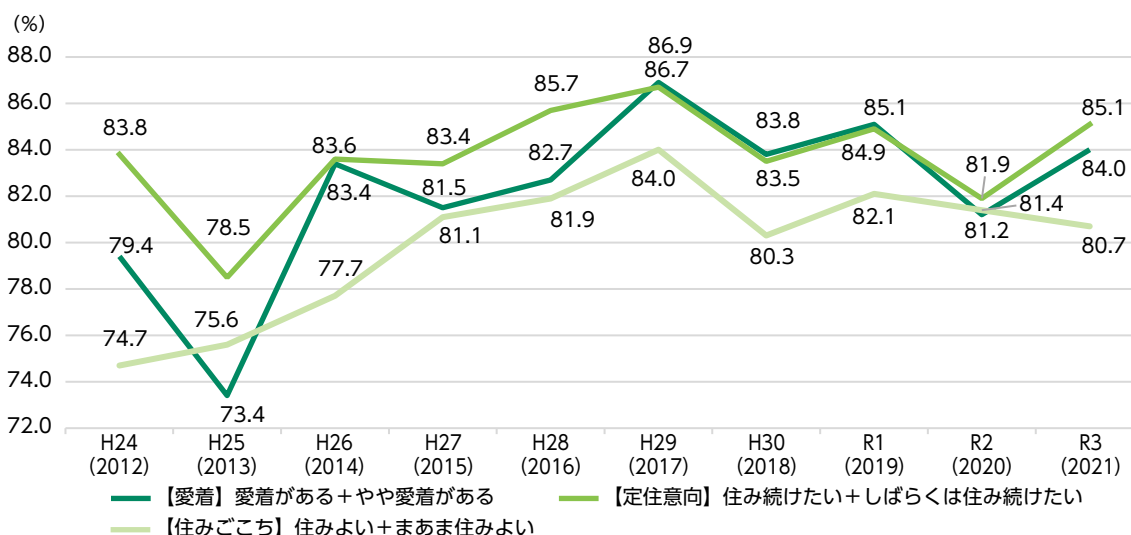
市民意識調査（令和3（2021）年度）

対象：本市在住の満18歳以上の3,000人（無作為抽出）

- ▶ 本市に「愛着がある」と「やや愛着がある」人を合わせると84.0%、本市に「住み続けたい」と「しばらくは住み続けたい」人を合わせると85.1%、本市を「住みよい」と「まあまあ住みよい」と思う人を合わせると80.7%となっており、いずれも8割を超えています。

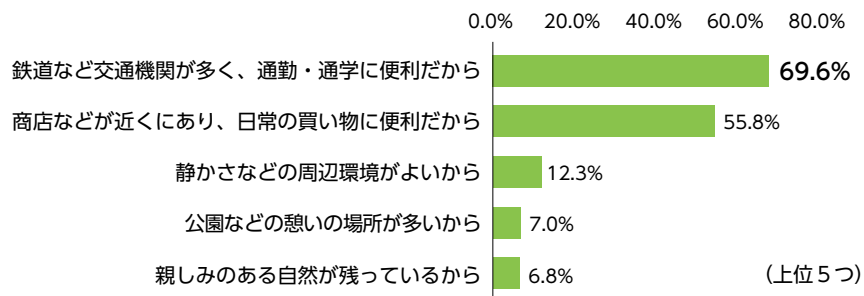


市民意識調査（平成24（2012）年度～令和3（2021）年度）経年変化

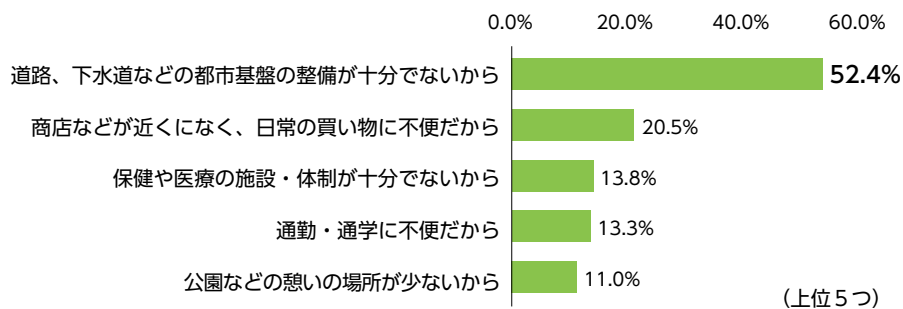


- ▶ 本市を「住みよい」「まあまあ住みよい」と答えた人の理由として、「鉄道など交通機関が多く、通勤・通学に便利だから」が69.6%で最も多く、次いで「商店などが近くにあり、日常の買い物に便利だから」が55.8%となっています。
- ▶ 本市を「あまり住みよくない」「住みにくい」と答えた人の理由として、「道路、下水道などの都市基盤の整備が十分でないから」が52.4%と最も多く、次いで「商店などが近づくなく、日常の買い物に不便だから」が20.5%となっています。
- ▶ 市の施策について、力を入れるべきものは「交通渋滞の緩和や歩行者・自転車利用者の安全に配慮した幹線道路、生活道路の整備」が48.7%と、10年連続で最も多くなっています。

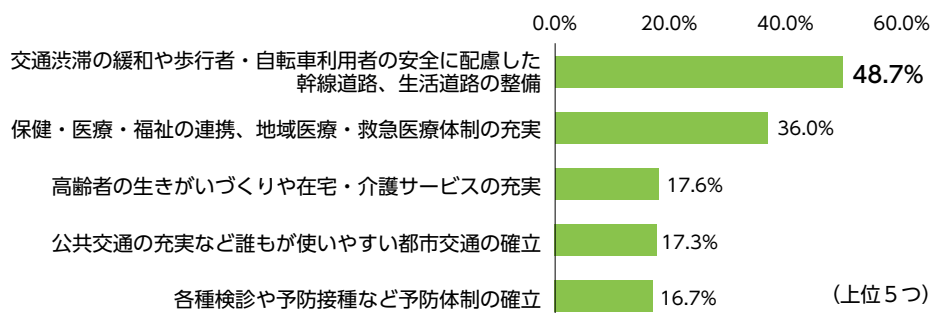
船橋市が住みよい理由（2つまで）



船橋市が住みにくい理由（2つまで）



「市の施策」について、力を入れるべきもの（5つまで）



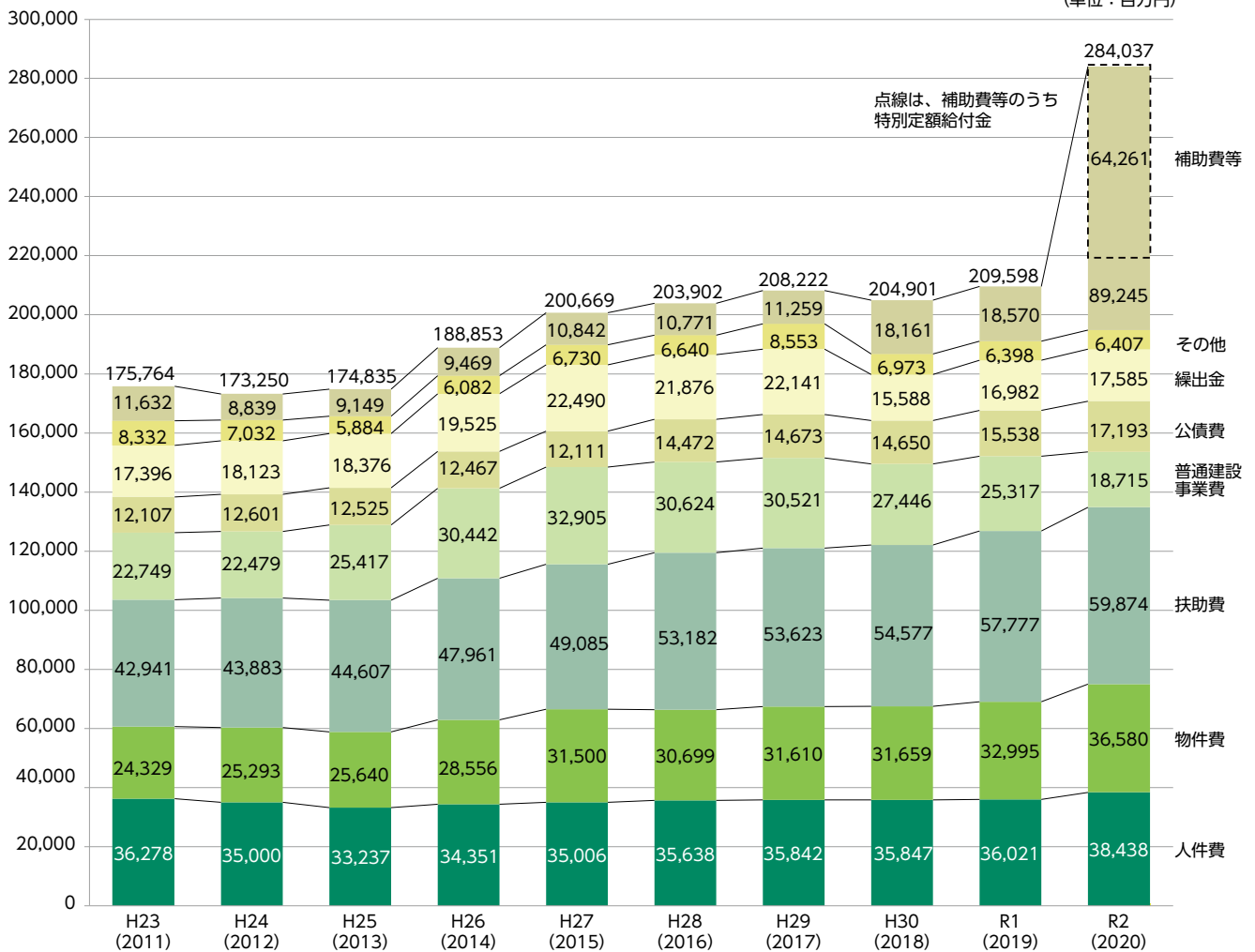
6 財政状況

一般会計歳出決算額の推移（性質別）

令和2（2020）年度の決算額を平成23（2011）年度と比較すると、歳出全体で約1,080億円増加しており、特別定額給付金分を除いても約440億円の増加となっています。また、義務的経費である扶助費は、児童福祉や障害者福祉などの社会保障経費の増加により、約1.4倍（約169億円増）になっています。

一般会計 歳出決算額の推移（性質別）

（単位：百万円）

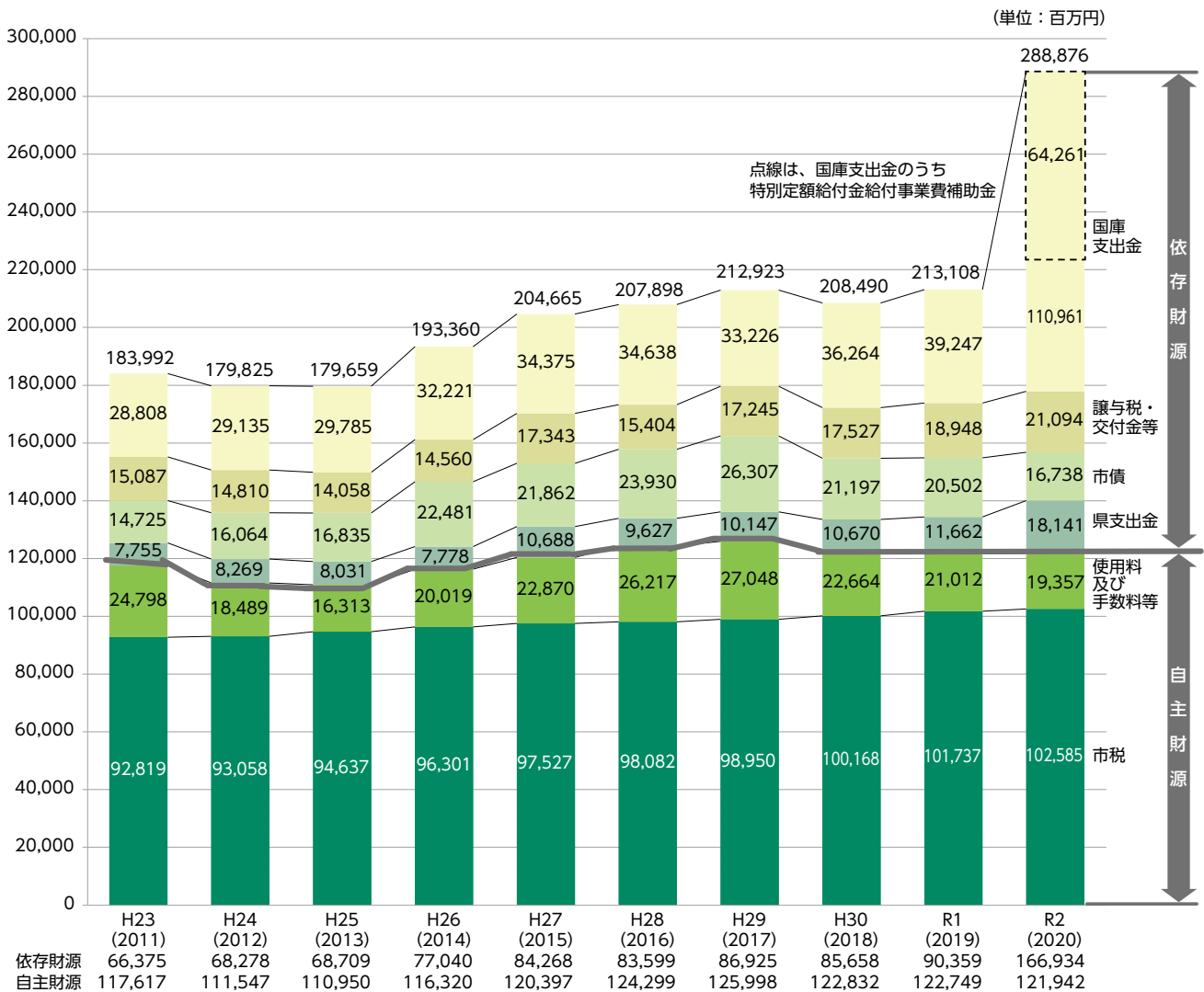


一般会計歳入決算額の推移

本市の歳入のうち、令和2年度は特別定額給付金給付事業費補助金などがあったことから、国庫支出金が最も大きくなっています。例年では、市税が最も大きな割合を占めており、そのうち比較的変動の少ない個人住民税および固定資産税が多くを占めているのが本市の特徴です。

歳入全体の伸びに対し、自主財源は横ばいとなっている一方で、依存財源である国庫支出金や県支出金などが増加傾向にあります。

一般会計 歳入決算額の推移

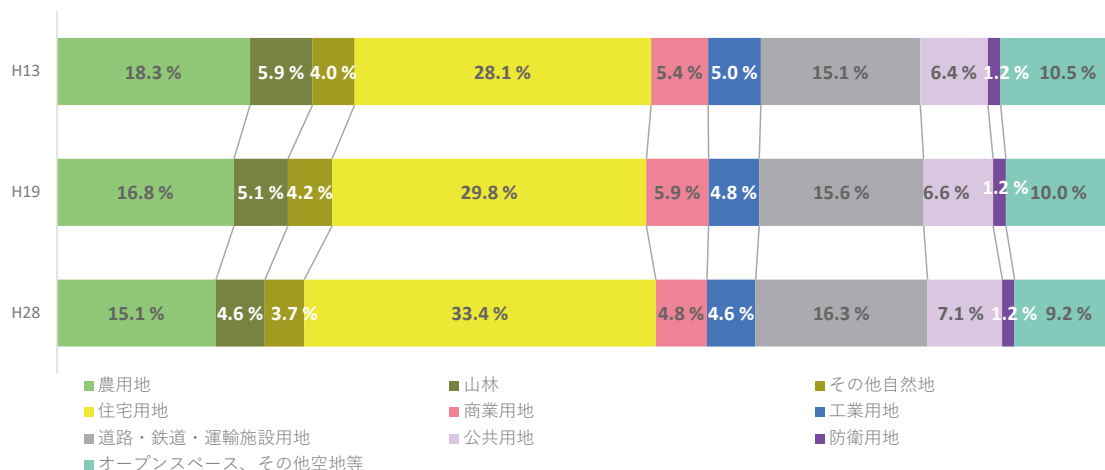
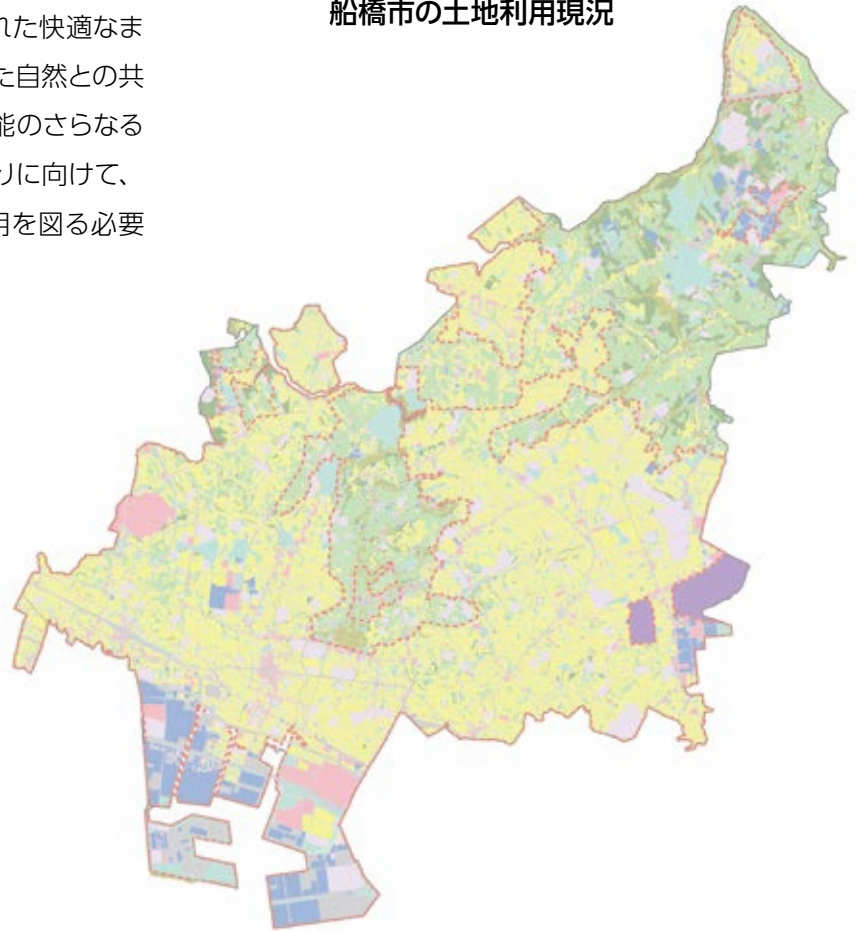
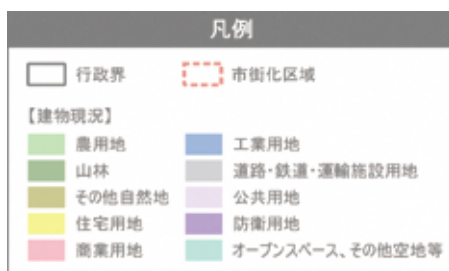


7 土地利用

船橋市の土地利用の構成は、住宅用地、商業・業務用地、工場用地等の「都市的土地利用」が約77%、農用地、河川・水路等の「自然的土地利用」が約23%となっています。住宅を主体としつつ農業・商業・工業といった多様な機能が集積する本市の性格を示しています。

今後も「住・職・遊」のバランスがとれた快適なまちづくりを進めていくとともに、残された自然との共存や再生、生物多様性の確保、都市機能のさらなる向上、環境負荷の少ない地域社会づくりに向けて、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図る必要があります。

船橋市の土地利用現況



都市計画基礎調査 (平成28年度) より作成

3. 本市を取り巻く社会経済情勢

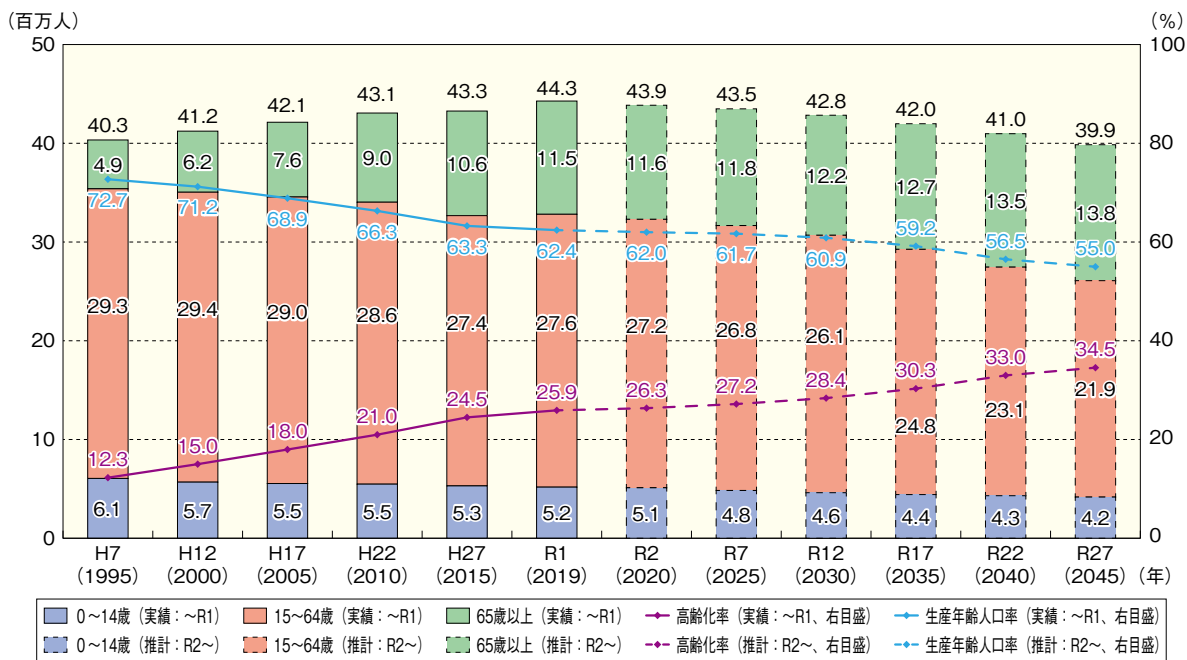
1 進む少子高齢化・人口減少

首都圏における人口の推移

首都圏における人口の推移をみると、これまで増加傾向にあったものの、令和2（2020）年には減少局面に転じ、今後は、本格的な人口減少局面に突入すると予測されています。

また、高齢化率が令和22（2040）年には33.0%まで増加し、3人に1人が高齢者となる見込みです。

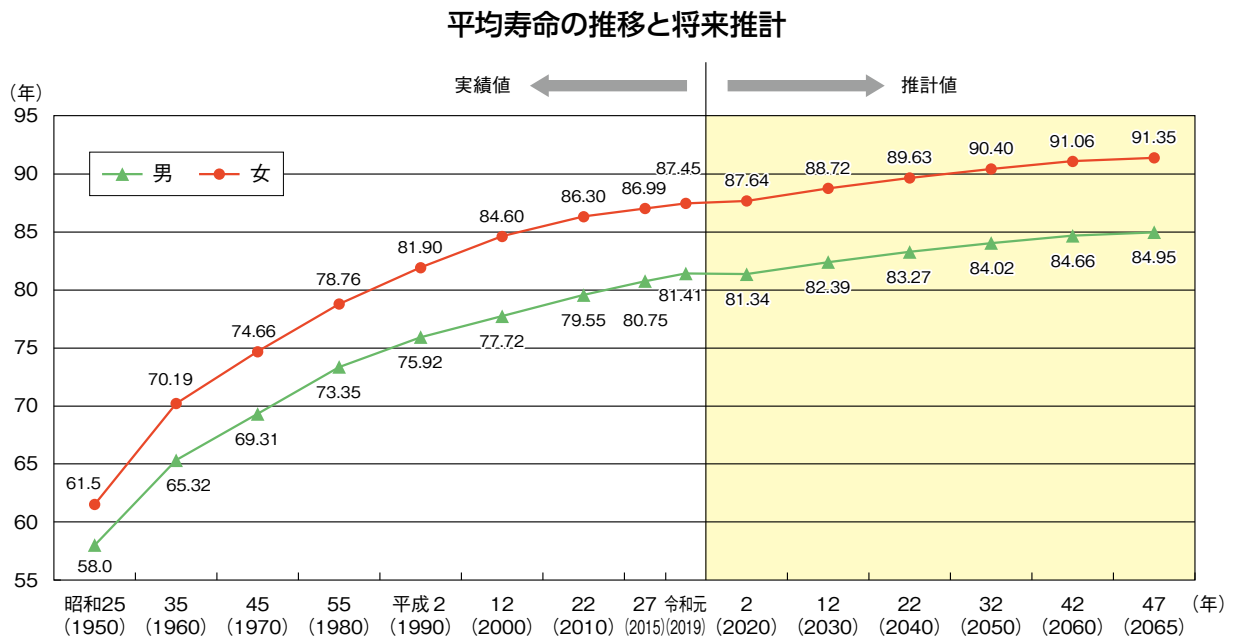
首都圏の将来推計人口の動向



出典：国土交通省「首都圏整備に関する年次報告（令和元年度）」

平均寿命の推移と将来推計

我が国の平均寿命は、着実に延伸しており、令和元（2019）年の実績値は、男性81.41年、女性87.45年となっています。今後も、男女とも平均寿命は延び続ける見込みで、特に女性は令和32（2050）年には90年を超えると見込まれています。「人生100年時代」が本格的に射程に入ってきており、従来のような「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型ではない、多様な人生設計を踏まえたまちづくりが求められます。



資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2019年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

出典：内閣府「令和3年度版高齢社会白書」

2 広域道路ネットワークの整備の進展

首都圏の広域的な道路ネットワークは、東名高速や中央道、関越道など放射方向の整備が先行し、環状道路の整備は遅れていましたが、中央環状線（首都高速道路中央環状線）が平成27（2015）年に全線開通したほか、外環道（東京外かく環状道路）及び圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の整備が進められており、令和7（2025）年には、三環状道路の整備はおおむね完了する見込みとなっています。

また、一般国道464号北千葉道路は、外環道と成田空港を最短で結び計画延長約43kmの幹線道路であり、国と千葉県の協同により整備が進められています。未事業化区間については、事業化に向けて、国や県、沿線市による検討が進められています。

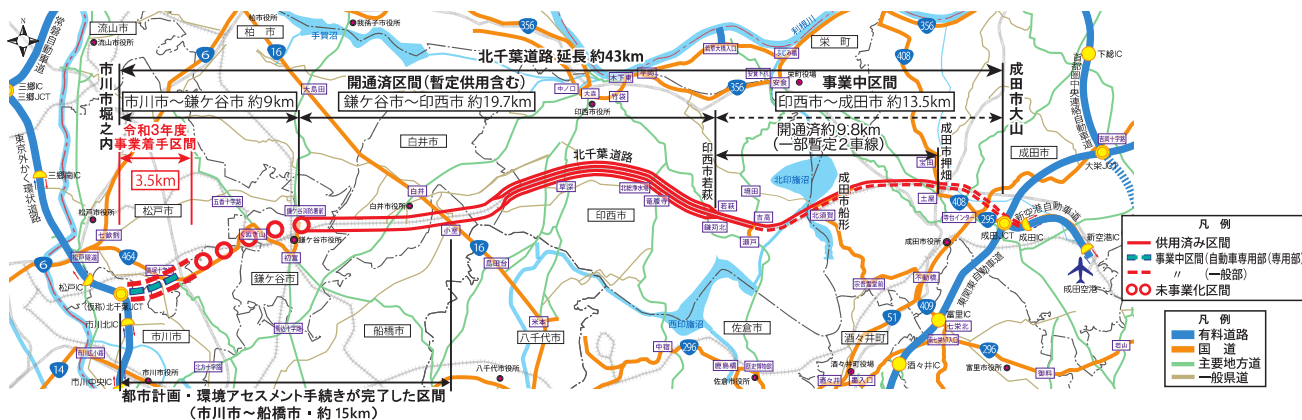
こうした広域的な道路ネットワークの整備により、沿線地域の都市間の移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和、災害時における緊急輸送路の確保のほか、地域経済の発展など、様々な面で好影響をもたらすことが期待されています。

三環状道路の概要図



出典：東京都建設局ホームページ「三環状道路」

北千葉道路の位置図



出典：千葉県ホームページ「北千葉道路の概要」

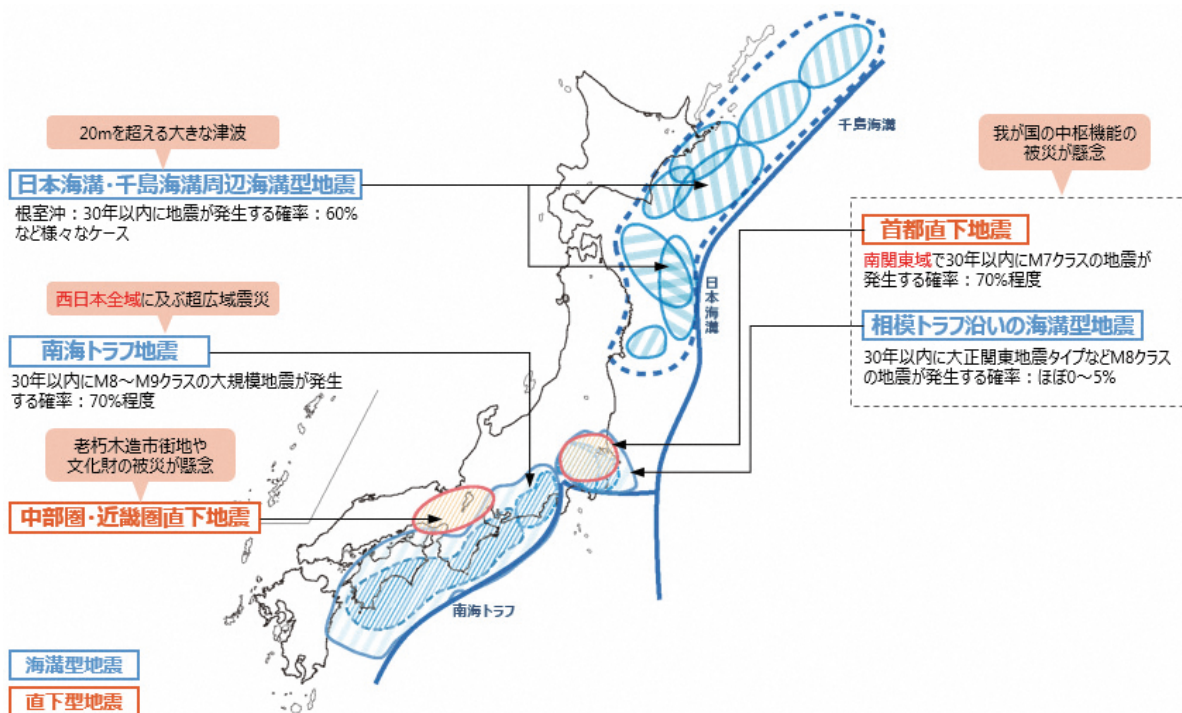
3 自然災害のリスクの高まり

日本の複数の地域で、近い将来に大規模地震が発生することの切迫性が指摘されています。このうち関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる南海トラフ地震と、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と予想されています。

また、近年は大型台風や集中豪雨等の発生頻度が増加傾向にあり、全国的に洪水や内水氾濫、土砂災害等の頻発・激甚化が懸念されています。

これらの自然災害のリスクに対し、公助を中心とした防災対策においては、災害の頻発・激甚化を織り込んだ危機管理体制や都市基盤を整備するとともに、市民一人一人が地域の災害リスクを認識し、自助、共助の防災意識を高めて災害に備えることが必要です。

今後想定されている大規模地震



出典：内閣府ホームページ「地震災害」

4 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るい、国内においても感染が拡大し、医療提供体制のひっ迫や、社会経済活動、市民生活など多方面にわたって甚大な影響を及ぼしています。

当該感染症の収束は、いまだ先行き不透明であり、感染拡大防止対策や医療提供体制の支援の継続とともに、新しい生活様式への対応、感染症を含めた複合型災害への備えなどに着実に取り組む必要があります。

また、ポストコロナ時代を見据え、人々の暮らし方や働き方、価値観等の変化を捉えたまちづくりも求められています。

5 先端技術の活用による新たな価値を創出する社会の実現

近年、実社会の中でIoTやAI（人工知能）、ロボット、ビッグデータ、5Gなどの技術革新が世界規模で進展しています。

国では、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、新たな価値やサービスが次々と創出され人々に豊かさをもたらす「Society5.0」の実現により、複雑多様化する様々な社会的課題の解決と経済発展の両立を目指しています。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国・地方の双方で行政におけるデジタル環境が十分に整っていないことが顕在化しました。このことを踏まえ、国において、令和2（2020）年12月に行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を強力に推進する「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示されました。

複雑多様化する社会的課題のほか、大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で市民サービスを提供していくために、行政においてもデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が求められています。

また、年齢、障害の有無、国籍、経済的理由等に関わらず、誰も取り残さない形で、すべての市民がデジタル化の恩恵を受けることができるよう、デジタル機器が不慣れな人でも利用しやすい環境整備など、デジタルデバイド対策も重要となります。

6 脱炭素・循環型社会に向けた取り組みの広がり

地球温暖化問題が深刻さを増しており、近年増加する自然災害をはじめとして、私たちの身近な生活や事業活動が気候変動による危機的な影響に直面している中で、「パリ協定」の発効によって地球温暖化対策は新たな局面を迎えています。このような状況の中、国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

脱炭素社会を目指す動きは、地方公共団体にも広がっており、本市においても令和3（2021）年に策定した「船橋市地球温暖化対策実行計画」において、意欲的な長期目標として「2050年ゼロ・カーボン」に挑戦することを掲げています。

脱炭素社会に向けては、行政が規範となり率先して行動に取り組むとともに、市民や事業者、大学との連携により、省エネルギーに配慮したライフスタイルの転換や事業活動の普及促進に努める必要があります。

また、循環型社会に向けては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、一般廃棄物排出量の減少など一定の成果が見られるものの、限りある天然資源の消費を抑制するため、2R（リデュース・リユース）の一層の推進や、今後予測される自然災害により発生する災害廃棄物への対策などの取り組みが求められています。

7 持続可能なまちづくりへの取り組みの広がり

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年を目標年とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であるSDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsの実現のためには、経済、社会及び環境という3側面における統合的な取り組みとともに、行政、民間事業者、市民等の多様な主体による積極的な取り組みが不可欠とされています。

地方公共団体のSDGs達成に向けた取り組みは、少子高齢化や人口減少、地域経済の縮小など、地域の諸問題を解決し、地方公共団体の将来にわたる持続可能な成長力を確保することを目指した地方創生にも資するものと期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ロゴ：国連広報センター作成

4. 本市の発展の可能性

① まちづくりを支える市民の力

町会・自治会をはじめ、様々な分野のボランティアなど多くの市民が、本市のまちづくりを支えています。本市の歴史を振り返ると、それぞれの時代に困難な課題があり、その都度多くの市民が本市の将来のために努力を重ね、その成果によってまちが発展してきました。

現在では人口64.5万人と、本市の人口は中核市最大を誇り、今後も増加が見込まれています。まちづくりの主役である市民の増加は、まちの活力を高めることにつながります。近年は障害のある人や外国人住民も増加傾向にあるほか、性的少数者への理解が求められるなど、今後は多様性を包摂し、市民の誰もが自分らしく輝くことができるようなまちづくりが求められます。

まちを支える市民の力は、本市のまちづくりの根幹と言えるものです。多様な個性を有する市民が、身近な地域で共に暮らしながら、防災や防犯、福祉などの地域活動に参画するほか、産業や文化、スポーツなど様々な分野において活躍できる環境を整えることで、市民と行政が一体となってまちの活力をさらに高めることが期待されます。

② 健康づくりや生きがい創出によるまちの活性化

平均寿命が延びる中では、自立して生活できる期間である健康寿命を延ばすことが大切です。

本市ではこれまで、ふなばしシルバーリハビリ体操の実施や高齢者の元気を計る指標となる船橋市健康スケールの開発、健康づくりに取り組むきっかけとなるふなばし健康ポイント事業の実施など、健康寿命の延伸に向けた取り組みを実施してきました。

こうした取り組みを市民、関係団体、行政が協働して、地域全体で支え合いながら進めていくことで、健康寿命のさらなる延伸に加え、地域交流の促進が期待できます。

人生100年時代の到来を見据え、生涯にわたる学びや就業の機会を拡充することにより、誰もが生きがいを持って人生を送ることができるとともに、まちの活性化にもつながります。

③ さらなる産業発展の期待

平成30（2018）年度に外環道が隣接する市川市まで開通したことにより、食品コンビニートをはじめとする工業地区や大型商業施設に加え、大型の物流施設などが集積している本市の南部地域のさらなる発展への期待が高まりました。また、圏央道や北千葉道路の整備の進展により、北部地域においても、新たなポテンシャルが創出される可能性があります。

広域道路ネットワークの整備により、本市から東京都心部や主要都市へのアクセスの向上、本市への新たな産業の進出とそれに伴う雇用及び定住の促進、来訪者の増加など、本市の地域経済の発展に大きな波及効果をもたらすことが期待されます。

4 新たな魅力を創出するまちづくり

ふなばしメディカルタウン構想の実現

本市では健康寿命日本一を掲げ、健康づくりに関する様々な取り組みを行っています。そのような中、海老川上流地区において、市立医療センターの移転や新駅誘致を伴う土地区画整理事業が進められています。この事業に合わせ、まちづくりの観点から健康づくりを促進するため、「ふなばしメディカルタウン構想」を策定しました。

「ふなばしメディカルタウン構想」は、医療と健康をテーマとしています。医療に関しては、市立医療センターを核とした医療サービスの充実を目指しています。また、健康に関しては、予防医学等によって都市環境と健康の関係が明らかになっていることから、健康に寄与するまちづくりを目指しています。具体的には、健康な身体を育むため、歩行意欲が高まる歩行者優先の道づくりなどを行います。さらに、健康な心も育むため、イベント広場を配置するなど、人との交流が生まれるまちづくりを行います。

この先進的な取り組みで得た知見を市全体に波及させることで、健康寿命日本一を実現し、本市が将来にわたって活力を維持し続けることが期待できます。

臨海部の回遊性の創出

本市の臨海部には、大規模な集客施設や日本最大級を誇る食品コンビナートなどが立地しています。また、広大な広場を有する物流施設の整備のほか、娯楽施設のリニューアルも計画されるなど、臨海部は新たな発展フェーズを迎えています。

一方、臨海部の交通結節点であるJR南船橋駅の南口には、市が所有する約4.5haもの未利用土地が広がっています。この市有地を有効に活用し、臨海部に点在する施設を有機的に結びつける市街地整備が求められています。

市有地活用では、地域の魅力情報を発信するインフォメーションセンターや快適な歩行者空間などの整備を進め、回遊性の向上を図っていきます。また、多目的に利用できる広場や生活の利便性を高める商業施設を配置し、地域住民や来訪者の交流を促進していきます。

この回遊行動の起点となる拠点整備により、地域が一体となる臨海部の玄関口を形成していきます。臨海部の回遊性を高め、地域内の施設間連携を強化することにより、地域全体が活性化していくことが期待できます。



5. 本市が抱える重点課題

① 超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの構築

高齢化の進行により、今後は、特に75歳以上の高齢者人口が増加することが見込まれます。このことに伴い、医療や介護、生活支援を必要とする人が増加することが見込まれます。一方で、必要なサービスを提供するための医療・介護人材やボランティア等の不足が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や介護サービスの利用自粛、地域の見守り機能の低下等により、高齢者の孤立や認知症の進行、運動機能の低下等が懸念されます。

高齢になっても住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けられるよう、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」に関するニーズに応じたサービスが提供される地域包括ケアシステムの構築が求められます。

具体的には、住環境の整備のほか、介護予防や疾病予防の取り組み、医療と介護の連携がますます重要となります。また、公的なサービスだけでなく、地域での見守りや生活支援も欠かせない要素となります。そのためには、これらを担う人材の確保にも取り組む必要があります。

② 安心して子供を産み育てることができる環境の整備

少子化の進行は、社会・経済・地域等あらゆる側面で担い手の減少につながり、将来的に本市のまちづくりにも多大な影響を及ぼすこととなります。

晩婚化や晩産化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化や女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境が多様化していることに伴い、不妊の悩みや出産の不安への対応を含め、妊娠から出産、子育てに至るまで、包括的な支援が求められます。

また、多様化する子育て家庭における様々なニーズに対応するため、すべての家庭それぞれが必要とする支援を受けられ、安心して子供を産み育てることができる環境を整える必要があります。

併せて、ひとり親家庭や特別な配慮を要する子供への支援の充実を図るとともに、子供の貧困や児童虐待などの課題にも適切に対応していくことが重要になります。



3 地域特性を考慮したまちづくりへの対応

JR沿線の西部・南部地域では転入超過が続く一方で、東部・中部・北部地域では高齢化が進み、一部では人口が減少するなど、人口動態に地域差が見られます。人口減少や高齢化が進行する地域では、地域活動の担い手の確保のほか、身近な商店街の衰退、公共交通の縮小など、地域の活力の低下が懸念されます。

地域ごとの課題に対しては、課題の要因となる様々なデータ等を地域ごとに分析する必要があります。また、地域の成り立ちや特性等に配慮するとともに、各地域が有する公共施設や医療機関、福祉施設、商業施設などの都市機能を活かしながら、地域特性に応じたまちづくりに取り組むことが求められます。

4 安全・安心に暮らせる都市基盤の整備

本市は、昭和30年から50年代の人口急増期に学校建設を優先したことに伴い、道路や下水道などの都市基盤整備が遅れた経緯があります。特に道路整備については、市民意識調査においても、毎年関心が高い施策分野であり、市として継続的な課題となっていることから、慢性的な渋滞の緩和や歩行者等の安全の確保に向けた道路の環境整備に継続して着実に取り組む必要があります。

また、大規模地震のリスクや近年全国的に頻発している台風や集中豪雨等による浸水被害への対策も必要となります。

5 持続可能な行財政運営に向けた取り組みの推進

高齢化の加速に対応する医療・介護等のサービスをはじめ、少子化対策や貧困対策など、様々な行政ニーズの増大により、今後も社会保障経費の増加が見込まれます。また、小学校の整備や学校建物の大規模改修、清掃工場の建て替え等に伴う市債の償還のほか、老朽化が進む公共施設等の維持・更新などに必要な経費の増加も見込まれることから、財政の硬直化が今後ますます深刻となることが懸念されます。

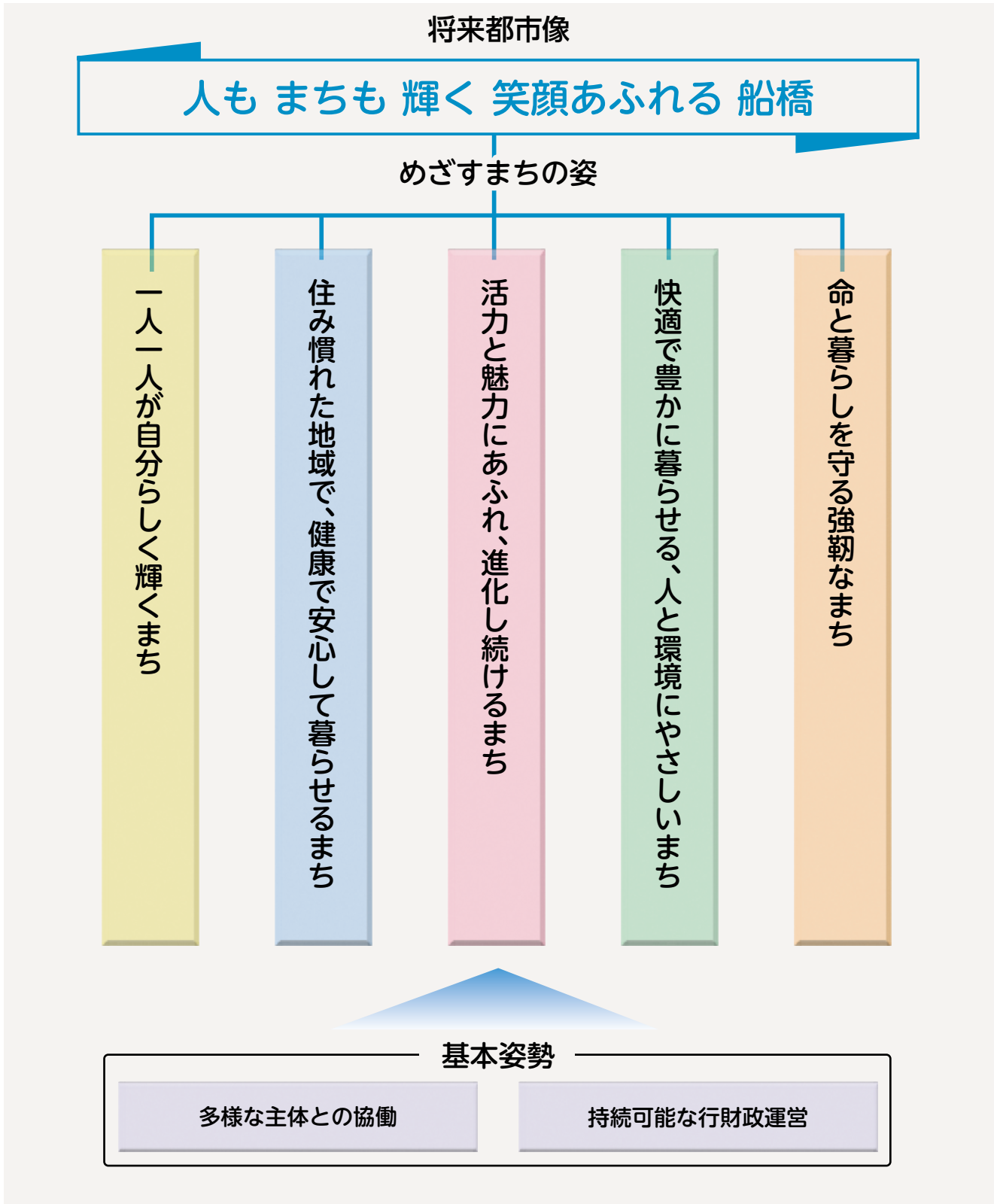
本市では、平成31(2019)年3月に策定した「行財政改革推進プラン」に基づき、令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度を集中取組期間として、事業の見直し、民間活力の活用、使用料等の見直しなど、様々な改革に取り組み、一定の効果を上げることができました。

しかしながら、将来にわたって、必要な市民サービスを安定的に提供していくためにも、これまで実施してきた行財政改革の結果や課題を踏まえ、限られた経営資源(財源・人材・施設)を有効かつ効率的に運用する持続可能な行財政運営を確立していく必要があります。

基本構想

FUNABASHI CITY

1. 基本構想の構成



2. 将来都市像

市民と広く共有できる将来に向けたまちのイメージとして、本市の将来都市像を次のとおり設定します。

人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋

本市は、千葉県北西部に位置し、東京湾に面する沿岸部には貴重な干潟「三番瀬」、内陸に向かって、工業地や商業地、住宅地、農地、緑地が広がっています。

多彩な産業の発達、充実した鉄道網、海や川、緑などの恵み豊かな自然環境一。

日々の暮らしの中で、都市の賑わいや利便性ととも、自然の安らぎを享受できることが本市の大きな特徴と言えます。

昭和12(1937)年に人口約4万3千人のまちとして誕生した船橋市は、今では64万人を超える市民が暮らす全国有数の都市へと発展を遂げています。

船橋で生まれ育った人も、市外から船橋を選んで移り住んだ人も、この地に住むことを誇りに感じ、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていかなければなりません。

まちの主役は「市民」です。

本市のまちづくりは、それぞれの時代に様々な立場の市民によって支えられてきました。

市民一人一人がそれぞれの個性と能力を発揮し、地域や学校、産業、文化、スポーツなど多彩なフィールドで活動しています。その中で、人と人がお互いを認め合い、支え合いながら、ふれあいの心にあふれるまちを築いてきました。

「まち」では、市民が暮らし、学び、働き、憩うといった様々な生活が繰り広げられています。市民だけでなく、仕事や買い物で市外から訪れる人も多く、まちには船橋に集う人々の活発な交流が生まれています。

先人から引き継いできたまちの歴史や文化に触れる中で、「ふるさと船橋」への思いを大切にしながら、日々の生活や活動を通じて、新しい文化や交流が生まれ、次の世代へバトンをつないでいます。

市民を含め、船橋に関わるすべての「人」が自分らしく生き生きと輝くことで、人々から笑顔があふれます。そして、まち中に笑顔の輪が広がることで、「まち」がさらに活気づきます。

このようなまちを目指し、本市の将来都市像を「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」と定め、まちづくりを推進していきます。

3. めざすまちの姿

本市の強みを伸ばし、課題を克服するためのまちづくりの基本的な方向性として5つの「めざすまちの姿」を掲げ、各分野横断的な目標とします。

一人一人が自分らしく輝くまち

市民活動の輪は、地域や学校、産業、文化、スポーツなど様々な分野で広がりを見せており、市民の活躍がまちの活性化や発展につながっています。

様々な活動や交流の輪の中で、市民一人一人が持つ経験や能力を最大限に発揮するためには、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、お互いの個性や価値観を理解し、尊重し合うことが何よりも大切です。

市民が生涯にわたって、ライフステージに応じた生き方や学び方、働き方を選択することができる環境づくりを推進するとともに、人権や多様性を尊重する意識の醸成を図り、「一人一人が自分らしく輝くまち」を目指します。



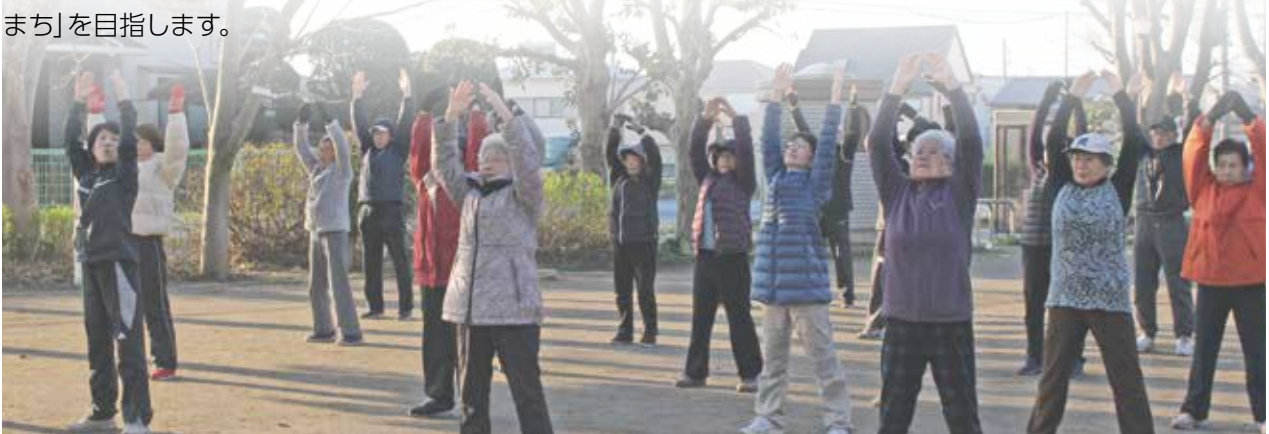
背景

- ◆町会・自治会をはじめ、様々な分野のボランティアなど多くの市民の活動が本市のまちづくりを支え、その成果によってまちが発展してきた。
- ◆地域や学校、産業、文化、スポーツなど様々な分野で、子供から大人まで市民の活躍が期待される。
- ◆人生100年時代の到来を見据え、生涯にわたる学びや就業の機会の拡充が求められている。
- ◆少子高齢化により、地域や社会経済活動の担い手不足が懸念される。
- ◆障害への理解を深め、障害のある人もない人も地域で自分らしく共に暮らせる社会の実現が求められている。
- ◆外国人住民の増加により、様々な場面で多文化共生のまちづくりが求められている。
- ◆男女共同参画の推進と性の多様性の尊重が求められている。

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

生き生きとした心豊かな生活を送るためには、市民一人一人が健康であることが何よりも大切です。そして、安心できる暮らしには、子供から高齢者まで支えが必要なときに、誰もがその状況に合った適切なサービスや支援を受けられることが欠かせません。

安心して子供を産み育てることができる環境の整備や、生涯にわたる健康づくりのサポート、高齢者や障害のある人、複雑化・複合化した課題を抱える人などに寄り添った包括的な支援の充実などに取り組みながら、身近な地域で市民同士がお互いに支えあう地域づくりを推進し、「住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち」を目指します。



背景

- ◆高齢化の進行に伴い、医療や介護、生活支援を必要とする人が増加することが見込まれる。
- ◆女性活躍の推進のほか、晩婚化や晩産化、核家族化の進行などにより、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境が多様化している。
- ◆平均寿命が延びる中、自立して生活できる期間である健康寿命を延ばす取り組みが期待されている。
- ◆高齢者、障害のある人、子育て家庭などそれぞれの相談支援の充実だけでなく、ダブルケアやヤングケアラーなど複雑化・複合化した事案に対しては、各相談窓口や関係機関等が連携した包括的な支援体制が求められている。
- ◆地域との関わりの希薄化や地域活動への関心の低下が懸念されている。

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

住む人や働く人、訪れる人など、人が集まるまちには活力が生まれ、その活力がまちの魅力を高め、さらに人を集めるという好循環を生み出します。

本市に関わる人が長い歴史の中で培ってきた伝統や文化、スポーツ、産業のほか、本市の自然環境など、様々な分野において、人を惹きつける魅力的な地域資源を有しています。

このような多彩な地域資源を活かしながら、新たな賑わいや価値を創出するまちづくりに取り組み、将来にわたって、市民に愛され、市外からも多くの人が集まる「活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち」を目指します。



背景

- ◆都心から20km圏に位置する地理的優位性を活かして、人口が堅調に増加しているほか、多彩な産業が発達している。
- ◆都心や県内各都市、羽田・成田両空港等へアクセスしやすい、交通の要所である。
- ◆文化やスポーツに関する豊富な地域資源を有している。
- ◆花と緑にあふれる「ふなばしアンデルセン公園」や、貴重な干潟を臨む「ふなばし三番瀬海浜公園」は、楽しみながら自然に親しめる公園として人気を集めている。
- ◆海老川上流地区において、医療や健康をテーマとした「ふなばしメディカルタウン構想」の実現に向けた取り組みを進めている。
- ◆JR南船橋駅南口駅前に位置する約4.5haの市有地のポテンシャルを最大限に引き出すために、官民連携による土地活用を進めている。

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

公共交通や商業、医療、教育などの都市機能の充実がもたらす生活の利便性と、海や川、緑地など恵み豊かな自然がもたらす安らぎの両面を享受できる暮らしは、本市の魅力のひとつです。

このような都市と自然が調和した暮らしを次世代へ引き継いでいかなければなりません。

都市機能の維持や向上、良好な道路交通環境の整備などにも努めるとともに、自然環境の保全や創出、環境に配慮したライフスタイルや事業活動への転換などを図り、「快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち」を目指します。



背景

- ◆ 9路線35駅を有する鉄道網やバス路線の充実により、交通利便性に優れている。
- ◆ 駅を中心とした身近な地域に商業・医療施設等が配置され生活利便性に優れている一方で、日常生活に必要な施設が少ない地域も一部にある。
- ◆ 生活に密着した道路の安全対策や幹線道路の渋滞緩和が継続した課題である。
- ◆ 都心近郊にありながら海や川、緑地など多様な自然環境が残されている一方で、農用地や山林等の自然的土地利用の割合が減少している。
- ◆ 地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻発・激甚化、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題に直面している。
- ◆ 脱炭素社会・循環型社会に向けた取り組みの推進が国際的に求められている。

命と暮らしを守る強靱なまち

地震や風水害等の自然災害、大規模火災、犯罪の発生及び感染症の感染拡大など、市民生活を脅かす非常事態は、いつ、どこでも起こりうるものです。

このような危機意識を市民と共有するとともに、被害を防止・軽減するまちづくりを着実に推進していかなければなりません。

平時から、市民と行政が一体となって、災害や犯罪に強い地域づくりや、緊急時における効果的な情報の収集・伝達手段の強化に取り組むほか、危機管理体制の強化や、自然災害の被害を軽減するための都市基盤整備などを推進し、「命と暮らしを守る強靱なまち」を目指します。



背景

- ◆日本の複数の地域で、近い将来に大規模地震が発生することの切迫性が指摘されている。
- ◆近年は大型台風や集中豪雨等の発生頻度が増加傾向にあり、全国的に洪水や内水氾濫、土砂災害等の頻発・激甚化が懸念されている。
- ◆大規模災害時においても被害の防止・軽減を図り、早期に復旧させるために必要な道路や橋りょうなどのインフラ整備が求められている。
- ◆市民一人一人が地域の災害リスクを認識し、自助・共助の防災意識を高めることがより重要となっている。
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たな感染症に備えた体制の整備が求められている。
- ◆電話de詐欺をはじめ、多様化する犯罪への対策が求められている。

4. 基本姿勢

総合計画の推進にあたって、各分野のまちづくりにおいて共通して踏まえるべき事項を基本姿勢として設定します。

多様な主体との協働

地域課題や市民ニーズが複雑多様化する中、行政の力だけで将来都市像やめざすまちの姿を実現できるものではありません。

行政、市民、団体、事業者等の多様な主体が、あらゆる分野において、お互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれの強みを活かしながら、連携・協力することが大切です。

市民や団体、事業者等がそれぞれの分野で活躍できる環境づくりとともに、組織や既存の枠組みを超えて、市政や地域づくりに参画しやすい仕組みづくりを進め、地域の多様な力を活かしたまちづくりに取り組みます。

持続可能な行財政運営

本市の財政状況の見通しが大変厳しい状況にあっても、将来にわたって必要な行政サービスを安定的に提供し続けなければなりません。このためには、財源や人材、施設等の限られた経営資源を有効活用し、持続可能な行財政運営を確立していくことが求められます。

施策・事業の推進にあたっては、財源や人材を重点的に投入する「選択と集中」とともに、課題の解決・改善につながり効果を上げる「実効性の確保」を重視していきます。

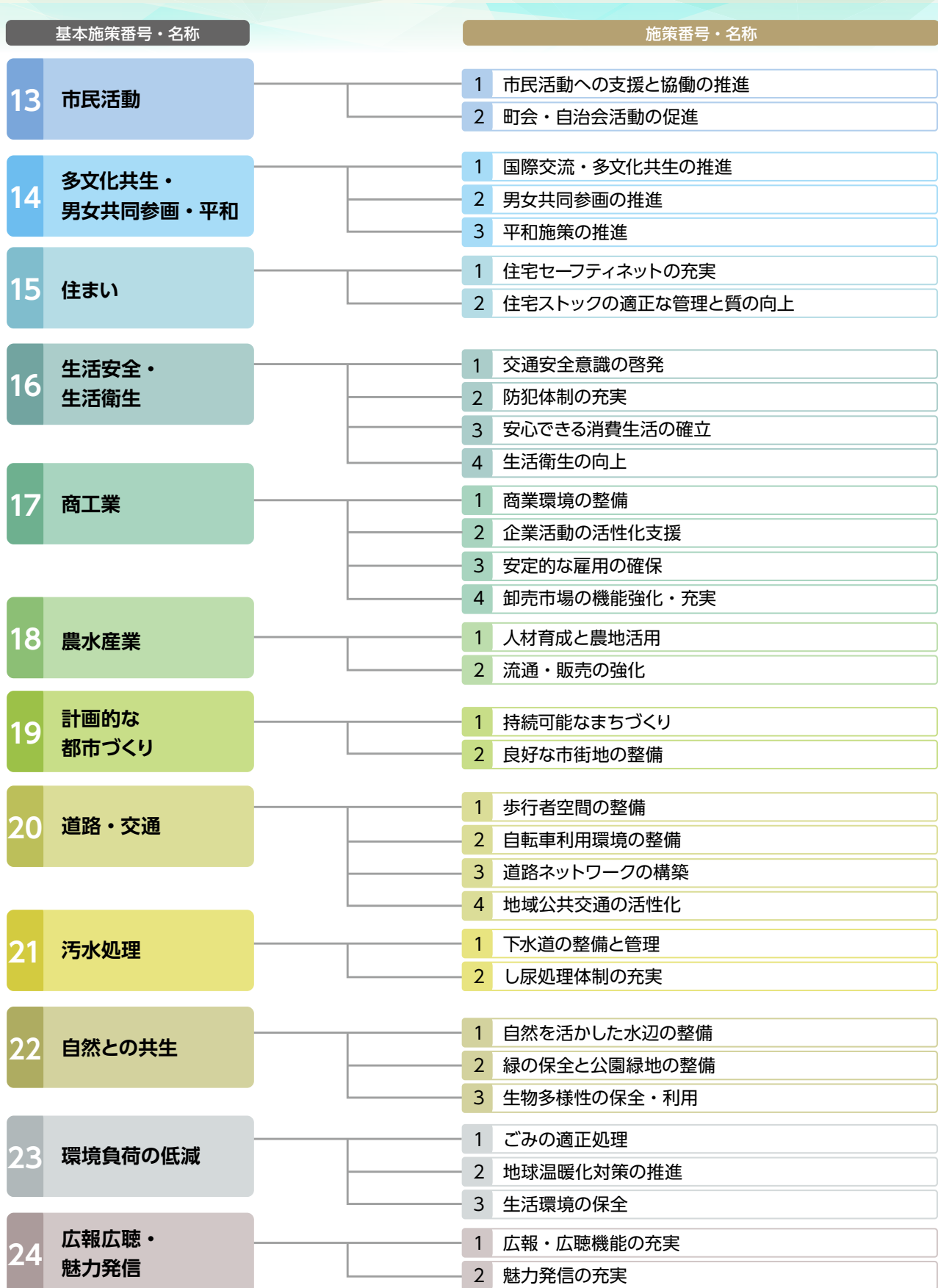
また、市民サービスの向上と行政コストの削減に向けて、デジタル化を推進しながら、業務の効率化や職員・組織体制の見直し、施設総量の最適化などに取り組みます。

基本計画

FUNABASHI CITY

1. 基本計画の体系図

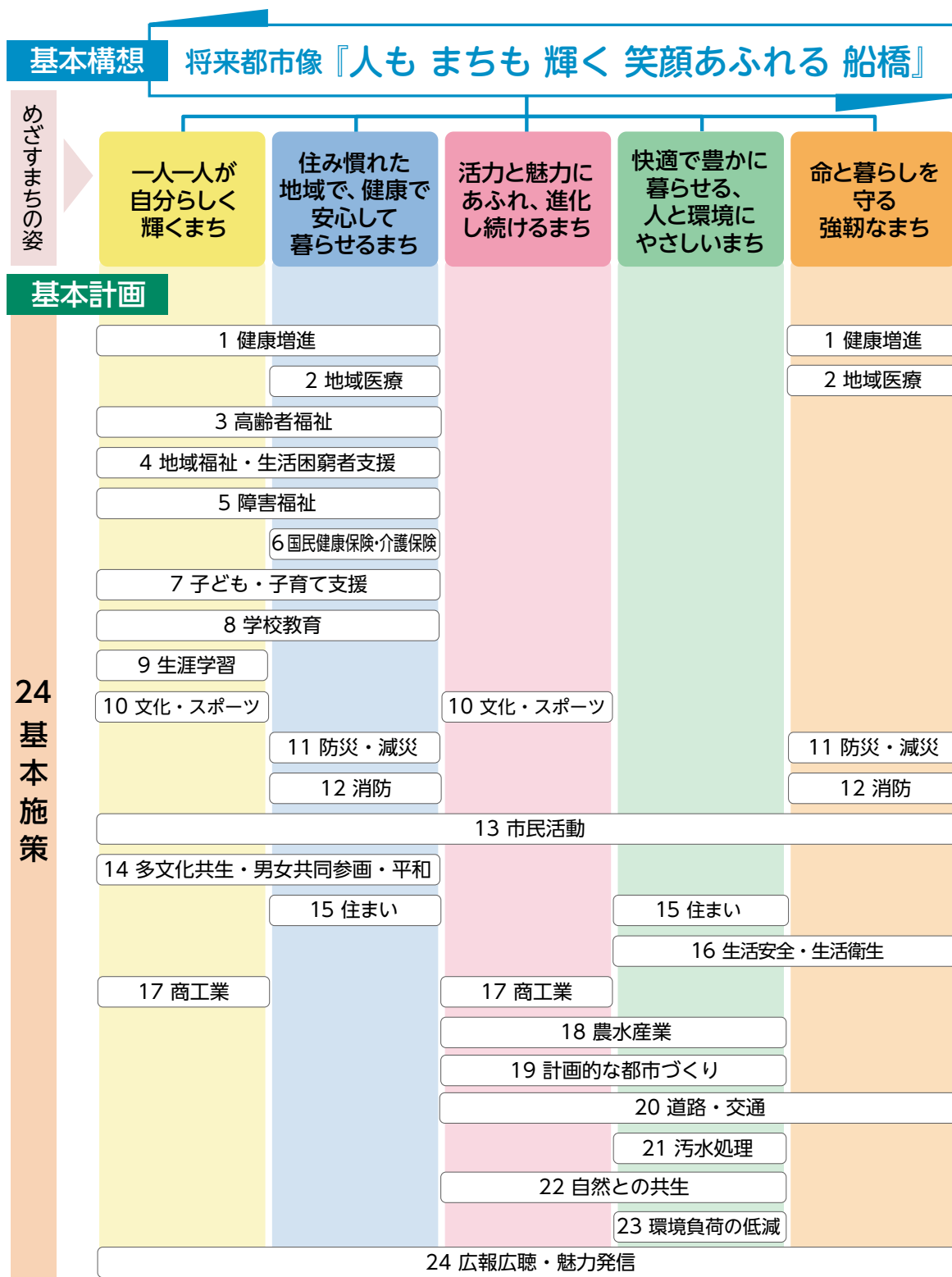




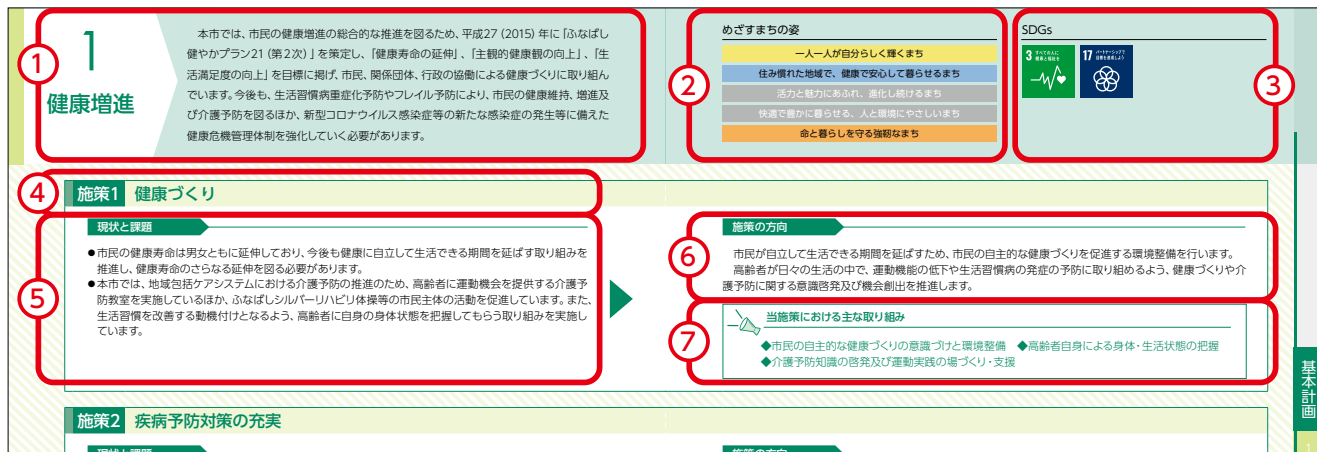
2. 基本施策とめざすまちの姿の関係

基本構想に掲げる5つの「めざすまちの姿」の実現に向けては、関連する複数の基本施策が相互に連携しながら、推進していく必要があります。

下図は、5つの「めざすまちの姿」に、特に関連する基本施策の関係性をマトリックス型で示したものです。



3. 基本計画の見方



基本計画

①基本施策の名称と背景

基本計画を構成する基本的な単位である基本施策名称と各基本施策の背景を示しています。

②関連するめざすまちの姿

各基本施策が基本構想で掲げるめざすまちの姿と特に関連するめざすまちの姿を示しています。

③関連するSDGsのゴール

各基本施策と特に関連するSDGsのゴールを示しています。

④施策の名称

基本施策で取り組む施策名称を示しています。

⑤施策の現状と課題

各施策を推進する必要性・根拠として、現状と課題を整理しています。

⑥施策の方向

現状と課題を踏まえ、今後10年間で推進していく施策の方向について、目的（～のため）と取組内容（～する）に整理して記載しています。

⑦当施策における主な取り組み

各施策を推進するために実施する取り組みの例を記載しています。

1 健康増進

本市では、市民の健康増進の総合的な推進を図るため、平成27（2015）年に「ふなばし健やかプラン21（第2次）」を策定し、「健康寿命の延伸」、「主観的健康観の向上」、「生活満足度の向上」を目標に掲げ、市民、関係団体、行政の協働による健康づくりに取り組んでいます。今後も、生活習慣病重症化予防やフレイル予防により、市民の健康維持、増進及び介護予防を図るほか、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の発生等に備えた健康危機管理体制を強化していく必要があります。

施策1 健康づくり

現状と課題

- 市民の健康寿命は男女ともに延伸しており、今後も健康に自立して生活できる期間を延ばす取り組みを推進し、健康寿命のさらなる延伸を図る必要があります。
- 本市では、地域包括ケアシステムにおける介護予防の推進のため、高齢者に運動機会を提供する介護予防教室を実施しているほか、ふなばしシルバーリハビリ体操等の市民主体の活動を促進しています。また、生活習慣を改善する動機付けとなるよう、高齢者に自身の身体状態を把握してもらう取り組みを実施しています。

施策2 疾病予防対策の充実

現状と課題

- 令和元（2019）年度における本市の死亡順位は、1位はがん（悪性新生物）、2位は心疾患、3位は肺炎であり、全国や県と同様にがん及び生活習慣病が上位を占めています。
- 感染症予防については、各種予防接種を実施しており、乳幼児の接種率は概ね95%以上を達成しているものの、児童生徒及び高齢者の接種率は比較的低い水準にあることから、接種率を向上させる必要があります。

施策3 健康危機管理の強化

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症については、市内においても多くの感染者が確認されました。市では、新型コロナウイルス感染症対策保健所本部体制により、相談センターの運営をはじめ、市独自のPCR検査の実施や療養先として医療機関の病床や無症状・軽症者が療養するホテルの確保、ワクチンの接種など、感染拡大防止策に取り組んでいます。
- 今後も新たな感染症の発生に備え、保健所だけでなく市の組織全体で取り組むための体制整備のほか、市医師会をはじめとした関係機関との協力体制をより充実させていく必要があります。
- 食品衛生に関して、食品等事業者や市民に対して講習会や普及啓発の取り組みを行っているものの、毎年食中毒が発生しています。食品等事業者に対しては、食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理体制の徹底を図る必要があります。
- 感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、令和3（2021）年度に地方衛生研究所全国協議会に加入しました。地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行い、市民の健康維持、増進に努めていく必要があります。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

市民が自立して生活できる期間を延ばすため、市民の自主的な健康づくりを促進する環境整備を行います。高齢者が日々の生活の中で、運動機能の低下や生活習慣病の発症の予防に取り組めるよう、健康づくりや介護予防に関する意識啓発及び機会創出を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆市民の自主的な健康づくりの意識づけと環境整備 ◆高齢者自身による身体・生活状態の把握
- ◆介護予防知識の啓発及び運動実践の場づくり・支援

施策の方向

がんや生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防のため、がん検診や健康診査、保健指導を実施します。感染症等の蔓延予防及び医療費の抑制を図るため、適正な接種時期及び接種間隔に基づいた予防接種を実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆各種がん検診・健康診査の受診率の向上及び保健指導の推進 ◆予防接種の接種率の向上

施策の方向

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止や新たな感染症の発生等に備え、市の業務継続体制の強化を図るとともに、関係機関との連携の強化や市民への啓発など、健康危機管理体制を強化します。食中毒予防のため、市民や事業者への衛生教育の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆感染症等の感染拡大時に対応できる市の業務継続・行動体制の強化
- ◆関係機関との連携による感染症感染拡大防止対策の推進
- ◆感染症等の健康危機に対する市民への意識啓発の推進
- ◆食品等事業者及び消費者に対する衛生教育
- ◆感染症及び食品衛生等に係る検査技術向上と機能強化

2

地域医療

本市では、市民一人一人が、いつでも身近な地域で適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の整備を進めており、今後も関係機関との連携や地域にある保健・医療・福祉の社会資源を有効活用しながら、さらなる体制の充実を図っていく必要があります。

施策1 在宅医療の推進

現状と課題

- 今後の高齢化の進行に伴い、医療の必要性の高い要介護者が増加することが見込まれていますが、入院期間が短縮傾向にある病院での療養の継続は難しく、病床数の大幅な増加も困難な状況であることから、在宅医療ができる体制を整備することが必要です。
- 本市では、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、医師会や歯科医師会、薬剤師会を含めた28団体で構成される「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」を立ち上げ、在宅医療の充実と医療・介護の連携を図っており、多職種間での顔の見える連携づくり、人材の育成、在宅医療提供時における支援体制の検討等の活動を実施しています。
- 本市では、在宅療養を希望する市民に対する在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介のほか、在宅医療・介護関係者への相談や支援を行う「船橋市在宅医療支援拠点ふなぼーと」を設置し、医療と介護の連携に努めています。

施策2 難病患者等の支援体制の充実

現状と課題

- 本市では、指定難病等の慢性的な疾病を持つ患者に対し、相談支援や医療費助成を実施していますが、対象疾病数の拡大等に対応していくため、さらなる相談支援体制の充実が必要とされています。
- 依存症については、アルコールなどの物質依存のみならず、ギャンブルやインターネットなど依存症の概念が行動障害へと広がっており、正しい知識の普及と相談支援体制の充実が求められています。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

超高齢社会においても自宅等で適切な医療が受けられるよう、医療・介護の関係団体や行政による医療・介護の連携体制の推進を図るとともに、在宅医療体制の充実を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆在宅医療の相談体制の充実
- ◆在宅医療の提供体制の拡充

施策の方向

指定難病や小児慢性特定疾病等を持つ患者や依存症の問題を抱える人が安心して生活・療養できるよう、保健・医療・福祉等の関係機関との連携や相談支援体制の充実により、地域で適切な支援を受けられる体制づくりを行います。



当施策における主な取り組み

- ◆難病・小児慢性特定疾病児童等の相談支援の充実
- ◆依存症に関する普及啓発及び相談支援体制の充実

2 地域医療

施策3 医療提供体制の充実

現状と課題

- 昭和58（1983）年度に開院した市立医療センターは、建物・設備の老朽化や手術室等の狭あい化、診療・待合スペースの分散などによる諸課題を解消するため、早期の建て替えが必要となっています。
- 本市では、医療の安全と信頼を確保するために、医療に関する市民の相談等に対応し、医療安全相談窓口を設置しているほか、医療機関等に対しては、研修や立入検査による管理体制整備の支援を行っています。

施策4 救急医療体制の充実

現状と課題

- 高齢化に伴う心疾患患者等の増加により、市内の救急搬送件数は、過去10年にわたり増加傾向にあり、今後もさらに増加することが懸念されます。
- 不要不急な受診や、救急車の不適切な利用により、医療現場の負担が増加するとともに、重症患者が必要な医療を受けられないなどの課題があるため、医療機関への適正な受診を推進していく必要があります。

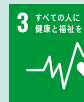
一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

市立医療センターが、救急医療及びがん医療を主体とする高度な急性期医療を提供する船橋地域の中核病院としての使命を果たせるよう、建て替えを行い、さらなる機能強化を図ります。

市民が医療機関等を安心して利用できるよう、市内医療機関等の医療安全管理体制の充実を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆市立医療センターの建て替え
- ◆医療機関等への医療安全に関する意識啓発及び指導

施策の方向

重症患者が必要な際に救急医療を適切に利用できるよう、関係機関との連携により救急医療体制の維持・充実を図るとともに、市民への救急医療に関する知識の普及啓発を行います。



当施策における主な取り組み

- ◆救急医療体制の維持・充実
- ◆医療機関への適正な受診の周知・啓発

3

高齢者 福祉

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりや相談支援体制の強化、また生活支援をはじめとした各種サービスの充実による地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

施策1 生きがいづくり

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、活動の場の提供など、生きがいづくりに繋げることが必要となっています。本市では、これまでも様々な生きがいづくりの活動機会や場の提供を行ってきました。今後も他の事業との連携などにより、魅力のあるものとする必要があります。

施策2 施設整備・人材確保の推進

現状と課題

- 入所の必要性が高い高齢者が特別養護老人ホームへ入所できるよう、介護保険事業計画に基づいた施設整備により定員増加を図っており、引き続き計画的に施設整備を進めていく必要があります。
- 地域包括ケアシステムを構築するためには、重要な基盤である介護人材について、量・質ともに確保していくことが必要となっています。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

高齢者がそれぞれ生きがいを持ちながら暮らせるよう、活動の場の提供のほか、関係団体と協力し、経験等を活かした就業の機会を提供するとともに、生きがいづくりのための事業の充実や周知を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆生きがいづくりのための活動機会や場の提供

施策の方向

重度要介護者の入所待機の減少を図るため、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備します。介護人材の確保に向け、外国人等を含めた多様な人材の参入促進や資質の向上などに取り組むとともに、介護人材の定着に取り組めます。

当施策における主な取り組み

- ◆需要に応じた特別養護老人ホームの整備
- ◆介護事業所の人材確保の支援

3 高齢者福祉

施策3 相談支援体制の充実

現状と課題

- 認知症高齢者は、毎年千人規模で増加しており、本市では認知症の理解促進や当事者やその家族、地域住民等の交流の支援に加え、高齢者の適切な権利擁護支援のため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による支援に取り組んでいます。
- 今後は75歳以上の後期高齢者の増加が拡大することにより、認知症高齢者の増加ペースが加速することも見込まれていることから、地域で支える体制をさらに整備していくことが求められています。
- 地域包括支援センターや在宅介護支援センターでの相談件数は、平成27（2015）年度の52,714件から令和2（2020）年度は80,817件と約1.5倍に増加しており、引き続き相談支援体制の機能強化・連携強化に取り組む必要があります。
- 8050問題やダブルケアなど生活環境の変化等によって新たに着目されている問題により、相談内容が複雑化していることから、高齢者本人への支援だけでなく、家族全体への支援が必要なケースが増えていくことへの対応が必要です。

施策4 生活支援の充実

現状と課題

- 地域包括ケアシステムの構築においては、地域の中での見守りや家事援助など多様な生活支援の充実が求められており、これらを支えるボランティア体制を確立する必要があります。
- 本市では、常に安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者に対し、地域での見守り活動の支援や緊急通報装置の貸与を行っていますが、支援が必要なひとり暮らし高齢者の増加への対応が必要です。

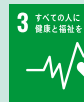
一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

認知症になっても、安心して地域で暮らせるよう、本人や家族への支援とともに、地域での支援体制を強化します。

複雑化する相談内容に対応するため、地域包括支援センターを基幹とした相談支援体制の整備を進めます。



当施策における主な取り組み

- ◆認知症の本人や家族への支援
- ◆成年後見制度の利用促進
- ◆地域包括支援センターの機能強化とセンター間の連携協力

施策の方向

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、家事援助などの日常生活の手助けや地域での見守り体制の構築を支援します。



当施策における主な取り組み

- ◆家事援助ボランティアの確保
- ◆地域における見守り体制の構築支援

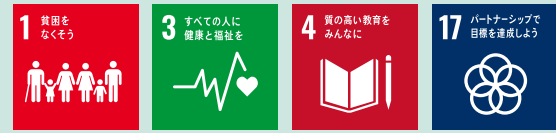
4 地域福祉・生活困窮者支援

施策1 地域福祉の体制整備

現状と課題

- 本市では、平成17(2005)年に第1次地域福祉計画を策定して以来、地域に住む一人一人が、隣近所に関心を持ち、困ったときには「お互いさま」の心で助け合えるまちづくりを進めており、市を挙げて取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築や国の提唱する「地域共生社会」の実現に向けても、地域での助け合いの仕組みづくりは重要となっています。
- 市内の各地区には、地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会が設置され、それぞれの立場で地域福祉を推進していくための積極的な取り組みを行っており、こうした団体と連携・協働をさらに推進していくことが必要です。
- 本市では、地域福祉支援員を地域福祉課内に配置したことに加え、市内の全24地区の地区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、ボランティア等の養成・発掘及びネットワーク化を進めるとともに、町会・自治会、老人クラブといった地域の諸団体による助け合い活動である「たすけあいの会」の立ち上げを促すことで、市内全域に助け合い活動を普及させていくよう働きかけています。
- 市民意識調査における「隣近所とのつきあい」に関する設問では、「なんでも相談し助け合える」もしくは「内容によっては相談し助け合える」と回答した人の割合は、平成28(2016)年度の36.8%から、令和元(2019)年度は41.0%と増加傾向であるものの、地域における顔のみえる関係づくりをさらに促進する必要があります。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域となるよう、地域住民がお互いに支えあえる仕組みを構築するとともに、関係機関と連携し、地域のネットワーク構築や地域での福祉活動の支援を行います。



当施策における主な取り組み

- ◆地域に関わる組織・団体との連携・協働の推進
- ◆生活支援コーディネーターによる地域のネットワーク強化
- ◆新たな市民ボランティアの発掘や活動機会の提供

4 地域福祉・生活困窮者支援

施策2 生活困窮者への支援

現状と課題

- 平成27(2015)年度より生活困窮者自立支援制度が施行されたことに伴い、本市では平成24(2012)年度に設置した「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の機能を拡大し、生活困窮者の相談支援、住居確保、就労支援などの自立相談支援事業を行っており、生活困窮者にとってのセーフティネットである生活保護制度の適正な運用とともに、生活困窮者への適切な支援を引き続き実施していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用・経済情勢の悪化により、令和2(2020)年4月には、市民からの生活困窮に関する相談件数が前年と比較して3倍以上に急増したことから、総合相談窓口の相談体制を拡充し、対応を行いました。
- 本市では、生活困窮世帯等の子供を対象に、学習教室の開催や居場所づくりを実施しており、今後も貧困の連鎖を防ぐために、支援内容の充実等を検討していく必要があります。
- 本市における被保護世帯数は、平成24(2012)年度の6,333世帯から令和2(2020)年度の7,205世帯に増加しており、特に65歳以上の割合が増加しています。
- 生活保護世帯は、傷病、障害、精神疾患、虐待、多重債務等の多様な問題により、保護受給期間が長期にわたる場合もあるため、各世帯・個人の実情に応じた適切な支援が行えるよう、関係機関との連携等による就労・自立支援を引き続き行っていく必要があります。

施策3 包括的な相談支援体制の構築

現状と課題

- 既存のサービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題(8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等)に対応するには、多機関・多職種の連携による包括的な相談支援体制の構築が必要となります。
- さらに、複合的な課題については、本市に多数存在する専門相談機関と地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの地域の相談先と市が連携して協議する場づくりを検討していく必要があります。

一人一人が自分らしく輝くまち
住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

生活困窮者の自立を支援するため、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等の子供への支援を行います。

生活保護世帯の自立を支援するため、関係機関との緊密な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行うとともに、自立・就労の支援の充実を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆保健と福祉の総合相談窓口による支援体制の強化
- ◆困難を抱える生活困窮世帯の子供への支援
- ◆生活保護世帯への相談・支援体制の充実

施策の方向

新たな課題や複合的な課題を抱える相談者の問題解決のための道筋をたてられるよう、専門相談機関等にて相談を受け止め、適切な窓口につなぐとともに、関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築します。



当施策における主な取り組み

- ◆関係機関との連携による包括的な相談支援体制の構築

5

障害福祉

本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人が住み慣れた地域で、自分の望む生活を送ることができるよう、生活不安の解消や社会参加促進のための相談支援体制を整備するほか、市民への理解啓発を行っています。

施策1 障害への理解の促進

現状と課題

- 平成25（2013）年度に制定された障害者差別解消法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。
- 平成29（2017）年度の「船橋市障害福祉施策に関する意識調査」において、障害のある人に対する市民の理解に関する設問では、理解されていると感じている人より理解されていないと感じている人の方が多いという現状です。
- 本市では、障害者週間記念事業を開催するなど、障害に関する理解・啓発を図っているものの、理解を深めるためには継続的な取り組みが必要です。

施策2 相談・生活支援の充実

現状と課題

- 平成29（2017）年度の「船橋市障害福祉施策に関する意識調査」において、住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考える方が多い中、障害のある人自身や介護者の高齢化に伴う将来への不安や、障害の状態や程度に起因する様々な生活への不安を抱えており、これらの不安解消と生活支援の充実が求められています。
- 障害のある人の経済的不安、雇用への不安を解消するために、働く意欲のある人がその適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。
- 本市では、障害のある人の地域生活全般に関する相談は「ふらっと船橋」を中心に対応していますが、相談件数が増加しているほか、相談内容が複雑化・重層化していることから、相談支援体制の充実が必要です。
- 障害者数は増加傾向にあり、今後も障害福祉サービス利用者数が増加していくことが見込まれます。これに伴い、サービスの提供を担う人材を絶えず確保していく必要があります。
- 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく生活ができるよう、本市では精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を進めており、引き続き地域で暮らせる環境整備や支援を行っていく必要があります。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

障害のある人が地域や社会に受け入れられ、障害のある人もない人も認め合いながら地域で共に暮らせるよう、幅広い年代の関心を高める機会を増やすとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆啓発機会の拡大による市民・事業者の障害福祉への関心と理解の促進
- ◆児童生徒への理解啓発活動の推進

施策の方向

障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関と連携した就労支援の充実や個々のニーズ・状況に応じた障害福祉サービスの利用促進による活動機会の充実を図ります。

障害のある人自身と介護者の高齢化などの生活不安に対応するため、相談支援の充実を図るとともに、地域での生活を支援する体制の整備を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の充実
- ◆障害者就業・生活支援センターを中核とした雇用の促進
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

6

国民健康 保険・ 介護保険

少子高齢化の進行や雇用基盤の変化、家族形態の変化等、社会経済情勢の大きな変化が続く中、医療保険、介護、福祉等の社会保障制度が担う役割は、ますます大きくなってきています。一方、社会保障制度の財政負担の増大から、将来にわたって持続可能な制度の運営が課題となっています。

施策1 国民健康保険事業の適正な運営

現状と課題

- 国民健康保険事業は、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い一方で、加入者の所得水準が低いという構造的な課題を抱えています。そうした中、本市では一般会計からの法定外繰入金を投入して運営を行ってきたことで、本市の国民健康保険料は県内でも低い水準となっています。
- 平成30（2018）年度に施行された国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となりました。そこで、県は保険給付に必要な費用の全額を市町村へ交付し、市町村は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めています。
- 保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となることや、被保険者以外の住民に負担を求めていること等の理由により、国及び県から決算補填等目的の法定外繰入金の解消が求められています。
- 近年、被保険者の減少により保険料収入や医療費総額は減少しています。その一方で、医療技術の高度化や高齢化の進行等により一人当たり医療費は近年増加傾向にあり、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができるよう、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割を果たしながら、財政運営の安定化を図っていく必要があります。

施策2 介護保険事業の適正な運営

現状と課題

- 介護保険事業は、平成24（2012）年度に19,252人であった要介護・要支援認定者数が、令和2（2020）年度では28,977人と約1.5倍に増加しています。今後も高齢化の進行による要介護・要支援認定者数の増加とともに、サービス利用者が増加することで、介護サービス費も併せて上昇し、制度の安定的な運営が難しくなることが予想されます。
- 本市では、必要ときにサービスが利用できるように、適正なサービス量を見込んだ高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、安定的な介護保険制度が運営されるよう取り組んでいます。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料の見直しや収納率向上対策の強化、医療費の適正化を行い、一般会計の財政状況によらない国民健康保険事業の運営を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 適正な運営のための保険料率の見直し
- ◆ 国民健康保険料の収納率向上対策の強化

施策の方向

介護保険財政の安定・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中長期的な視点での確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営します。

介護を必要としている高齢者が適切かつ効果的に介護サービスを利用できるように、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 介護保険財政の安定性・健全性の維持
- ◆ 介護保険料の収納率向上対策の強化

7

子ども・子育て支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行しています。このような中、子どもの権利が守られ、すべての子供が健やかで心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支える必要があります。

施策1 教育・保育の充実

現状と課題

- 年少人口が減少傾向にある中、本市では、女性の就業率の上昇により増加する保育需要に対応するために、保育の受け皿の拡大に取り組んできました。本市の保育所待機児童数(国基準・4月1日現在)は、ピークとなった平成27(2015)年4月の625人から減少傾向で推移し、令和3(2021)年4月には12人と大きく減少しましたが、新型コロナウイルス感染症による教育・保育の需要や人口動態等への影響が不透明であることから、今後の保育需要については予測が難しい状況です。

施策2 子供の健全な育成

現状と課題

- 小学生の放課後の居場所として、放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)や放課後子供教室事業(船っ子教室)の環境整備に取り組んでいます。放課後ルームについては、女性の就業率の上昇により需要が増加しており、待機児童数の状況は、令和元(2019)年5月は327人、令和2(2020)年5月は452人、令和3(2021)年5月は204人と解消には至っていません。
- 児童ホームでは、様々な事業の開催や子供の居場所として利用しやすい環境づくりに努めていますが、来館者数については減少傾向にあります。

施策3 妊娠期から子育て期にわたる支援

現状と課題


- 本市では、母子健康手帳交付時における妊婦全数面接や乳児家庭全戸訪問等の母子保健事業を推進するとともに、子育ての不安や悩みを相談できる拠点として子育て世代包括支援センター(ふなここ)や地域子育て支援拠点(子育て支援センター・児童ホーム)にて、妊娠期から子育て期にわたる支援を行っています。
- 4か月児健康相談における妊娠・出産について満足している者の割合は、近年は年々増加し、令和元(2019)年度は83.6%でしたが、令和2(2020)年度は71.8%に減少しました。晩婚化や晩産化、育児の孤立化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など妊娠や出産、子育てを取り巻く状況は大きく変化していることから、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図る必要があります。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

乳幼児期の子供が、きめ細やかで充実した教育・保育を受けることができるとともに、保護者の多様なニーズに応えるため、教育・保育の提供体制の充実・適正化を図ります。

 **当施策における主な取り組み**

- ◆保育需要に応じた受け皿や保育士の確保
- ◆保護者のニーズに応える幼稚園の預かり保育の充実

施策の方向


子供が安全で安心して活動できる居場所を確保し、心身の健全な育成を図れるよう、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）と放課後子供教室（船っ子教室）の充実・連携を図ります。また、児童ホーム等において、子供の遊び場を提供するとともに、子供による自主的な活動を支援します。

 **当施策における主な取り組み**

- ◆「放課後ルーム」と「船っ子教室」の連携強化
- ◆子供たちの体験・交流活動の推進

施策の方向

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターが拠点となり、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な人に対し継続的・包括的に支援します。また、母子保健事業及び地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

 **当施策における主な取り組み**

- ◆切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ◆子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実

7 子ども・子育て支援

施策4 特別な配慮を要する子供への支援

現状と課題

- 障害児通所支援の通所受給者証の発行数は、平成27（2015）年度末時点の845人から令和2（2020）年度末時点の1,776人と増加しています。
- 本市では、こども発達相談センターにおいて、発達に関する相談を受け、療育の必要な子供の早期発見・早期療育に向けた相談体制の充実を図っています。特別な配慮を要する子供がライフステージを通じて切れ目のない支援が受けられるよう、各関係機関で連携を図る必要があります。

施策5 ひとり親家庭等の自立支援

現状と課題

- ひとり親家庭の就業状況が正社員である割合は、平成25（2013）年度の31.1%から平成30（2018）年度の33.3%とやや上昇傾向にあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと生計の確保という2つの役割を一人で担うひとり親家庭等を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。本市では、これまでも就業支援や経済的支援などに総合的に取り組んできましたが、子供の貧困対策という観点からも、ひとり親家庭等の自立に向けた支援の推進を図る必要があります。

施策6 児童虐待防止対策

現状と課題

- 本市では、家庭児童相談室が県市川児童相談所と連携しながら相談や支援を実施しています。県市川児童相談所は船橋市・市川市・浦安市・鎌ヶ谷市の4市を管轄しており、児童虐待相談件数の約4割が本市の案件となっています。家庭児童相談室と県市川児童相談所を併せた本市の児童虐待相談件数は、平成27（2015）年度の1,038件から令和2（2020）年度の1,720件と増加しています。
- 令和3（2021）年7月に市児童相談所設置に向けた「船橋市児童相談所基本構想」を策定しました。また、市職員の計画的な採用や県市川児童相談所への派遣研修等による調査・検討を行うなど、開設に向けた体制整備を進めています。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

発達が気になる子供や障害のある子供など特別な配慮を要する子供が安心して身近な地域で生活できるよう、相談体制や療育施設の充実を図るとともに、関係機関等が連携した包括的支援体制の構築を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆こども発達相談センターの相談体制の充実
- ◆保健、医療、福祉及び教育機関等との連携の強化

施策の方向

ひとり親家庭等が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活ができるよう、相談体制の充実や就業の支援などを推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆相談支援体制の充実
- ◆就業支援の強化

施策の方向

子供たちの安全・安心な生活を守るため、関係機関と連携し、児童虐待防止対策の強化を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆児童虐待の未然防止や対象児童等の早期発見・早期支援
- ◆市児童相談所の設置及び設置に向けた体制整備

子供たちが、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自ら考え可能性を發揮する「生きる力」を身に付けるとともに、ふるさと船橋を愛し心豊かでたくましく育つよう、教育内容やニーズに応じた児童生徒支援の充実、教育体制の整備に取り組む必要があります。

施策1 教育内容の充実

現状と課題

- 本市では、学力向上に向けて、学習指導要領を踏まえた授業を推進するとともに、小中英語教育の推進や学校図書館の利活用の促進などに取り組んできました。令和3（2021）年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の教科に関する調査結果では、全ての教科で全国平均を上回っており、また、学習習慣や生活習慣に関する調査結果では、家庭での学習時間も全国平均を上回っています。これらを踏まえ、引き続き、自主的な学習活動の奨励などにより子供たちの学力や学習意欲を高めていく必要があります。
- 豊かな心を育成するには、豊かな情操や規範意識、自己肯定感、多様性の尊重・理解、対面でのコミュニケーションなどを通じて人間関係を築く力などの育成を図ることが重要であり、本市では、道徳教育・人権教育の推進や異年齢交流など人間関係づくり活動の充実に取り組んできました。
- 運動する児童生徒とそうでない児童生徒の二極化傾向や食生活の乱れなど、児童生徒を取り巻く健康問題を改善することは、健やかな体づくりに取り組む上で課題となっています。
- 誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を実現するために、令和2（2020）年度に1人1台端末等の整備を行いました。1人1台端末の本格運用に伴い、児童生徒の情報活用能力や、個別最適な学びを一体的に進めていく必要があります。

施策2 ニーズに応じた支援の充実

現状と課題

- 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒や不登校児童生徒、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒は増加傾向にあります。また、ヤングケアラー等の子供を取り巻く新たな課題に対しては、学校と地域、関係機関が連携して対応する必要があります。本市では、スクールカウンセラーの全校配置やスクールソーシャルワーカーの活用による相談体制の充実、日本語指導員及び日本語指導協力員による指導の推進などに取り組んできましたが、引き続き多様なニーズへの対応が求められています。
- いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こりうる問題です。本市では、新たに令和3（2021）年4月に「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への効果的な取り組みを行うことで、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に向けた対応に努めています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者等を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成するため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康的な体づくりを進めます。



当施策における主な取り組み

- ◆学習指導要領を踏まえた主体的な学習の推進
- ◆ICTを活用した教育の充実
- ◆小中一貫英語教育の推進
- ◆主権者教育の推進
- ◆道徳教育・人権教育の推進
- ◆体力の向上・健康教育の推進

施策の方向

児童生徒の複雑かつ多様な課題に対応できるよう、特別支援教育の推進、不登校児童生徒や帰国・外国人児童生徒への支援の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携し、適切な支援につなげられる学校運営体制の構築を推進します。

いじめ等の生徒指導上の諸問題について、未然防止と早期発見・早期対応を図るため、関係機関等と連携するなど組織的な対応を図ります。

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者を支援するため、保護者の経済的負担軽減策を実施します。



当施策における主な取り組み

- ◆スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進
- ◆通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の機能の充実
- ◆要保護・準要保護世帯への就学援助

施策3 教育体制の整備

現状と課題

- 本市は、教職経験年数が10年以下の教職員が5割を占め、若年層教職員の資質能力の向上が大きな課題となっています。
- 本市では、部活動指導員の派遣など教職員の負担軽減に取り組んできましたが、教職員に求められる役割は拡大しており、児童生徒と向き合う時間を確保する必要があります。
- 児童生徒の増減の状況は各地域により異なることから、市内には大規模校や小規模校など、規模の違う学校が併存しています。学校の著しい大規模化や小規模化は、学習指導面だけでなく、学校運営面においても、より多くの課題を生じさせる恐れがあることから、地域や保護者の意見を聞きながら、学校規模及び配置の適正化に向けて計画的に対応策を講ずる必要があります。
- 市立船橋高等学校では、平成28(2016)年に「船橋市立船橋高等学校の教育改革」を策定し、学校教育の充実を図っています。



一人一人が自分らしく輝くまち
住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

教職員の指導力向上のため、若年層教員の育成をはじめ、研修体制の一層の充実を図ります。

教職員が子供に向き合う時間を確保するため、校務の見直しや教職員のための相談体制の充実など支援体制の整備を図ります。

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識を身に付けられる教育を受けられるよう、学校規模・学校配置の適正化に取り組みます。



当施策における主な取り組み

- ◆教職員のための研修・相談窓口の充実
- ◆市立小・中学校の規模・配置の適正化
- ◆市立船橋高等学校の教育環境の充実



令和3(2021)年4月開校 塚田南小学校

すべての市民が生涯にわたって自ら学び、その成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現のため、本市では、市民や団体の主体的な活動を支援しており、市内では公民館などを拠点として多くの生涯学習活動が行われています。

「人生100年時代」や「超スマート社会 (Society5.0)」の到来など、劇的に変化する社会をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、働くことや地域・社会の課題解決につなげていくことの必要性がより一層高まっています。

施策1 多様な学習ニーズへの対応と充実した学習機会の提供

現状と課題

- 市民の様々な課題解決のために、本市では学習活動の支援や、学習機会の提供に取り組んでいますが、今後も社会情勢の変化などにより求められる新たな学習ニーズへの対応が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新たな生活様式に合わせた非接触・非対面型の学習活動への対応が必要です。
- 令和元(2019)年度の生涯学習に関するアンケート調査では、1年間に市が主催した講演会・学習会・催し物に「参加したことがある」市民の割合は14.3%、「知っていたが、参加しなかった」市民の割合は37.7%で、事業の開催を「知らなかった」と回答した人の割合は45.8%と半数近くとなっていることから、魅力的な事業の創出とともに、事業やイベントなど生涯学習に関する情報の発信を推進していく必要があります。
- 図書館では、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応えるため、開館時間の延長や図書館と公民館図書室等とのネットワーク化の推進、インターネットによるサービス利用の拡大、レファレンスサービスの充実など、図書館サービスの向上に努めてきましたが、今後も市民の学びや課題の解決に資するサービスの提供が必要です。
- 青少年を取り巻く環境やライフスタイルは、核家族世帯やひとり親世帯の増加や近隣住民とのつきあいがほとんどない人の割合の増加、青少年のインターネットの利用時間の増加など、複雑・多様化していることから、青少年の家族と過ごす時間や地域とのつながり、実体験の機会の減少が懸念されます。

施策2 学習と活動の循環

現状と課題

- 公民館や図書館、青少年教育施設などの社会教育施設では、団体やボランティアなどの協力を得て事業を実施していますが、社会教育に関する事業を行うことを目的とする社会教育関係団体の数は、平成27(2015)年度の2,255団体から令和元(2019)年度の2,163団体と減少傾向にあり、高齢化や会員の減少などが課題となっています。
- 令和元(2019)年度の生涯学習に関するアンケート調査では、学びの成果を自分以外のために「既に活かしている」と回答した人の割合が12.7%、「活かそうと思わない」が18.3%、「どちらかといえば、活かしたい」が32.7%、「今は活かしていないが、今後活かしたいと思っている」が18.8%となっています。また、学びの成果を活かしたい人が求める支援は、「知識・技能や経験を活かしたい人と活動の場を結ぶ役割の充実」や「地域活動・ボランティア活動の情報提供の充実」、「同じ分野の人材交流」が上位となっています。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

市民一人一人が生涯にわたって学び続けられるよう、社会の変化に対応した学習や一人一人のライフステージに対応した学習を支援します。

市民が学びや課題の解決に関する情報を得られるよう、必要な時に必要な情報を入手できる環境を整備します。

青少年の活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自立心の育成を図るため、体験活動の機会と場を提供します。



当施策における主な取り組み

- ◆ 新たな学習スタイルへの対応
- ◆ 社会教育施設での課題解決に向けた相談・情報提供の充実
- ◆ 青少年健全育成事業の充実

施策の方向

幅広い世代の市民が、学びによって身につけた技能・知識等を活かして、地域や社会の課題を解決できるよう、人材・団体を育成・支援するとともに、交流機会の創出や、学びの成果等を活動につなげる体制の構築を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆ 地域・社会で活躍する人材・団体の育成と支援
- ◆ 交流機会の創出と地域・社会への参画促進
- ◆ 学びの成果を活かすボランティア制度の構築

10

文化・スポーツ

地域に根ざした伝統芸能や文化財の保護・保存・活用、優れた芸術に接する機会の提供や市民の自主的な文化活動を支援し、個性豊かな市民文化の創造を促進する必要があります。

本市では、昭和58(1983)年に「スポーツ健康都市宣言」を行い、スポーツ振興を推進しており、今後もすべての市民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめるよう、情報提供や環境整備に取り組む必要があります。

施策1 文化振興

現状と課題

- 市民の文化活動を支援するため、文化団体等の活動の場や発表の機会の提供に努めていますが、一部の団体では高齢化やそれに伴う会員の減少などの課題を抱えています。文化を振興するためには、団体の会員だけでなく、文化活動に関わる人を増やしていく必要があります。
- 市民の音楽活動が盛んな本市では、「音楽のまち」を掲げ、市民主体の音楽事業を実施しており、事業に参加した子供たちが成長し、事業の実行委員やボランティア、児童生徒の指導者として再び事業に関わるなど、事業の継続や人材育成の観点からも長年の取り組みによる成果があがっています。
- 本市では、専門家、プロアーティストを市内の小・中・特別支援学校に派遣し、子供たちが文化・芸術を体験する授業を実施しています。令和3(2021)年度に実施した文化振興に関する市民アンケートでは、今後、力を入れていくべき取組として、「子供への文化・芸術に関する教育を充実すること」が46.9%と最も高くなっており、今後も子供たちが多様な文化を体験できる施策の実施が求められています。

施策2 文化財の保存・活用

現状と課題

- 船橋の地域の特色を伝える有形無形の文化財は、市民主体で受け継がれ、地域に親しまれていますが、こうした文化財の担い手の高齢化やそれを受け継ぐ若年層の減少により、地域の文化財の継承に支障が生じることが懸念されています。
- 本市中央部の台地に位置する取掛西貝塚は、全国的にも貴重な約1万年前の縄文時代早期前葉の貝塚と集落跡であり、令和3(2021)年に本市の遺跡では初めて国史跡に指定されました。今後も、学術調査及び普及啓発事業に取り組んでいきます。
- 開発等工事により遺跡(埋蔵文化財)の多くが記録保存だけで消滅しています。特に重要な遺跡については、市文化財などに指定することで、開発等工事に先行して保護していく必要があります。
- 未指定の文化財はその価値を評価されることなく消滅する恐れがあります。今後、地域に存在する文化財を幅広く調査することで総合的に把握し、市民とともに保存・活用を行っていく必要があります。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

子供から大人まですべての市民が、文化・芸術に触れ、親しみ、楽しめるよう、鑑賞・創作・公演活動など多様なかたちで、主体的に文化活動に参加できる環境づくりに取り組みます。また、文化の担い手となる人材を育成し、事業の運営者・支援者を含め、文化活動にかかわる人の輪を広げていきます。



当施策における主な取り組み

- ◆芸術文化の鑑賞機会、発表の場の提供
- ◆文化団体・市民ボランティアと協働した事業の推進
- ◆文化の担い手の育成

施策の方向

市民共有の財産である文化財を次世代に継承していくため、調査・保存・活用に取り組みます。

市民が船橋の歴史や文化財に興味・関心を持てるよう、埋蔵文化財の発掘調査等の成果を博物館などで活用するとともに、各地域で守られている郷土芸能などの有形無形の文化財の周知や保護・保存の啓発に取り組みます。



当施策における主な取り組み

- ◆重要な遺跡の保存と活用・整備
- ◆身近な地域の文化財や歴史を学ぶ機会の充実

施策3 スポーツ振興

現状と課題

- 令和元（2019）年度に本市が実施したスポーツ推進に関するアンケートでは、成人の週1回以上のスポーツ実施率は42.2%と国の目標である70%から大きく下回っています。また、スポーツを行っていない理由として、「機会がない」、「時間がない」、「スポーツが苦手」等があることから、市民ニーズに合わせ、多様なスポーツを楽しめる機会や環境を提供することが必要です。
- パラスポーツは、年齢や障害の有無に関わらず誰もが行うことができる生涯スポーツであることから、引き続きパラスポーツの普及に努める必要があります。
- 平成27（2015）年5月にプロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」、翌年6月に、ラグビーチーム「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」と相互連携・支援協力に関する協定を締結し、各チームと連携した地域交流などに取り組んでいます。

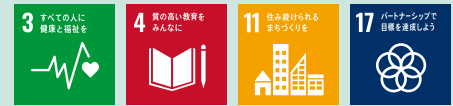


文化活動普及事業



国指定史跡「取掛西貝塚」

一人一人が自分らしく輝くまち
住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

市民一人一人が、年齢や障害の有無に関わらず、気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れる機会やパラスポーツを体験する機会を提供するとともに、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。

スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図るため、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。



当施策における主な取り組み

- ◆年齢や障害の有無に関わらず参加できるイベントの開催
- ◆スポーツに関する情報発信の充実
- ◆地域住民と連携・協働したスポーツイベントの開催
- ◆プロスポーツチーム等との連携の推進



高瀬下水処理場上部運動広場「タカスポ」



総合体育館「船橋アリーナ」

平成23（2011）年の東日本大震災や令和元（2019）年の台風第15号及び第19号をはじめとした度重なる自然災害により、本市においても大きな被害が発生しました。大規模地震発生時に、特に木造住宅が密集した市街地では、建物の倒壊や延焼火災等が想定されるとともに、沿岸部では、津波による浸水の被害等が想定されます。また、台風や集中豪雨等発生時には、洪水・内水氾濫による浸水や土砂災害等が発生するおそれのある区域があります。これらを踏まえ、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

施策1 地域防災力の向上

現状と課題

- 防災対策の基本である自助・共助といった地域防災力を向上させるため、町会・自治会を中心に自主防災組織を結成しています。結成率は世帯数の増加に伴い、令和3（2021）年4月時点で59.6%と伸び悩んでいます。
- 市では、市及び関係機関が市民と一体となり、市内の全小中学校等を会場として実施している総合防災訓練のほか、災害に関する講習等を実施しています。
- 災害時に避難行動要支援者の安全を確保するため、市社会福祉協議会が実施する安心登録カード事業により、避難行動要支援者の情報を地域で共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進しています。また、避難支援等をより実効性のあるものとするため、個別避難計画の策定に努める必要があります。

施策2 防災体制の充実

現状と課題

- 災害時の非常通信手段のひとつである防災行政無線については、近年、機能の向上を図るためデジタル化を進めてきましたが、気密性や防音性の高い住宅等の増加などによる聞こえにくい状況の解消や、土砂災害警戒区域等への速やかな災害情報の提供が求められています。
- 平成29・30（2017・2018）年度に実施した船橋市防災アセスメント調査（地震被害想定）の結果に基づき、水や食料のほか、トイレや電源の確保など、避難所の備蓄や設備を充実させることにより、避難生活の質の向上を図る必要があります。令和2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症対策のため、災害時に避難所を区切るための間仕切り等を配備しました。
- 大きな災害が発生した際には、多くの負傷者が発生する可能性があります。災害による負傷者は病院へと運ばれますが、病院も被災しており平常時と比べると限られた人員や設備・備品で医療行為を行う必要があります。そのため、令和2（2020）年4月から市内9ヶ所の病院前に病院前救護所を設置し、トリアージ及び軽症者の応急処置を行う体制に変更しました。
- 大規模災害発生時には、応急対策とともに、被災者の生活を一日も早く元の状態に戻し、安定を図ることが重要であることから、令和3（2021）年度に被災者生活再建支援システムを導入するなど、被災者支援の体制整備に取り組んでいます。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

行政、市民及び関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、自主防災組織の充実や市民の防災意識の向上、災害発生時における避難体制の充実を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆自主防災組織の結成と活動の支援
- ◆総合防災訓練及び各種講習の実施
- ◆在宅避難を含めた多様な避難方法の周知
- ◆要配慮者に対する避難支援等の推進

施策の方向

災害時に迅速に応急活動を実施するため、非常通信手段の充実、避難所機能の強化及び医療体制の整備等を図ります。

大規模災害発生時に、被災者が一日も早く生活再建できるよう、迅速かつ的確な被災者支援を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆防災行政無線やメール、SNS、FAX、電話、広報車等を活用した災害情報の提供
- ◆避難所の備蓄品及び設備の充実
- ◆避難所等における感染症対策の推進
- ◆病院前救護所訓練の実施及び医療機関等との連携強化
- ◆被災者生活再建支援システムを活用した被災者支援の推進

施策3 都市防災機能の向上

現状と課題

- 地震による橋りょうや建築物等の倒壊または崩壊の被害、下水道管路の破損等を軽減するため、それぞれの耐震化を図る必要があります。
- 近年、台風や集中豪雨等による浸水被害が発生していることから、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設の整備等の浸水対策が求められています。また、河川、排水路及び排水機場では、老朽化の進行を起因とした事故や排水機能の低下による浸水被害のリスクが増大しています。
- 津波・高潮による浸水被害を防ぐための海岸保全施設は、老朽化等が進行しているうえ、耐震性が確保されていない状況であることから、国及び県に対し、早期整備を要望しています。



総合防災訓練



病院前救護所設置・運営訓練

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

地震による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に実施するため、橋りょうや下水道の耐震化を推進するほか、民間の住宅や建築物の耐震化を促進します。

台風や集中豪雨等に伴う洪水や内水氾濫による浸水被害を軽減するため、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設等の整備を進めるとともに、河川、排水路及び排水機場の老朽化対策を推進します。

津波・高潮による浸水被害を防ぐため、国や県による海岸保全施設の早期整備を促進します。

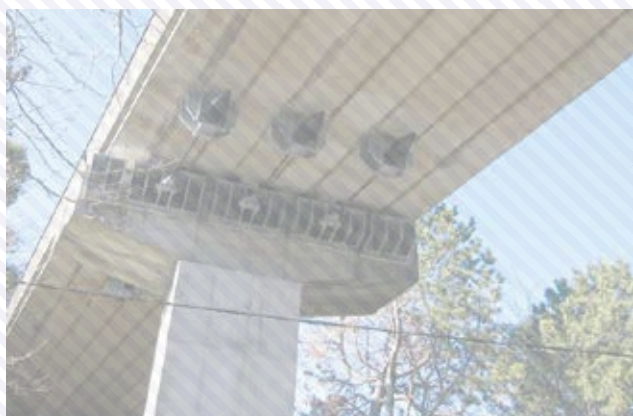


当施策における主な取り組み

- ◆橋りょうの耐震化
- ◆下水道施設の耐震化
- ◆民間の住宅や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
- ◆河川の改修
- ◆公共下水道（雨水）の整備
- ◆雨水貯留浸透施設の整備
- ◆海岸保全施設の早期整備の促進



防災備蓄センター



橋りょうの耐震補強工事

12

消防

火災や大規模な災害等から市民を守るため、火災予防の推進や消防力の充実・強化、消防団の活性化等を図るとともに消防と医療機関との連携を強化し、円滑な救急体制を構築する必要があります。

施策1 火災予防の推進

現状と課題

- 本市の火災の発生件数は減少傾向にありますが、全国的にみると火災による死者数の約7割が65歳以上の高齢者となっています。今後、高齢化が進むことが見込まれることから、火災による死傷者や建物等の損害を低減するには、住宅等の防火に対する啓発を行うことがますます重要となります。
- 市内にある不特定多数の人が出入りする事業所等の中には、消防用設備等の未設置や防火管理体制について違反となる建物が存在しているため、引き続きの違反是正に向けた計画的な立入検査及び適切な指導を行う必要があります。
- 火災の発生防止及び被害の軽減のため、市民や事業所等に向けた防火広報等により防火意識の向上を図る必要があります。

施策2 消防体制の充実

現状と課題

- 大規模災害等の発生に備えて、災害応急対策の拠点となる消防庁舎等の整備を推進する必要があります。
- 消火活動に必要不可欠な消防水利については、整備基準と照らし、効果的な水利の配置及び既存設備の維持管理を行う必要があります。また、震災時には消火栓が使用できなくなることを考慮した消火活動の対応が求められます。
- 消防団は地域に密着した、要員動員力と即時対応力という特性を活かした地域防災力の要として重要な役割を果たしています。しかしながら、消防団の入団希望者の減少や、団員の高齢化等によって消防団組織の維持、継続が困難となることから、消防団組織の活性化を図る必要があります。
- 経験豊富な指導的立場の消防職員が定年等により大量に退職していることから、若手職員をはじめ組織の柱となる人材を計画的に育成する必要があります。

施策3 救急体制の充実

現状と課題

- 今後も、人口増加及び高齢化率の上昇が見込まれており、救急需要の増大が予想されるため、適切な救急隊の整備等を行う必要があります。
- 救命効果の向上を図るため、24時間体制で医師が同乗し出動する特別救急隊（ドクターカー）を運用するとともに、救急隊員・救急救命士の育成強化に取り組んでいます。
- 救急出動により搬送した傷病者のうち約半数が軽症であることから、救急車の適正利用に向けた普及啓発を進め、利用者の理解を求めることが必要となります。また、救命のためには、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が適切な応急手当をすることが重要であることから、多くの市民に応急手当の知識及び技術の普及を図る必要があります。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

火災の発生を未然に防ぐとともに、火災が発生した際の被害を最小限に抑えるため、建物の立入検査により消防用設備等の不備については是正に向けた指導を行うとともに、市民や事業所等への防火意識の向上を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆ 予防査察（立入検査）の推進
- ◆ 各種広報媒体を活用した火災予防広報活動の推進

施策の方向

複雑多様化する災害や大規模災害の発生に対応するため、消防庁舎や消防車両などの整備、消火活動に必要な水利の確保及び消防団組織の活性化のほか、消防職員の能力開発・育成を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆ 消防本庁舎等の整備
- ◆ 消防車両、水利の整備
- ◆ 消防団の活性化
- ◆ 消防職員の育成強化

施策の方向

増加する救急需要に対応するため、救急隊の充実、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆ 救急隊員・救急救命士の育成強化
- ◆ 救急隊及び救急資器材の整備
- ◆ 救急車の適正利用推進
- ◆ 市民に対する応急手当の普及啓発推進

13

市民活動

本市では、町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学校PTA等の地域団体や、NPO法人等の市民団体などが、主体的で活発な活動を行っています。こうした市民の力を最大限に活かすことができるよう、各地域の特色や特性を踏まえた市民同士の主体的な活動を促進するとともに、まちづくりへの参加の機会を支援する必要があります。

施策1 市民活動への支援と協働の推進

現状と課題

- 本市では、環境問題や高齢者への支援、子供の安全など社会的課題に取り組む団体の活動を支援するため、市民活動サポートセンターの開設や市民活動団体の公益的な活動への支援を行っています。
- 本市では、市内において様々な知識、経験、技能等を有する、個人又は団体の情報発信を支援するふなばし市民力発見サイトを開設しています。当サイトの登録団体数は、平成27(2015)年度の587団体から令和2(2020)年度の565団体とやや減少傾向にあります。一方、市と市民活動団体との協働事業数は、平成27(2015)年度の254事業から令和2(2020)年度の321事業と増加傾向にあります。
- 平成27(2015)年度から開始した中学生、高校生、大学生、専門学校生に市民活動やボランティア活動を体験する機会を提供するふなばし夏のボランティア体験の参加者数は、平成27(2015)年度の202人から令和3(2021)年度の395人と増加しています。

施策2 町会・自治会活動の促進

現状と課題

- これまで市内の各地域では、住民主体の活動が行われ、まちづくりが支えられてきましたが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により地域でのつながりが希薄化しています。また、地域活動の中心である町会・自治会の加入率は低下傾向にあり、町会・自治会活動を担う役員等の年齢層が高くなるなど、今後の町会・自治会活動の担い手不足が懸念されます。
- 平成29(2017)年度の団体に関する基礎調査によると、町会・自治会へ加入しない理由は「町会・自治会のことをよく知らない」が40.6%と高くなっていることから、非加入世帯に対しては、加入を促進するための情報提供が必要となっています。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

市民が環境問題や高齢者への支援、子供の安全など共通の目的に向かって取り組む活動に参加できるよう、多様な主体が活動しやすい環境づくりや意識の啓発などを行います。



当施策における主な取り組み

- ◆市民活動を体感できるイベントの開催や支援
- ◆市民活動に関する情報提供の充実・情報交換の促進

施策の方向

町会・自治会が、良好な近隣関係を形成するとともに、地域で発生する課題を自ら解決できるよう、各地域の特色・特性を踏まえた活動への支援や市民の町会・自治会活動への参画機会の拡大を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆町会・自治会への加入促進策の推進
- ◆町会・自治会活動への支援

14 多文化共生・男女共同参画・平和

施策1 国際交流・多文化共生の推進

現状と課題

- 本市では、アメリカ・ハイワード市及びデンマーク・オーデンセ市と姉妹都市を、また中国・西安市と友好都市を提携し、これまで周年事業や市民主体の草の根の交流を推進してきました。
- 外国人住民が平成27(2015)年度の12,726人から令和3(2021)年度の18,961人と急速に増加し、国籍や言語、文化などが多様化しています。地域に暮らす全ての人が、それぞれの違いを互いに尊重しながら理解し合い、地域社会の担い手として、共に助け合って活躍していくという視点がますます重要となっています。

施策2 男女共同参画の推進

現状と課題

- 男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、船橋市男女共同参画計画を策定し、啓発や相談業務を推進してきました。
- 船橋市男女共同参画市民アンケートでは、社会全体における男女の地位の平等感について、平等と答えた者の割合が、平成28(2016)年度の17.5%から令和2(2020)年度の18.7%と微増しているものの、固定的性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和など男女が家庭・地域・職場等のあらゆる場面において平等な立場で参画できる環境づくりが課題となっています。
- 令和3年度版男女共同参画白書(内閣府)によると、警察が把握する配偶者間の暴力の被害者は88.9%が女性となっています。配偶者間であっても暴力は重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げとなっています。
- 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすことが求められています。本市では、性の多様性に関する理解の促進を図っており、令和3(2021)年12月に「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

施策3 平和施策の推進

現状と課題

- 本市では、昭和61(1986)年に、世界の恒久平和、国是である非核三原則の遵守、平和を脅かす核兵器の廃絶を目指して最大の努力を払うことを決意し、平和都市宣言をしています。
- 戦後70年以上が経過し、戦争・被爆体験者が年々減少しており、平和の尊さ、戦争の悲惨さへの意識が薄れつつあることから、これらを次世代に継承することが課題となっています。
- 本市では、平和都市宣言以来、平和施策を実施していますが、市民の平和都市宣言の認知度は約50%となっています。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

国際感覚を養うとともに、国際理解の促進を図るため、姉妹・友好都市との交流をはじめとした市民主体の国際交流活動を促進します。

外国人住民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆ 姉妹・友好都市交流をはじめとした市民主体の国際交流の活性化
- ◆ 外国人住民に対する情報提供や相談体制の充実

施策の方向

性別に関わらず誰もが様々な活動に均等に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画の意識の醸成や性の多様性への理解を進めます。

配偶者等からの暴力の根絶のため、予防啓発を行うとともに、被害者の安全確保や自立支援を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆ 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進
- ◆ 暴力根絶のための予防啓発や被害者の安全確保、自立支援の推進
- ◆ 性の多様性への理解の促進

施策の方向

市民一人一人が平和都市宣言の趣旨を理解し、恒久平和の達成に向け次世代に平和の大切さを継承していくため、市民意識の啓発を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆ 平和式典派遣の推進
- ◆ 平和の集いの実施内容の充実

15 住まい

本市は、人口増加に伴い総住宅数や世帯数が増加する中、高齢者世帯の増加や世帯当たり人員の減少が進んでおり、住まいに対するニーズが多様化しています。本市では、地域包括ケアシステムにおける住まいの分野として、住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境の整備に取り組んでいます。

施策1 住宅セーフティネットの充実

現状と課題

- 住宅・土地統計調査結果によると、本市の最低居住面積水準未達の世帯の割合は、平成25（2013）年の11.7%から平成30（2018）年の6.3%へと大きく改善しています。一方で、高齢者だけでなく、低額所得者や障害のある人、外国人などの住宅の確保に配慮を要する世帯が増加傾向にあるほか、居住ニーズも多様化しています。
- 本市では、市営住宅の供給や、高齢者の住み替え、親世帯・子育て世帯の近居同居の支援を行うほか、平成29（2017）年度に設立された船橋市居住支援協議会に相談窓口「住みいるサポート船橋」を設置し、民間賃貸住宅への入居支援を行っています。高齢者世帯や子育て世帯をはじめ多様化する居住ニーズに対応するためには、住宅セーフティネットの充実を図る必要があります。

施策2 住宅ストックの適正な管理と質の向上

現状と課題

- 住宅・土地統計調査結果によると、平成30（2018）年の市内の総世帯数27.7万世帯に対して総住宅数は31.0万戸であり、住宅ストックの量は充足しています。また、高齢者向け住宅の数は増加しているものの、住宅のバリアフリー化率はほぼ横ばいで推移しています。
- 本市は、市民の約2割が持ち家の共同住宅に居住し、全国や県に比べて割合が高い状況ですが、建物の高経年化と入居者の高齢化が進行しており、管理の担い手不足、管理費や修繕費用の不足など、維持管理に課題を抱えるマンションが増加しています。本市では、マンション管理に関する専門家や千葉県と連携して、マンション管理組合による適切な維持管理を支援しています。
- 本市の空き家率は、住宅・土地統計調査結果によると、平成30（2018）年で10.4%と全国の13.6%に比べて低いものの、本市の空き家戸数は平成20（2008）年の29,560戸から平成30（2018）年の32,120戸へ増加しています。本市では、周囲に悪影響を及ぼしている空き家の解消のため、空き家の所有者等に対する助言・情報提供等を行っていますが、管理不全の空き家の増加が懸念されています。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

居住ニーズが多様化する中でも、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう、市営住宅や民間賃貸住宅の住まいと入居・生活支援に係るサービス等を一体的に提供する、住宅セーフティネットの充実を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆高齢者の住み替えや親世帯と子育て世帯の近居同居の支援
- ◆市営住宅の適正供給・住宅確保要配慮者の優先入居
- ◆住まいるサポート船橋における民間賃貸住宅への入居支援(居住支援協議会)

施策の方向

各世帯が長期にわたって住み続けられ、次世代に引き継がれる良質な住宅ストックを形成するため、住宅のバリアフリー化を支援するほか、マンション管理の適正化を促進します。

管理不全の空き家の発生の予防・解消のため、空き家の適切な管理の促進とともに、有効活用の手法の検討・実施を行います。



当施策における主な取り組み

- ◆住宅バリアフリー化の支援
- ◆分譲マンション管理組合による主体的な維持管理の促進
- ◆空き家の相談体制の整備や情報発信

安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止や衛生環境の向上に取り組む必要があることから、本市では、市民や事業者と一体となった取り組みや意識啓発を行っています。

施策1 交通安全意識の啓発

現状と課題

- 本市では、交通安全計画に基づく交通安全対策を実施しており、本市の交通事故発生件数は、平成27（2015）年の1,598件から令和3（2021）年の1,234件へと減少傾向にありますが、県内で2位であることから引き続き効果的な交通安全対策を進める必要があります。
- 自転車の歩道走行や、自動車の妨害運転等、交通事故の加害者となり得る危険走行が問題となっていることから、市民自らが交通安全に関する意識を持つことが重要です。

施策2 防犯体制の充実

現状と課題

- 本市では、市内で深刻な振り込め詐欺等の被害が相次いでいることを受け、平成30（2018）年6月に市内両警察署と連名で「電話de詐欺被害非常事態宣言」を行い、周知啓発活動等の対策を行いました。平成30（2018）年と令和3（2021）年の被害件数及び被害総額を比較すると、被害件数は207件から130件へと減少していますが、被害総額は約3億4,959万円から約3億7,331万円へと増加しており、多様化する詐欺への対策が引き続き求められています。
- 本市では、市民安全パトロールカーによる巡回のほか、町会・自治会に対し防犯カメラの設置や維持管理に係る費用の補助を行っています。市内での刑法犯認知件数は、平成27（2015）年の6,022件から令和3（2021）年の3,042件へと減少していますが、いまだに多くの犯罪が発生していることから、引き続き対策が必要となります。

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

歩行時や自転車・自動車乗車時における交通安全に関する意識を市民自らが持ち、交通事故を回避するための行動を取れるよう、対象者の年代に合わせた交通安全教育や普及啓発活動を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆交通安全教室の開催
- ◆自転車や自動車の安全利用に係る広報啓発活動の推進

施策の方向

犯罪のないまちづくりを推進するため、多様化する詐欺に関する周知・啓発活動等を行うほか、巡回や防犯情報の配信、市民・事業者と連携した防犯活動等を行います。



当施策における主な取り組み

- ◆特殊詐欺予防啓発活動の推進
- ◆自主防犯活動の支援

16 生活安全・生活衛生

施策3 安心できる消費生活の確立

現状と課題

- 本市では、通信販売や訪問販売などの特殊販売に関する相談が増加しており、令和2（2020）年度は、消費生活センターへの総相談件数4,718件のうち半数を超える2,542件が特殊販売に関する相談となっています。また、総相談件数のうち1,551件が65歳以上の高齢者からの相談となっているほか、SNSを通じたサイドビジネスやマルチ商法に関する消費トラブルの増加により、20代以下の若年者からの相談が増加しています。
- 行政や警察に認知されている消費トラブルの被害者は一般的に全体の1割程度と言われており、認知されていない潜在的被害者は多いと考えられていることから、本市では、被害に遭った時の相談先や相談方法の周知啓発を行っています。

施策4 生活衛生の向上

現状と課題

- 不適切な動物の飼養や飼い主のいない猫は周辺の衛生環境の悪化に繋がるため、本市では、適正飼養の啓発や飼い主のいない猫の繁殖防止に取り組んでいますが、動物に係るトラブルは増加傾向にあります。
- 老年人口の増加に伴い墓地や斎場の利用者は増加傾向にあるほか、墓地に関する意識は近年多様化し、安価な小型の墓を望む意向や、合葬墓を希望する意向が高まっています。また、墓地の使用承継者が不在となり、無縁墓が増える問題も発生しています。

一人一人が自分らしく輝くまち
住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

市民の消費トラブルを防止・解消するため、消費生活相談の受付のほか、被害に遭わないための知識の啓発や被害に遭った時の相談先・相談方法の情報提供を行います。



当施策における主な取り組み

- ◆消費生活相談の受付
- ◆消費者教育・啓発の充実

施策の方向

衛生的で快適な生活環境を確保し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、動物の飼い主に対する適正飼養の啓発を行います。

墓地の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、市営霊園の整備・充実を進めます。



当施策における主な取り組み

- ◆動物の適正飼養の啓発
- ◆合葬墓等の整備の推進

17

商工業

本市は、多くの大型商業施設と商店街が共存・共栄しているほか、首都圏の台所機能を担う「京葉食品コンビナート」から高い技術・開発力を誇る個性的な中小企業まで多様な企業が立地しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、商業環境や産業構造が大きく変化しています。新たな環境の変化に対応し、本市の商工業が持続的に発展を遂げるためには、事業者同士の連携や産業の裾野の拡大、デジタル化の推進などが必要です。

施策1 商業環境の整備

現状と課題

- 平成30（2018）年度に実施した船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケートでは、居住地域の商店街又は商店が10年前に比べ、「衰退している」が35.5%で、「賑わっている」の22.0%を大きく上回っています。
- 商店会の数は、平成21（2009）年の65から令和3（2021）年6月時点で54まで減少しているほか、商店会役員の高齢化が進んでいることから、地域住民の日常の消費生活を支える商店街を支援する必要があります。
- 本市では、令和元（2019）年10月より、近隣に店舗がない地域を対象に移動販売を開始し、日常の買い物が困難な市民を支援しています。

施策2 企業活動の活性化支援

現状と課題

- 本市は、令和元年（2019）年の製造品出荷額等が6,779億円と県内5位の工業都市であり、市内には大手食品・飲料メーカーが集積し首都圏の台所機能を担っている京葉食品コンビナートや、高い技術・開発力を誇る中小製造業が多数立地する船橋機械金属工業団地などありますが、国内マーケットの将来を展望すると、人口減少による需要縮小が見込まれています。
- 市内事業所数は、需要の停滞や後継者不足等により、平成21（2009）年の16,606から平成28（2016）年の15,603に減少しており、既存企業の支援・育成と同時に創業を促進していく必要があります。本市中小企業融資制度の実績は近年減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が事業活動へ深刻な影響を与えたため資金繰り需要が増大したことから、国のセーフティネット保証4号認定等の発動や、これに伴った市独自施策を実施しました。

一人一人が自分らしく輝くまち
住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

商店街の賑わい創出と周辺住民の買い物利便性向上のため、商店会活動の支援や空き店舗対策などにより、商業環境の整備を推進します。

自宅近隣に店舗がない市民の日常における買い物の不便を解消するため、買い物支援を実施します。



当施策における主な取り組み

- ◆商店街を活性化するイベント等の支援
- ◆空き店舗の活用促進
- ◆移動販売等による買い物支援

施策の方向

市内企業の経営基盤を安定・強化させるため、資金調達や経営改善、事業承継などを支援します。新規産業の育成が進むよう、新たに市内で起業・創業を目指す人を支援します。



当施策における主な取り組み

- ◆ビジネスマッチング・異業種交流の推進
- ◆EC（電子商取引）導入支援等による国内外への販路拡大
- ◆新たなサービスやビジネスモデルの創出に向けたICT活用の支援
- ◆起業・創業の促進

施策3 安定的な雇用の確保

現状と課題

- 令和2（2020）年度に実施した市内事業者アンケート調査では、製造業の40.8%、非製造業の34.1%が、人材不足と回答しており、多くの企業で従業員の確保が困難となっています。一方で、子育てや介護をしている人、外国人、障害のある人など働くことに制約がある人や求職中の若者も多くいることから、それらの多様な人材が活躍できるような職場環境を整えることが求められています。

施策4 卸売市場の機能強化・充実

現状と課題

- 本市地方卸売市場の取扱高は近年増加傾向となっているものの、市場外流通が増加するなど、流通形態が変化し、地方卸売市場を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 消費者の食の安全・安心に対するニーズの高まりにより、品質管理・衛生管理を中心とした施設の高度化が求められています。

一人一人が自分らしく輝くまち
住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

市内企業の労働力不足の解消を図るとともに、多様な人材が希望どおり働けるよう、就労支援体制の継続・強化に取り組むとともに、市民が就労しやすい環境の整備を促進します。



当施策における主な取り組み

- ◆多様な人材の雇用に対する体制の整備の推進
- ◆障害のある人や求職中の若者への就労支援

施策の方向

広域的な流通拠点として、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、品質管理・衛生管理の高度化に対応できる施設の整備を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆卸売市場再整備の推進
- ◆市民向けのイベント等による卸売市場の活性化

18

農水産業

本市は、大消費地である首都圏に位置する恵まれた立地を活かした農業地域として、にんじん・小松菜・枝豆等の野菜をはじめ、梨に代表される果樹、花き、畜産など多様な農畜産業が営まれています。また、船橋沖に広がる干潟「三番瀬」は、江戸時代から豊かな漁場として知られ、現在も江戸前の漁場として栄えています。

施策1 人材育成と農地活用

現状と課題

- 本市の農業就業人口及び漁業就業者は年々減少しています。農業就業人口は、平成17(2005)年の2,692人から平成27(2015)年には1,917人に減少し、65歳以上の占める割合は平成17(2005)年の38.9%から平成27(2015)年には42.4%に上昇しています。また、漁業就業者は、平成20(2008)年の140人から平成30(2018)年には82人に減少し、65歳以上の占める割合は平成20(2008)年の42.9%から平成30(2018)年には35.4%と減少しているものの、依然として65歳以上が高い割合を占めています。
- 本市では就農者の育成に取り組んでおり、総就業人口は減少にあるものの、年齢別にみると15歳~34歳の農業就業人口は、平成22(2010)年は146人だったのに対して、平成27(2015)年は157人と増加しています。
- 市内の経営耕地面積(総面積)は、宅地化の流れを受け、平成27(2015)年は平成17(2005)年と比べ13.3%減少して946haとなっています。今後も相続を契機とした売却・転用や、生産緑地地区指定後30年経過に伴う指定解除等により、更なる農地の減少が懸念されています。また、高齢化や十分な収益を確保できないことなどを背景に、市内の農業生産者の約4割が耕作放棄地を所有しています。

施策2 流通・販売の強化

現状と課題

- 市内の農業産出額は、平成26(2014)年の88.9億円から令和元(2019)年には67.4億円と減少しているものの、本市のにんじんと梨の2品が特許庁の地域団体商標に登録されるなど、農水産業の付加価値を高めるため、農水産物のブランド化に取り組んできました。
- 市内の漁獲量は、平成26(2014)年の2,444トンから平成30(2018)年には3,117トンと増加しており、平成30(2018)年の漁獲量の中でもスズキ類やコノシロの漁獲量は日本一を誇ります。
- 近年は温暖化や自然災害等の影響により、のりの収穫量やアサリ類の漁獲量が減少傾向にあることから、のり養殖及びのり加工施設整備に係る支援のほか、貝類の資源回復のための取り組みが必要です。
- 平成28(2016)年度の市内消費者向けアンケートによると、農業が果たす役割として重要と考えるものは「新鮮な農畜産物の供給」が86.3%と最も高く、高い期待が寄せられています。
- 平成28(2016)年度の農業生産者向けアンケートによると、農家の約6割の生産額・生産量・農業所得が10年前より減少しており、経営の安定化に取り組む必要があります。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

高齢化・後継者不足による農業・漁業就業者の減少に対応するとともに、農水産業を持続的に発展させるため、担い手の確保・育成を図ります。

耕作放棄地の発生を抑制し、農地を保全するため、農地の利用を促進するとともに、農地の多様な活用を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆新規就農者・漁業就業者の育成
- ◆農地の貸付・借受のマッチングの促進
- ◆ふるさと農園の活用促進

施策の方向

生産者の経営基盤を安定・強化させるため、生産者の収益性を高める販売機会の拡大や環境整備を支援します。



当施策における主な取り組み

- ◆地元小売店や卸売市場との連携
- ◆地産地消の推進
- ◆農水産物のブランド化の促進や六次産業化などへの支援
- ◆スマート農業や施設・設備の導入支援

本市では、都市計画に関する基本的な方針を定めた「船橋市都市計画マスタープラン」に基づき、交流により発展し便利で住みよい都市、誰もが安全・安心・快適に暮らせる都市、自然と人と産業が調和した都市を目指し、都市づくりに取り組んでいます。

施策1 持続可能なまちづくり

現状と課題

- 本市は、鉄道駅を中心として市街化が図られ、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区（DID）で、かつ、市域の6割を占める市街化区域の中に9割以上の市民が居住しており、コンパクトな市街地が形成されています。一方で、市街化調整区域において、宅地開発により鉄道駅から遠く公共交通利便性の低い場所でも市街化が進んでおり、宅地化の抑制等を含めた適切な土地利用の方法を検討する必要があります。
- 将来的に人口減少が見込まれる地域では、バス・鉄道等の運行本数や生活に必要な施設が減少する等、生活の利便性が損なわれることが懸念されています。
- 今後は、人口構造の変化が見込まれる中でも、本市の利便性や賑わいを維持・充実することが求められています。

施策2 良好な市街地の整備

現状と課題

- JR船橋駅周辺と臨海部は連続性に欠けており、それぞれのエリアを結ぶ回遊性の向上が課題となっています。また、臨海部は、商業施設や集合住宅等が集積しており、利便性が高いエリアとなっていますが、地域の核となるJR南船橋駅前の土地活用が図られていないことから、まちとしての繋がりが希薄となっています。本市では、新たな回遊性を創出するとともに、地域が一体となる臨海部の玄関口を形成するためのまちづくりを進めています。
- 海老川上流地区は、本市の中央部に位置し、中心市街地にも近く、東葉高速線を有する地理的利点がある一方、休耕地が増えるとともに、宅地や墓地、資材置き場、作業場等が混在した土地利用が進んでいます。本市では、この地区に市立医療センター移転や新駅誘致を核とした新たなまちづくりを進め、ふなばしメディカルタウン構想の実現を目指しています。
- 新京成線二和向台駅周辺は、商業施設や公共施設が立地しており、北部地域の玄関口として高いポテンシャルを有する一方、道路や公園等の都市基盤整備が不十分であるという課題があります。本市では、同地域の市街地環境を改善するため、平成29（2017）年度に駅南側の国有地を取得し、活用方法を検討しています。
- JR船橋駅周辺は、本市の地域経済や市民活動の中心として重要な役割を担っていることから、本市では、市街地再開発と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、都市機能が集積する交流拠点の形成を図っています。しかしながら、細分化された土地に中層や低層の建築物が立ち並び、路地が入り組んでいる等、建築物の複合化や高度化が十分に図られていないエリアも存在しています。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

将来にわたり、まちの利便性や賑わいを維持・充実するため、「船橋市都市計画マスタープラン」に基づいた土地利用の誘導を図るとともに、地域の特性を踏まえた具体的なルールづくりを推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆「船橋市都市計画マスタープラン」に基づく土地利用の規制・誘導
- ◆地区計画制度等の活用

施策の方向

賑わいのある拠点や便利で住み良い住環境の創出のため、地域特性に応じた市街地整備を進めます。



当施策における主な取り組み

- ◆JR南船橋駅南口市有地活用事業の推進
- ◆「ふなばしメディカルタウン構想」に基づく海老川上流地区のまちづくりの推進
- ◆二和東5丁目市有地活用事業の推進
- ◆船橋駅南口市街地再開発事業の推進
- ◆飯山満地区土地区画整理事業の推進

本市は、昭和30年から50年代の人口急増期に学校建設を優先したことに伴い、道路整備が遅れた経緯があります。慢性的な渋滞の緩和や安全対策などの道路の環境整備は、市として継続的な課題となっていることから、市民ニーズも踏まえながら継続して取り組む必要があります。

施策1 歩行者空間の整備

現状と課題

- 本市の道路は、幅員の狭さや道路上の電柱により歩行者空間が不十分であることに加え、段差や急な勾配等が見られる歩道が存在しています。また、幹線道路の交通渋滞を回避する車両が生活道路を抜け道として利用している状況も見受けられます。
- 本市では、歩道の整備やバリアフリー化のほか、ゾーン30の整備等により、市民が安全に安心して歩くことができる良好な歩行者空間の整備を進めています。

施策2 自転車利用環境の整備

現状と課題

- 平成29（2017）年に施行された自転車活用推進法では、国や事業者と協力して自転車活用を推進することが求められています。
- 本市では、車道での自転車走行環境の整備を進めていますが、幅員が不足している道路や自転車走行空間が明確でない道路において、歩行者や自転車利用者の安全な通行が妨げられるケースが発生しています。
- 本市では、自転車等駐車場（駐輪場）の整備を進めるとともに、放置自転車の移送や街頭指導員による見回り・啓発を実施したことにより、放置自転車は減少傾向にあるものの、解消には至っていません。また、通勤・通学時の駐輪需要にも変化が予想されることから、駐輪場の利用状況に合わせた利用方法や整備等を検討する必要があります。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

歩行者が道路を安全・安心に通行できるよう、生活道路の安全対策を行うほか、無電柱化を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆歩道やコミュニティ道路の整備
- ◆無電柱化の推進

施策の方向

自転車の利用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車利用環境を整備します。

放置自転車を減少させるため、駐輪場の利用状況に合わせた利用方法や整備等の検討、放置自転車の計画的な移送及び街頭指導員による見回りを実施します。



当施策における主な取り組み

- ◆自転車走行環境の整備
- ◆駐輪場の整備等
- ◆放置自転車対策の推進

施策3 道路ネットワークの構築

現状と課題

- 本市は、都心部と県都千葉市方面を結ぶ交通動脈上に位置し、広域的な道路ネットワークの要所となっていることから、国及び県と連携しながら道路整備を行い、幹線道路（国・県道）と市道のアクセスを円滑にする必要があります。
- 本市では、令和2（2020）年度時点で53路線（約129km）の都市計画道路を都市計画決定し、事業決定をしている6路線の整備を進めており、令和2（2020）年度時点の整備率は45.1%となっています。また、右折レーンの設置等交差点改良を進めています。

施策4 地域公共交通の活性化

現状と課題

- 本市は、9路線35駅を有する鉄道網やバス路線が充実していますが、鉄道駅やバス停留所といった公共交通機関の発着場所から一定以上の距離がある公共交通不便地域が存在しています。本市では、公共交通不便地域で地域にお住まいの方が快適に移動できるよう路線バスを運行する事業者を支援しています。また、高齢者が自家用車に頼らず気軽に外出できるよう、自動車教習所や老人福祉センターの送迎バスを活用した移動支援を行っています。
- 人口増加に伴い市内鉄道利用者は増加傾向にありますが、バス利用者は横ばいで推移しているほか、交通渋滞により定時運行が確保できないバス路線も存在しています。本市では、バスをはじめとした公共交通利用を促進するため、バス待ち環境の改善を行うほか、次世代技術を活用し、誰もが公共交通を使いやすくなる仕組みの構築を検討しています。

一人一人が自分らしく輝くまち
住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

交通渋滞を緩和し、円滑な道路ネットワークを構築するため、計画的な都市計画道路の整備や交差点改良等を推進するほか、国及び県に道路整備の要望を行い市道との連携を図ります。



当施策における主な取り組み

- ◆都市計画道路の整備
- ◆交差点の改良
- ◆交通ビッグデータを活用した分析・検討・実施

施策の方向

高齢者をはじめ市民が市内を快適に移動できるよう、公共交通不便地域に対する支援を行うほか、公共交通機関の利用を促進します。



当施策における主な取り組み

- ◆公共交通不便地域における路線バス運行事業者の支援
- ◆路線バス等の利用促進

21

汚水処理

下水道や浄化槽等の汚水処理施設は、生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。本市では、下水道の整備を市街化区域において優先的に進めるとともに、下水道が利用できない区域では合併処理浄化槽による汚水処理を実施し、汚水処理人口普及率は令和2（2020）年度末で97.1%まで上昇しています。

施策1 下水道の整備と管理

現状と課題

- 本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、直近20年間で約3,000haを整備した結果、下水道普及率は令和2（2020）年度末時点で90.0%と高い水準です。また、下水道整備の効果として河川の水質は大幅に改善されました。
- 下水道施設の老朽化は、道路陥没や下水処理機能停止等の事態を招く恐れがあります。令和2（2020）年度末において整備済の管路約1,500kmのうち約350kmが、整備後30年を経過し、今後20年以内に標準耐用年数を経過することから、計画的な点検・調査及び改築に着手しています。
- 下水道事業は平成30（2018）年度から公営企業会計へ移行し、経営や資産等の状況の把握が可能となりました。また、令和2（2020）年度に中長期的な経営計画である「下水道事業経営戦略」を策定し、この中で10年間の「投資・財政計画」を定めました。

施策2 し尿処理体制の充実

現状と課題

- 単独処理浄化槽は、トイレ以外の生活雑排水の処理ができず、合併処理浄化槽に比べて有機汚濁の排出量が8倍にもなることから、市内河川や下流の海域の水質への影響が懸念されます。本市では、単独処理浄化槽の基数が、平成27（2015）年度の20,733基から令和2（2020）年度の11,081基へと減少傾向にあるものの、更に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。
- 浄化槽は設置後年数が経過しているものが多く、老朽化に伴い発生した不具合が修繕されることのないまま使われ続けるケースもあり、浄化槽の不適正管理が水質悪化を招く恐れがあります。
- 公共下水道の整備に伴い、し尿・浄化槽汚泥の搬入量が減少しており、その処理施設である西浦処理場は、処理下限値を下回ることが今後予想されることから、搬入量に合わせた再整備が必要です。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域の下水道整備を優先的に進め概成を目指すとともに、市街化調整区域の下水道整備について検討を行います。

下水道事業を持続可能かつ安定的な運営とするため、計画的な点検・調査及び改築を行うほか、経営状況や社会情勢の変化等を踏まえた計画的・効率的な経営を行います。



当施策における主な取り組み

- ◆公共下水道の整備
- ◆下水道施設の計画的な老朽化対策の推進
- ◆下水道事業の投資・財政計画に基づく経営の実行及び計画の推進・改善

施策の方向

生活排水を浄化槽で適切に処理し、公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の適正管理を啓発するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進します。

西浦処理場については、し尿・浄化槽汚泥の搬入量に合わせた処理施設にするとともに、濃縮した汚泥を再生可能エネルギーの原料として供給できる施設として再整備を行います。



当施策における主な取り組み

- ◆高度処理型合併処理浄化槽の普及促進
- ◆バイオマスの利活用を行う前処理施設への西浦処理場再整備

水や緑は、人々に安らぎや潤いを与え、様々な生物を育むなど、都市にとってかけがえのないものです。本市では、この環境を大切にするため、本市の貴重な財産である海や川や緑といった自然を活かしながら、水辺空間の保全・回復・創出を図るとともに、緑豊かなまちづくりを進めているほか、生物多様性の保全と持続的な利用を進めています。

施策1 自然を活かした水辺の整備

現状と課題

- 本市では、水環境の保全および再生を目的とした多自然川づくりに取り組んでおり、水辺の植生が自然に回復する環境や生物の多様な生息・生育環境の形成を図るとともに、親水性にも配慮した整備を進めていますが、依然としてコンクリート等で整備されたままの河川も多い状況です。
- 都市化の進展等による雨水の地下浸透量の減少は、湧水量や平常時河川流量の減少に繋がっており、水環境への影響が懸念されています。

施策2 緑の保全と公園緑地の整備

現状と課題

- 本市には、河川の源流域となる斜面緑地のほか、ふなばしアンデルセン公園や千葉県立船橋県民の森など、特徴ある緑の自然環境が見られます。
- 本市では、都市緑地の開設、指定樹林の指定や市民と協働した緑の創出等を行っていますが、都市化の進展等により、本市の300m²以上のまとまった樹林地は、平成16(2004)年から平成25(2013)年の9年間で6%減少しています。
- 本市では、都市公園面積について市民一人当たり5.0m²を目指し、公園の整備・拡張を進めていますが、令和2(2020)年度末時点で3.37m²であり、令和元(2019)年度末時点の全国の10.7m²や千葉県の7.05m²に比べ少ない状況であることから、更なる整備が必要です。

施策3 生物多様性の保全・利用

現状と課題

- 市内の動植物について、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度及び平成25(2013)年度から平成26(2014)年度に実施した自然環境調査の結果を比較すると、同一地域において、確認できなくなった動植物があり、都市化に起因する自然環境への影響が顕在化しています。
- 本市では、地域特性を十分に踏まえて、今後の生物多様性の保全のあり方や持続可能な利用を進めていくため、「生物多様性ふなばし戦略」を策定し、樹林や草地、水田・湿地、河川、干潟・浅海域など様々な自然環境の保全のほか、市民や事業者と協働した取り組みや、ふなばし三番瀬環境学習館において市内全小学校を対象とした環境学習等を実施しています。
- 三番瀬を含む東京湾では、青潮の発生による魚介類への影響が顕在化しており、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生を図る必要があります。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

市民の憩いや交流の場の創出のほか、生物の生息・生育環境や多様な水辺の景観を形成するとともに、地下水のかん養や流域内の保水機能を確認するため、多自然川づくりや調整池等を活用した水辺空間の整備を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆多自然川づくりの推進
- ◆調整池等を活用した水辺空間の整備
- ◆海老川調節池の多目的利用の促進

施策の方向

本市の特性を踏まえた景観や水と緑のネットワークを形成・維持するとともに、市民が豊かな緑を感じられるよう、樹林地等の緑を保全・活用するほか、公園緑地の整備を推進します。



当施策における主な取り組み

- ◆樹林地等の緑の保全・活用
- ◆公園緑地の整備、施設の改修

施策の方向

生物多様性の保全のため、市内の動植物の生息状況を把握し、自然環境の保全の施策に繋がります。三番瀬については、千葉県や関係自治体と連携し、保全・再生を図りながら、将来的なラムサール条約登録を目指した取り組みを進めます。

本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る意識を醸成するため、市民・事業者に対して環境に関する情報発信を行うほか、環境保全活動や環境学習等のイベントを実施します。



当施策における主な取り組み

- ◆生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する普及啓発・人材育成
- ◆ふいなばし三番瀬環境学習館の活用等による環境学習の促進と三番瀬の保全

本市では、プラスチックごみの飛散・海洋流出や食品廃棄物の増加のほか、地球温暖化等の環境問題を踏まえ、資源を無駄なく循環させ、未来へ繋ぐ持続可能な社会づくりを推進しています。

施策1 ごみの適正処理

現状と課題

- 本市では、ごみ分別や資源化の推進のほか、家庭系可燃ごみの収集回数の見直し等を行い、市民一人当たりの家庭系ごみの排出量は、平成27（2015）年度の567g/日から令和2（2020）年度の551g/日へと減少傾向にあります。一方で、事業系ごみは近年横ばいで推移していることから、減少に向けた更なる取り組みが必要です。
- 本市では、廃棄物の不法投棄対策として、年間を通して監視パトロールを実施していますが、不法投棄の根絶には至っていないため、更なる取り組みが必要です。

施策2 地球温暖化対策の推進

現状と課題

- 本市における温室効果ガス排出量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。令和2（2020）年度に策定した「船橋市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガス排出量について、意欲的な長期目標として2050年ゼロ・カーボンを掲げており、温室効果ガスを削減するための取り組みを市民・事業者と連携して進めています。また、気候変動による影響を回避・軽減するため、熱中症対策など市民・事業者と情報共有していく必要があります。
- 市域から排出される温室効果ガスについては、平成2（1990）年度から平成30（2018）年度にかけて、部門別に見ると産業部門が約55%削減されている一方、運輸部門では横ばい、家庭部門では家電製品の大型化、保有台数の増加、世帯数の増加などにより約54%増加しています。
- 本市では、南北清掃工場におけるごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用した高効率発電や、下水処理場における消化ガス発電など、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を行っており、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減が進んでいます。

施策3 生活環境の保全

現状と課題

- 本市では、まちの環境美化のため市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行ってきたことにより、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づく勧告件数や、駅周辺の散乱ごみ量は減少傾向にあります。しかし、JR船橋駅・JR西船橋駅・JR津田沼駅北口周辺の重点区域では、いまだに多くの散乱ごみや条例違反者が見受けられることから、令和3（2021）年度より違反者に対し直ちに過料を科すこととしました。
- 本市の大気環境については、公害を防止するために必要な規制措置を講じた結果、工場等から排出されるVOC（揮発性有機化合物）等の削減が進んだほか、低公害車の普及等により改善の傾向が見られます。しかしながら、光化学オキシダントが全国的に環境基準を超過する状態が続いており、原因物質の一つであるVOCの削減に向け事業者への指導を引き続き実施する必要があります。

- 一人一人が自分らしく輝くまち
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- 命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向

循環型社会を構築するため、ごみの発生抑制と資源化を促進するとともに、廃プラスチック対策として啓発活動を行います。

不法投棄のないまちとするため、廃棄物の適正処理に向けた事業者等への指導を行うほか、市民・事業者と連携して監視体制の強化を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ごみの発生抑制の促進 ◆資源化の促進
- ◆廃プラスチックの飛散及び海洋流出の防止に向けた啓発活動
- ◆産業廃棄物の適正処理の促進と監視体制の強化

施策の方向

脱炭素社会を実現するため、温室効果ガスを削減する取り組みと、地球温暖化の影響に対応するための取り組みについて、市民・事業者と連携して推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆市民・事業者への環境配慮行動の普及・啓発
- ◆省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギーの普及促進

施策の方向

まちの環境美化のため、市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行います。大気環境を改善し、市民が安全で快適な生活を送れるように、工場等からの大気汚染の防止対策を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆パトロール等による路上喫煙及びポイ捨て防止対策の推進
- ◆大気汚染物質の排出事業者への排出抑制の指導

市民の信頼や理解を得ながら行政運営を行うためには、積極的に情報を提供するとともに、市民の声を的確に捉え、市政に活かしていくことが必要です。

本市には、商業・観光施設や歴史的・文化的遺産、特産品など豊富な地域資源があることから、更なる地域資源の活用とともに、魅力の発信が必要です。

施策1 広報・広聴機能の充実

現状と課題

- 本市では、広報媒体の一つとして「広報ふなばし」を発行しており、新聞折り込みや個別ポスティング、公共施設や主要駅をはじめとする施設等で配布しています。個別ポスティングによる配布数は、増加しているものの、広報紙を折り込んでいた新聞購読者数は減少しているため、全体の配布数は減少しています。
- 広報紙のほかにも、市ホームページやSNS、デジタルサイネージなど多様な媒体を通じて情報を発信していますが、今後も社会情勢の変化とともに登場する新たな情報発信ツールを活用していくことが必要です。
- 本市では、マスメディアへのリリース配信を積極的に実施しており、令和2（2020）年度は、365件のリリース配信を行い、1,342件のメディアへの露出がありました。リリース配信件数に対して、メディアへの露出件数が多くなっていることから、今後も効果的なマスメディアへのリリース配信やプレスイベントの活用が求められます。
- 市民の声を収集する市政ポストや電子ポストは、令和2（2020）年度市政ポストに312件、電子ポストに869件のご意見があり、多くの市民が市政への意見を行う機会として利用されています。また、市民意識調査や市政モニター制度を活用し、市民ニーズの把握に努めています。

施策2 魅力発信の充実

現状と課題


- 本市には、市民のみならず、多くの人に親しまれ、利用されている「ふなばしアンデルセン公園」のほか、文化、スポーツ、産業、自然環境など、魅力的な地域資源があります。このような地域資源をさらに活かすため、今後も関係機関等と連携しながら、本市の魅力の発信を推進していく必要があります。
- 「ふなばしロケーションズ ふなロケ」は、船橋市内において、映画やドラマ、CM、プロモーションビデオなどの撮影制作に関わる要望に応える窓口で、市内の各ロケーション紹介をはじめ、撮影が円滑に進むようサポートを行っています。当ガイドを利用した本市への撮影問い合わせ件数は、平成27（2015）年度の217件から令和2（2020）年度の373件へと増加傾向にあることから、本市の魅力を発信するための情報露出やPRをさらに推進していく必要があります。
- 訪日外国人観光客数は、令和元（2019）年に3,188万人と7年連続で増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、令和2（2020）年は412万人と大幅に減少しました。今後の、国際的な観光動向は不透明ですが、インバウンド（訪日外国人旅行）需要の回復を見据えた取り組みを推進する必要があります。

一人一人が自分らしく輝くまち
住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
命と暮らしを守る強靱なまち



施策の方向


広く多くの市民へ市政情報を届けるため、多様な媒体を活用して情報提供の充実を図ります。
 複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民ニーズに対応した行政運営を行うため、広聴機能の充実を図ります。

 **当施策における主な取り組み**

- ◆多様な媒体を活用した市政情報の発信
- ◆市民ニーズを幅広く把握する機会の充実

施策の方向

本市の地域資源が活かされ、まちが活性化されるよう、観光スポットやロケ地の紹介、誘客を図るほか、新たな魅力の発掘と発信に取り組みます。

 **当施策における主な取り組み**

- ◆地域資源を活かした観光プロモーションの推進
- ◆インバウンド対応の推進

資料編

FUNABASHI CITY

1. 注釈（用語解説）

あ行

安心登録カード 災害時における救援・支援や日頃の見守り活動のため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害がある人等の情報を登録し、地域で共有するもの。

雨水貯留浸透施設 雨水の流出を抑制するための施設。学校、公園等の地表面に一時的に雨水を貯留する方式や、地下に貯留槽を設置し雨水を貯留または一部を浸透させる方式がある。

か行

海岸保全施設 津波や高潮等の自然災害や、海水による浸食から海岸を防護するための施設のこと。堤防、護岸、水門等がある。

基幹相談支援センター 困難な相談事例への対応や、市内の事業所等からの相談、地域の相談支援体制の強化（ネットワーク作り等）、また、障害者支援施設や精神科病院等と連携し、障害のある人の地域生活への移行・定着支援を行う。

義務的経費 市の歳出の中で、支出が義務付けられ任意に削減できない極めて硬直性が高い経費のこと。職員給与等の人件費、生活保護等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費がある。

緊急輸送道路 大規模災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、施設の復旧など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された路線。

国史跡 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、わが国にとって歴史上または学術上価値の高いもののうち重要なもの。

健康寿命 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域等広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

耕作放棄地 以前耕地であったもので、過去一年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

交通ビッグデータ ETC2.0車載器等から収集される車両の速度や経路、挙動（急減速、急ハンドル）などの走行履歴データなどのこと。

高度処理型合併処理浄化槽 通常の合併処理浄化槽の機能に加え、窒素やリン等を除去する機能がある浄化槽。

コミュニティ道路 歩行者にとって安全かつ安心な通行空間とするため、車道を部分的に狭くしたりすることで自動車が速度を出せないようにし、歩行者、自転車及び自動車が同一空間を共有しながら利用する道路。

さ行

最低居住面積水準	世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準（単身者：25㎡、2人以上の世帯：10㎡×世帯人数+10㎡）。
市街化区域	既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向などを勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	原則として用途地域は定めず、一定の要件などを備えた開発行為以外は許可されない市街化を抑制すべき区域。
住宅セーフティネット	セーフティネットとは、建設現場等で落下防止のために貼る防護網の一種、あるいは、そうした事態になることを防止する仕組みのことを言う。住宅政策においては、自力で適正な水準の住宅を確保できない者に対して、行政が関与して、健康で文化的な生活を保障していくという意味で使われる。
住宅確保要配慮者	住宅セーフティネット法において定義された、低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人。
人口集中地区（DID）	日本の国勢調査において設定される統計的な地区であり、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/㎢以上の基本単位区が互いに隣接して5,000人以上となる地区に設定される。
生産緑地	市街化区域内にある土地又は森林で、都市計画によって指定された生産緑地地区内の農地等。
生物多様性	地球上では、人間だけでなく、動物や植物、昆虫などいろいろな生き物が他の多くの生き物と相互に関わり合って生きており、こうした生き物たちの豊かな個性とつながり。
生物多様性の保全及び持続可能な利用	暮らしを支える、食べ物や水、木材や繊維などの資源、快適な環境などの生物多様性の恵みを受け続けていくため、自然環境を保全する活動（生物多様性の保全）や適切な資源の消費（持続可能な利用）などを実施すること。
セーフティネット保証4号認定	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。
ゾーン30	区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策（交差点カラー舗装等）を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路の安全対策。また、「ゾーン30」にハンプや狭さく等の物理的デバイスを組み合わせた安全対策を「ゾーン30プラス」という。

た行

ダブルケア	晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある人（世帯）が、親の介護も同時に担う。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域団体商標	地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的として導入され、地域の名称及び商品（サービス）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する制度。
地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
地区計画制度	都市計画法第12条の5にもとづき、ミニ開発や無秩序な市街化を防止して良好な市街地環境の形成・保全を図ることを目的として、建築物の建築形態や公共施設の配置等を地区住民とともに定める計画。
調整池	宅地等の開発区域内に降った雨水を一時的に貯留させることで、開発行為により増加する雨水流出量を抑制する池のこと。
調節池	大雨時に増水した河川の水を一時的に流入させることで、下流側の河川の水量を軽減する池のこと。
地方衛生研究所 全国協議会	地方衛生研究所は、都道府県、政令指定都市と中核市、特別区の一部に設置されている。地方衛生研究所全国協議会は、全国の地方衛生研究所間の連携を密にすることにより事業の強化促進を図り、もって公衆衛生の発展に寄与することを目的としている。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
電話de詐欺	電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空又は他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに来たりする手口の詐欺のことで、平成27（2015）年8月に千葉県が広報用の名称として命名した。
トリアージ	多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度を判定して、治療または搬送の優先順位を決める。

な行

日常生活自立支援事業	判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が認知症の疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。

は行

バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表し、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。
パリ協定	温室効果ガス削減の国際的枠組みとして、平成27 (2015) 年12月フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) で採択された協定。21世紀後半には、温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組を推進すること、各国が平成30 (2018) 年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5年毎に進捗を点検することなどが主な内容で、平成28 (2016) 年11月4日に発効した。
被災者生活再建支援システム	罹災証明書をデータ化し、発行までに要する期間を短縮するとともに、見舞金や住宅支援など各種支援事業に迅速かつ的確につなげるシステム。
避難行動要支援者	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人。
病院前救護所	市内で震度6弱以上を観測した場合等に、災害医療協力病院の玄関前等に開設される救護所。
船橋市健康スケール	保健医療や介護、福祉に従事する専門家の意見を取り入れた船橋市オリジナルの指標。生活や運動等に関する質問に答えることで、年齢別平均を100とした元気度を表すとともに、3年後の要介護・要支援リスクをお知らせする。
ふなばし健康ポイント事業	健康に関する行動 (ウォーキング、教室参加など) に対してポイントが獲得でき、貯まったポイントに応じて景品が当たる。
船橋市居住支援協議会	宅地建物取引業者や居住支援団体、船橋市などで構成し、各関係団体等の連携により、高齢者等の住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題の解決策を協議する組織。

ふなばしシルバー リハビリ体操	医師が考案した、いつでも、どこでも、どなたでもできる市民同士の支えあいによる健康づくりを目指した体操。
--------------------	---

ふなばしメディカル タウン構想	医療や健康をテーマとした新たなまちづくりの考え方をまとめたもので、このまちづくりにより「健康寿命日本一」を目指す本市の健康・医療の中核となるまちを目指す。
--------------------	---

ふらっと船橋	市の基幹相談支援センターとして、また、総合相談窓口の一つとして、障害のある人やその家族、支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う。
--------	---

フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。加齢とともに筋力や認知機能などの心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害や要介護状態などの危険性が高くなった状態を指す。
------	---

妨害運転	他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行う、いわゆる「あおり運転」。
------	--

や行

ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供。
---------	--

要配慮者	災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人。
------	---

ら行

ラムサール条約	正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化などの情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。本市の近くでは谷津干潟があり、三番瀬も登録のための検討が始まっている。
---------	--

レファレンス サービス	利用者の調査研究課題に対して、適切な資料・情報を紹介し、課題解決を助けるサービス。課題解決に役立つ資料を提供するとともに、資料に盛り込まれている内容（情報）、あるいは課題解決に有効な情報そのものを提供することも含む。
----------------	--

六次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。
-------	--

その他

2050年ゼロ・ カーボン	2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す本市の長期目標。
3R (リデュース・ リユース・ リサイクル)	「ごみを出さない」(リデュース:Reduce)、「一度使って不要になった製品等を再び使う」(リユース:Reuse)、「ごみを資源として再生利用する」(リサイクル:Recycle)という廃棄物処理や再生利用の優先順位のことを、それぞれの頭文字をとって「3R」と呼ぶ。
8050問題	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子供の生活を支える問題。
HACCP (ハザップ)	原材料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を管理し、安全性を確保する管理手法。平成30(2018)年6月に食品衛生法が改正され、原則としてすべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められている。
VOC (揮発性有機 化合物)	大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、光化学オキシダント等の原因物質の一つとなっている。

2. 計画策定の経過

日付		内容
平成30年 (2018)	9月25日(火)～10月9日(火)	●船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査(一般) 対象：市内にお住まいの満18歳以上の方から無作為に抽出した6,000名
	10月	●船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査(中学生) 対象：市内中学2年生1,113人(行政5ブロックごとに1校ずつ計5校選定)
平成31年 (2019)	1月15日(火)～2月10日(日)	●24地区市民会議(自由参加型) 市内24地区コミュニティごとに市民会議を開催
	3月	総合計画策定に向けた基礎調査報告書作成 人口推計調査報告書作成 船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査報告書作成
令和元年 (2019)	5月	第3次船橋市総合計画策定方針作成
	5月16日(木)	●第1回船橋市総合計画審議会 審議会委員委嘱、審議会へ諮問、策定方針の説明、 平成30年度基礎調査等報告
	5月18日(土)	●第1回公募型市民ワークショップ「ふなばSHIPミーティング」 (市民アンケート調査実施時の公募により29人が参加) 船橋の強みと弱みの洗い出し
	6月8日(土)	●第2回公募型市民ワークショップ「ふなばSHIPミーティング」 強みを伸ばし・弱みを改善するための基本的取組を検討
	6月29日(土)	●第3回公募型市民ワークショップ「ふなばSHIPミーティング」 基本的取組の推進によって実現を目指す「めざすべき姿」の検討と発表
	7月31日(水)	●第2回船橋市総合計画審議会 序論の審議
	8月21日(水)	●第3回船橋市総合計画審議会 基本構想の審議
	12月25日(水)	●第4回船橋市総合計画審議会 基本構想・基本計画の審議
令和3年 (2021)	3月30日(火)	●第5回船橋市総合計画審議会 これまでの審議経過・今後の計画策定の考え方 序論・基本構想の修正・追加
	8月10日(火)	●第6回船橋市総合計画審議会 序論・基本構想の審議、基本計画の審議
	8月23日(月)	●第7回船橋市総合計画審議会 基本計画の審議

日付		内容
令和3年 (2021)	9月1日(水)～10月1日(金)	第3次船橋市総合計画基本構想パブリック・コメント
	10月13日(水)	●第8回船橋市総合計画審議会 基本計画の審議
	10月22日(金)	●第9回船橋市総合計画審議会 基本計画の審議、基本構想答申案の審議 ●基本構想の答申
	11月5日(金)～12月6日(月)	第3次船橋市総合計画基本計画パブリック・コメント
	12月21日(火)	第3次船橋市総合計画基本構想議決
	12月22日(水)	●第10回船橋市総合計画審議会 基本計画答申案の審議 ●基本計画の答申

3. 総合計画審議会

船橋市総合計画審議会条例

昭和53年9月28日

条例第40号

改正 平成30年12月26日条例第58号

船橋市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合計画に関し、市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するため、船橋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平30条例58・一部改正)

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要があると認める者

(平30条例58・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員(前条第1号に掲げる委員を除く。)は、委嘱時における職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。

(平30条例58・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

(船橋市総合開発審議会条例の廃止)

2 船橋市総合開発審議会条例(昭和35年船橋市条例第13号)は、廃止する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年船橋市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成30年12月26日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

船橋市総合計画審議会委員名簿

(各号委員50音順)

区分	氏名	役職等	備考
第1号委員 7人	ウ オザキ カツヤ 宇於崎 勝也	日本大学 理工学部 教授	
	ウ シヤマ ク ニヒコ 牛山 久仁彦	明治大学 政治経済学部地域行政学科長・教授	副会長
	カノギ メグミ 柏木 恵	キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹	
	ナカハラ ヨシエ 中原 美恵	東洋大学 名誉教授	
	フジノ タツヤ 藤野 達也	淑徳大学 教授	
	ミヤワキ アツシ 宮脇 淳	北海道大学 法学研究科・公共政策大学院 教授	会長
	ヤシロ トモヨキ 屋代 智之	千葉工業大学 教授	
第2号委員 5人	ツボイ ヒロミ 坪井 弘美	船橋市PTA連合会 監事	令和3年3月29日まで
	ツチヤ ヤスミ 土屋 保美	船橋市PTA連合会 総務長	令和3年3月30日から
	ナカムラ ジュンヤ 中村 順哉	船橋市医師会 副会長	令和3年5月15日まで
	ミ ス ヒデミツ 三須 榮光	船橋商工会議所 青年部 監事	
	モトキ ツギオ 本木 次夫	船橋市自治会連合協議会 会長	令和3年6月20日まで
	ヒラカワ ミチオ 平川 道雄	船橋市自治会連合協議会 会長	令和3年6月21日から
	ワコウ ミチコ 若生 美知子	船橋市社会福祉協議会 会長	
第3号委員 4人	イナガキ ミホ 稲垣 美穂	市民委員	
	オ フヂ タツト 小渕 達人	市民委員	
	フカオ エツコ 深尾 悦子	市民委員	
	ヨシヤ カスヒデ 萬屋 一秀	市民委員	
第4号委員 4人	カタギリ タカシ 片桐 卓	公益社団法人 SL災害ボランティアネットワーク・千葉 会長	
	コ ガ ヒトシ 古賀 仁	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 千葉ゾーン 総務マネジャー	令和元年12月24日まで
	カモシタ ヒロシ 嶋下 浩	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 総合渉外部 千葉ゾーンマネジャー	令和元年12月25日から 令和3年3月29日まで
	オオカワ ヒロシ 大川 裕	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 総合渉外部 千葉ゾーンマネジャー	令和3年3月30日から
	コバヤシ イチロウ 小林 一朗	株式会社クボタ 水環境総合研究ユニット 顧問	
ヤベ ユウ 矢部 優	イケア・ジャパン株式会社 リーダーシップディベロップメントリーダー		

諮問

船 政 第 9 4 号
令和元年5月16日

船橋市総合計画審議会 会長 様

船橋市長 松戸 徹

第3次船橋市総合計画の策定について（諮問）

令和3年度を初年度とする第3次船橋市総合計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答申（基本構想）

令和3年10月22日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市総合計画審議会長 宮脇 淳

第3次船橋市総合計画基本構想（素案）について（答申）

令和元年5月16日に本審議会に諮問のありました第3次船橋市総合計画の策定について、これまで慎重に審議を重ねてまいりました。

これまでの審議会での意見は、貴市で御検討いただき、基本構想（素案）に反映されております。

基本構想の策定にあたっては、本審議会での意見を十分尊重いただくことをお願いし、第3次船橋市総合計画基本構想（素案）について、別添のとおり答申いたします。

答申（基本計画）

令和3年12月22日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市総合計画審議会長 宮脇 淳

第3次船橋市総合計画基本計画（素案）について（答申）

令和元年5月16日に本審議会に諮問のありました第3次船橋市総合計画の策定について、これまで慎重に審議を重ねてまいりました。

これまでの審議会での意見は、貴市で御検討いただき、基本計画（素案）に反映されております。

基本計画の策定にあたっては、本審議会での意見を十分尊重いただくことをお願いし、第3次船橋市総合計画基本計画（素案）について、別添のとおり答申いたします。

なお、今後の基本構想・基本計画の計画図書の作成や、実施計画の策定にあたっては、基本計画における施策間相互の関係性や具体的な取り組み内容が市民にわかりやすく伝わるよう、これらの点に留意していただきたくお願いいたします。

4. SDGs

SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>【目標11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

5. 都市宣言

スポーツ健康都市宣言

昭和五十八年十月十日

船橋市宣言

スポーツ健康都市宣言

私たち船橋市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的な都市をめざして、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康な生活を営もう。
- みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、子どもを健やかに育てよう。
- スポーツを通じて、いきいきとした地域の輪を広げよう。
- スポーツを通じて多くの仲間とふれあい、はずむ心を世界に伸ばそう。

平和都市宣言

昭和六十一年十二月十九日

船橋市宣言

平和都市宣言

船橋市は、現在人口五十一万を擁する首都圏有数の中核都市に成長し、第二の飛躍期を迎えている。そして、「活力ある近代的都市」を市政の目標に掲げ、より豊かな福祉社会実現のため懸命な努力を続けているところである。

しかし、郷土船橋の限りない繁栄は、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。

私たち船橋市民は、世界の恒久平和を願い、我が国の国是である非核三原則を遵守し、平和を脅かす核兵器の廃絶を目指して最大の努力を払うことを決意し、ここに「平和都市」を宣言する。

福祉と緑の都市宣言

平成四年九月十四日

船橋市宣言

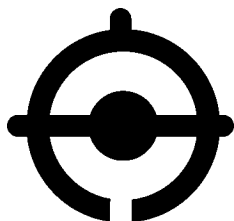
福祉と緑の都市宣言

船橋市は、今や人口五十四万を擁する首都圏屈指の中核都市へと成長し、二十一世紀に向けさらに大きく飛躍しようとしております。

私たち船橋市民は、緑豊かな環境の中で、お年寄りや障害をもつ方々を大切にす優しい心をはぐくみ、次代を担う子供たちが、すくすくと成長できる生きがいと温もりで満ちたまちづくりを目指し、ここに「福祉と緑の都市」を宣言いたします。

6. 市章・市の木・市の花

市章



市の紋章は、船橋市の舟の字を図案化したもので、市の発展を象徴しています。昭和12年3月、市制施行に先立って、市紋章を募集し、入選作品を採用したもので、昭和12年8月6日に市議会で議決されました。

市の木



市の木「サザンカ」

市の木は、昭和48年に開催された千葉県(若潮)国体に向けての記念事業として、市民からの応募により昭和45年に制定しました。

市の花

市の花は第24回全国都市緑化ふなばしフェア開催を記念し、平成19年10月2日に制定しました。市民の皆さんからのアンケートをもとに、船橋市の花選定委員会において2種類の花を選びました。



「ヒマワリ」

広く市民に親しまれており、太陽に向かって咲き、力強く、将来の船橋市の子どもたちに勇気と希望を与える花であることから選ばれました。



「カザグルマ」

船橋市に自生している貴重種であり、市のシンボルとして、大切に保護し、保存していくべき花であることから選ばれました。



表紙のデザインについて

ふなばしアンデルセン公園内に建つ風車をモチーフにしています。この風車は、姉妹都市のデンマーク・オーデンセ市に現存する1800年代に建設された風車を手本に、デンマークの職人により組み立てられた粉ひき風車で、船橋市景観重要建造物に指定されるなど、同公園のみならず、本市のシンボルの一つとなっています。

第3次船橋市総合計画

発行日 令和4年3月

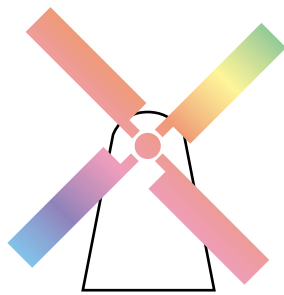
発行者 船橋市

編集 企画財政部政策企画課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

TEL 047-436-2057 FAX 047-436-2058

印刷 株式会社サンワ



第3次 船橋市総合計画

The Third Funabashi City
Comprehensive Plan

